

藤井寺市障害者計画
藤井寺市障害福祉計画(第4期)

平成27年3月

藤井寺市

はじめに

近年、少子高齢化や独居世帯の増加など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、福祉サービスのニーズは多様化しています。また、平成25年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を進められるとともに、同年には「障害者差別解消法」が成立し、平成26年1月には「障害者権利条約」を批准しています。

本市においては、障害のある方々に関する各種施策を適切に実行するため、平成18年度に「藤井寺市障害者計画」を策定しました。また、同年度に「藤井寺市障害福祉計画」を策定し、障害のある方々を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成20年度に第2期計画、平成23年度に第3期計画を策定し、障害福祉サービス等の充実に努めてまいりました。

この度、両計画が平成26年で計画期間が終了することから、多様化する障害のある人やその家族のニーズに対応するとともに、法制度の変化に的確に対応する「藤井寺市障害者計画」平成29年度の状況を見据えて障害福祉サービスなどの見込量を定めた「藤井寺市障害福祉計画（第4期）」を一体的に策定しました。

今後、計画に基づき、障害のある方を含むすべての市民の皆様が互いに人格と個性を尊重し、支えあい、自立して生活できる社会の実現を目指し、障害のある方々にライフステージを通じて切れ目のない支援を提供できるよう、取り組んでまいります。

最後に、計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様、各障害者団体、関係機関の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

藤井寺市長 國下和男

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
第1節 計画策定の背景と趣旨	3
第2節 計画の位置づけと期間	8
第3節 計画の策定体制	10
第2章 障害のある人を取り巻く現状	11
第1節 障害のある人の推移	11
第2節 自立支援医療の状況	16
第3節 特別支援学級等の状況	16
第4節 アンケート調査結果	18
第5節 団体アンケート調査結果及びこれまでの藤井寺市障害者支援会議に おける議論からの課題	42
第2部 障害者計画	49
第1章 計画の基本的な考え方	51
第1節 計画の理念	51
第2節 計画の視点	52
第2章 前回計画における取り組みと課題	53
第1節 人権擁護と啓発活動	53
第2節 福祉サービス	54
第3節 保健・医療	54
第4節 教育・育成	55
第5節 障害のある人の雇用・就労	55
第6節 生活環境	55
第3章 施策の展開	56
第1節 施策体系	56
第2節 差別解消と権利擁護	57
第3節 生活支援	61
第4節 保健・医療	64
第5節 教育・育成	66
第6節 障害のある人の雇用・就労	69
第7節 生活環境	71

第3部 障害福祉計画（第4期）	73
第1章 計画の基本的な考え方	75
第1節 基本理念.....	75
第2節 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	76
第2章 第3期障害福祉計画における実績	77
第1節 第3期障害福祉計画の成果目標と実績.....	77
第2節 障害福祉サービスの実績	81
第3節 地域生活支援事業の利用実績.....	88
第3章 障害福祉サービス等の見込量と確保策.....	91
第1節 平成29年度における成果目標.....	91
第2節 障害福祉サービスの見込について	94
第3節 地域生活支援事業の見込について	106
第4節 障害児支援事業の見込について	114
第5節 障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児支援事業の確保策.....	116
第4部 計画の推進体制.....	119
第1章 計画の推進体制	121
第1節 計画の推進に向けて.....	121
第2節 計画の点検・評価.....	121
資料編.....	123
1 計画の策定経過.....	125
2 藤井寺市保健福祉計画推進協議会規則	126
3 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会委員名簿.....	128
4 用語の説明	129

（本編中の用語は※を左上につけ、同一ページに複数ある場合は初出のみにつけています）

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

本市においては、平成18年度に「藤井寺市障害者計画」を策定し、『人権尊重の理念に基づく障害者施策の構築を目指して』を計画の理念とし、障害福祉の充実に向けての目標及び具体的な取り組みを計画的に推進してきました。

また、平成18年度に「藤井寺市障害福祉計画」を策定し、以後、平成20年度と平成23年度に見直しを行い、障害のある人の地域における暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等に努めてきました。

この「藤井寺市障害者計画」及び「藤井寺市障害福祉計画」は、ともに計画期間が平成26年度で終了することから、これまでの障害福祉施策の取り組みや実績を評価・検証し、多様化する障害のある人やその家族のニーズに対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障害のある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障害の有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向け策定するものです。

1. 国の制度改正の動向

平成18年に国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、我が国では平成19年に署名するとともに、条約批准に向けて国内法の整備が進められました。平成23年には障害者基本法が大幅に改正され、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられるとともに、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）、国際協調という基本原則が規定されました。ここでは、障害者の定義について、「個人の機能障害に原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「『障害』及び『社会的障壁』（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「^{*}社会モデル」に大きく転換し、社会的障壁の除去を必要とする障害者に対し、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないことが規定されました。一人ひとりの希望に応じた社会活動への参加が妨げられない共生社会の実現に向け、施設・設備のバリアフリー化といった物理的障壁の除去に加え、雇用・就学の機会の保障やコミュニケーション手段の確保等、制度や慣行上の障壁の除去が課題となっています。

さらに、平成23年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が成立、平成25年には、障害のある人への差別的取扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務づける「障害者差別解消法」が

成立し、これらの国内法の整備を経て、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准しています。

2. 障害福祉サービス提供基盤の整備

障害福祉サービスの分野では、平成18年10月に「障害者自立支援法」が全面施行され、障害種別ごとに提供されていたサービスの一元化、市町村主体のサービス提供、支援の必要度に関する尺度の導入による支給決定手続きの明確化が図られました。その後、障害者の範囲の見直し（発達障害を法の対象として明確化）^{*}や、利用者負担額の見直し（応能負担の原則化）、障害児支援の強化等の改正を経て、平成24年6月に、名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改め、平成25年4月に施行されました。ここでは、共生社会の実現という理念の導入に加え、制度の谷間をなくすべく、障害者の範囲に難病等を追加することが規定され、地域生活支援事業を含めた総合的な支援、サービス基盤の計画的整備等がうたわれています。

3. 各分野の動向

（1）雇用・就業分野

雇用・就業の分野では、平成18年4月に、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、精神障害のある人の雇用対策が強化されました。平成21年4月の一部改正では、福祉的就労から一般雇用のための支援体制の充実や、精神障害のある人に対する雇用施策の充実が図られています。さらに平成25年の改正では、障害を理由とする差別的取扱いの禁止（平成28年4月施行）と精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることが規定（平成30年4月施行）されるとともに、事業者に対して、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮）^{*}の提供義務が規定（平成28年4月施行）されました。

また平成24年には、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要を増進させることで、障害者の自立の促進に資することを目的とした、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が成立、平成25年度より施行されています。

(2) 教育・文化

平成18年の学校教育法の改正により、盲学校、ろう学校及び養護学校を特別支援学校とし、その目的として新たに、「障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技術を授けること」が規定されました。また、幼稚園から小・中学校及び高等学校までのすべての学校においても、障害を持つ児童・生徒や、限局性学習障害（SLD）・注意欠如・多動性障害（ADHD）・自閉症スペクトラム症等の多様なニーズを有する児童・生徒の存在を前提に「障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育（特別支援教育）」を行うことが規定されました。これに伴い、従来の「特殊学級」は「特別支援学級」と改称されています。

また、平成25年度から始まった国の「第3次障害者基本計画」では、改正された障害者基本法に基づき、「インクルーシブ教育システムの構築」がうたわれています。ここでは、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、障害の有無によって分け隔てられることなく、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場でともに学ぶための環境整備が目指されています。

平成23年に成立したスポーツ基本法では、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」（第2条第5項）と定めています。同法に基づいて平成24年に策定された文部科学省のスポーツ基本計画では、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適正等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題として、障害者スポーツの推進が図られています。

(3) 障害児支援

平成22年の法改正により、それまで児童福祉法と障害者自立支援法によって実施されてきた障害児支援は、平成24年度より児童福祉法に根拠規定が一元化されました。これに伴い、従来都道府県が実施してきた通所施設における支援と市町村が実施してきた児童デイサービスは、新たに市町村の「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」に再編されています。加えて、保育所等に通う障害児の支援に対応して「保育所等訪問支援」が創設され、全体として障害児の支援の強化が図られています。

(4) 生活環境分野

障害福祉計画においては、入院中の精神障害者の地域移行や、施設入所者の地域生活移行が数値目標を伴って目指されており、地域における基本的な居住の場としてのグループホームの整備が、これまで以上に求められます。また、平成19年に制定・施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」では、国及び地方公共団体の責務として、障害者を含む、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を目指しています。

建物や交通分野でのバリアフリー化については、平成6年の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と、平成12年の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を統合・拡充した、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18年12月に施行され、より地域の実情に即したきめ細かな都市のバリアフリー化の促進が目指されています。

障害福祉制度の変遷（国の動向）

平成18年4月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
- 利用者負担額の定率化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 等

平成19年9月 「障害者の権利に関する条約」に署名

- 内容（全50条） 障害者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用等の社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保、障害に基づく差別の禁止等。

平成22年6月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

平成22年12月17日の「障害者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者自立支援法」の一部改正

- 平成22年12月10日 公布・施行
- 平成23年10月 1日 施行
- 平成24年 4月 1日 施行
- ・利用者負担額にかかる、定率負担から応能負担原則への見直し
- ・障害福祉サービスにかかる、支給決定プロセスの見直し

「障害者基本法」改正

- 平成23年8月5日 公布・施行
- ・差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

「障害者総合支援法」制定

- 平成25年4月1日 施行
- ・社会モデルに基づく理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加等

「障害者差別解消法」制定

- 平成25年6月19日 成立
- 平成28年4月 1日 施行
- ・差別の禁止、人権被害救済等を規定

平成26年2月 「障害者の権利に関する条約」発効

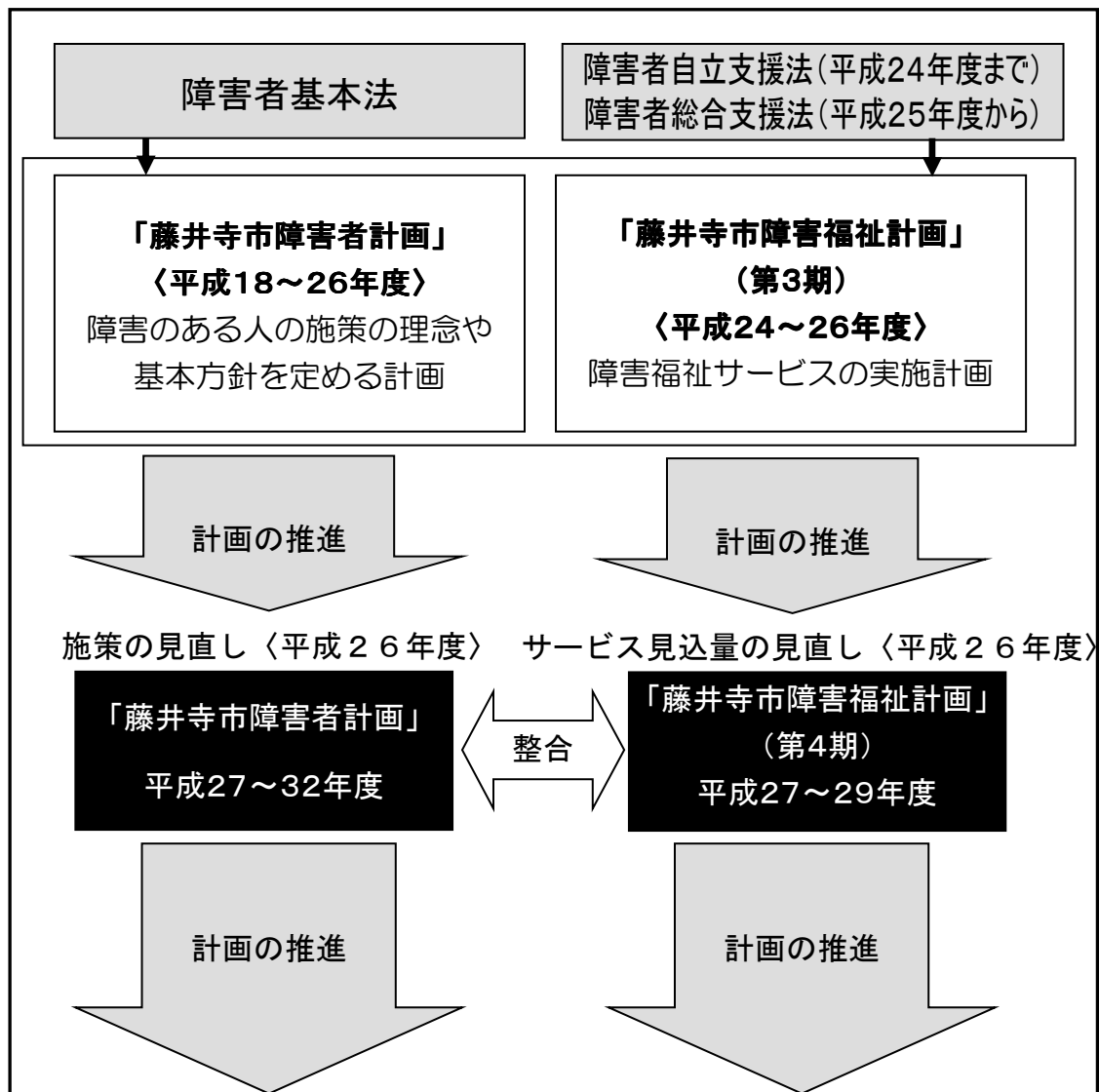
- 平成26年4月1日 施行
- ・障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの統合、地域移行支援の対象拡大

第2節 計画の位置づけと期間

1. 計画の法的な位置づけ

「藤井寺市障害者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。また、国の「障害者基本計画（第3次）」及び本市の「第四次藤井寺市総合計画」を上位計画とし、本市の他の関連計画との整合性を踏まえ、策定しています。なお、施策の変更等に応じて、計画内容の見直しを行います。

「藤井寺市障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。



2. 計画の期間

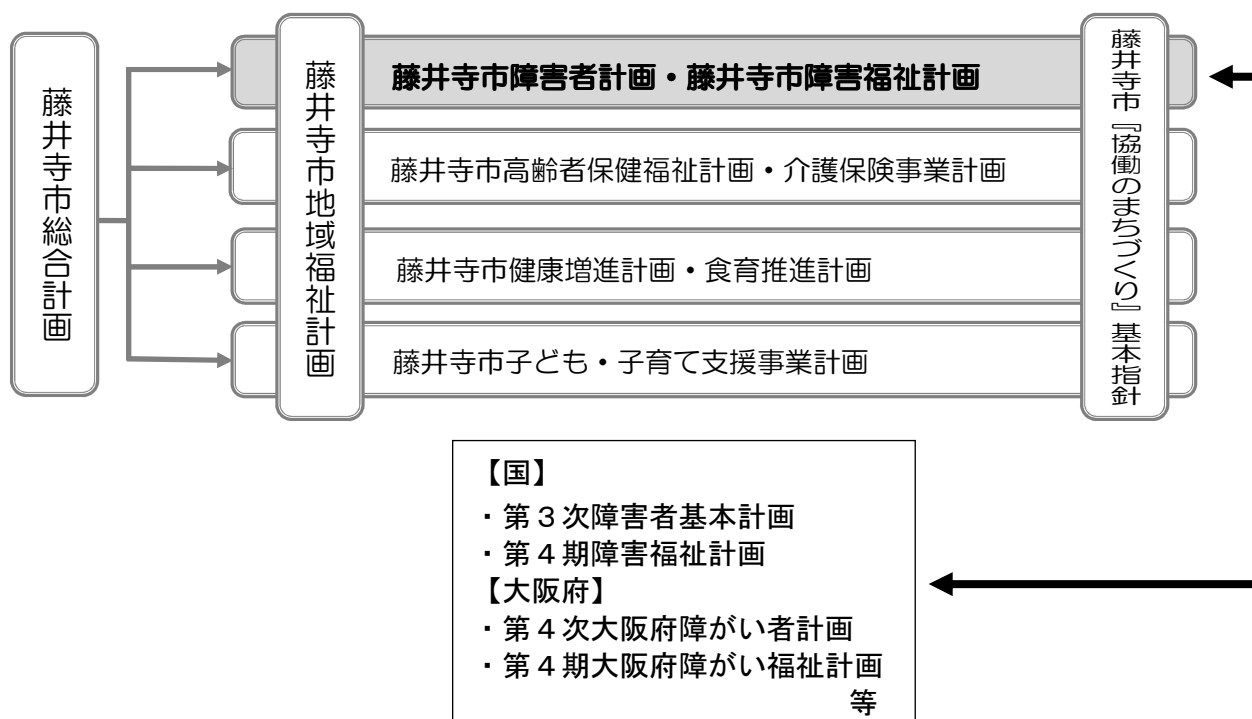
「藤井寺市障害者計画」の計画期間は、平成27年度から平成32年度の6年間、「藤井寺市障害福祉計画（第4期）」の計画期間は、国の方針に基づき、平成27年度から平成29年度の3年間とします。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
藤井寺市障害福祉計画 (第3期)			藤井寺市障害福祉計画(本計画) (第4期)			藤井寺市障害福祉計画 (第5期)		
藤井寺市障害者計画 (18~26年度)			藤井寺市障害者計画(本計画) (27~32年度)					

3. 関連計画との関係

本計画は、「藤井寺市総合計画」に基づいた障害福祉サービス等の提供にかかる分野別計画として位置づけるとともに、「藤井寺市地域福祉計画」、「藤井寺市障害者計画・藤井寺市障害福祉計画」等の関連する計画との整合を図り策定したものです。

また、本計画は市民や団体等と協力しながら各施策の実現を目指すものであり、その協働に向けた考えや方向性を示した、「藤井寺市『協働のまちづくり』基本指針」にも基づきます。



第3節 計画の策定体制

1. 各種会議等での審議

計画策定にあたっては、「藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会」及び「藤井寺市障害者支援会議」、庁内の関係各課と、各種調査の実施内容や結果、計画内容等を検討しました。

2. アンケート調査の実施

障害のある人の生活状況やニーズを把握するため、郵送配布・郵送回収による障害のある人を対象にしたアンケート調査（18歳以上及び18歳未満の方）を実施しました。

また、これまでの本市の施策や今後の課題等に関する意見を把握するため、7箇所の関係団体を対象にしたアンケート調査を実施しました。

3. [※]パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、本市のホームページにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

第2章 障害のある人を取り巻く現状

第1節 障害のある人の推移

1. 人口・世帯数の推移

本市の人口の推移をみると、平成23年度以降は年々減少傾向にあり、平成25年度では66,455人となっています。

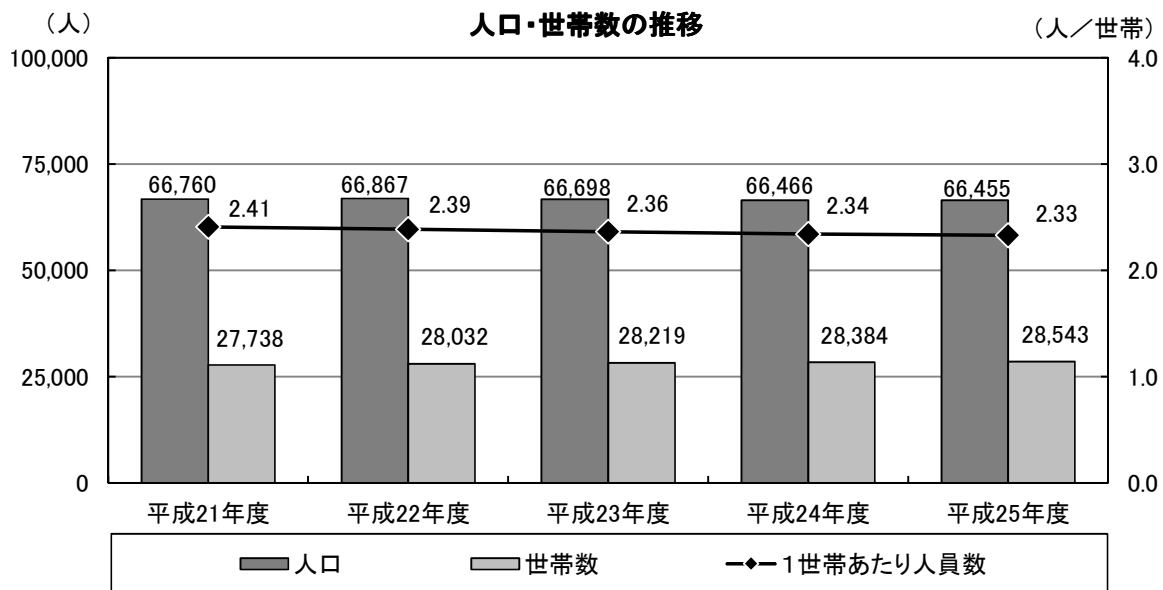
また、世帯数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成25年度では28,543世帯となっている一方で、1世帯あたり人員数については年々減少傾向にあります。

■人口・世帯数の推移

(単位:人、世帯)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人口	66,760	66,867	66,698	66,466	66,455
世帯数	27,738	28,032	28,219	28,384	28,543
1世帯あたり人員数	2.41	2.39	2.36	2.34	2.33

資料:住民基本台帳【平成21~24年度は外国人登録人口含む】(各年度3月末現在)



2. 障害者手帳の交付状況

(1) 身体障害のある人

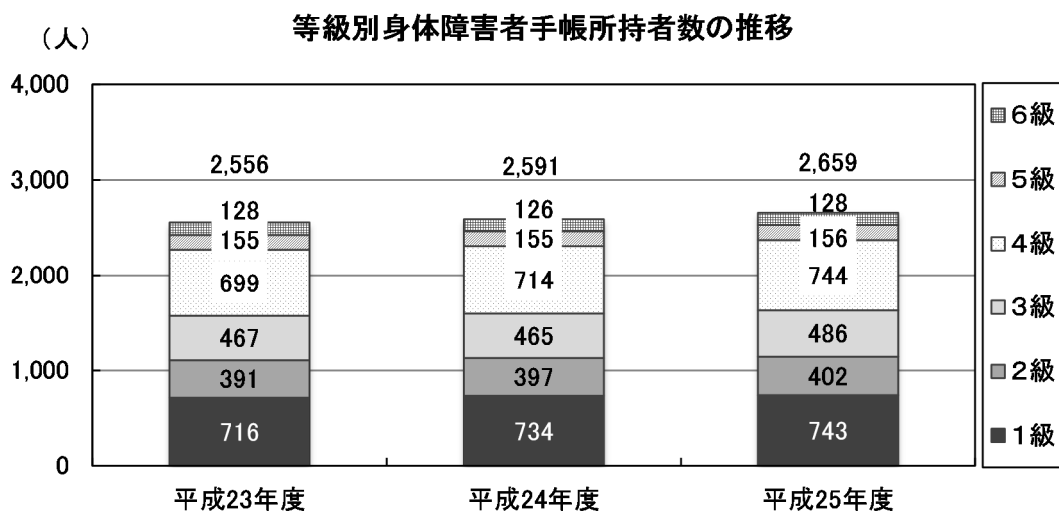
本市の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成25年度では合計2,659人となっています。

等級別にみると、平成25年度では「4級」が744人と最も多く、次いで「1級」が743人となっています。

■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	716	734	743
2級	391	397	402
3級	467	465	486
4級	699	714	744
5級	155	155	156
6級	128	126	128
合計	2,556	2,591	2,659

資料: 福祉総務課(各年度3月末現在)



障害種別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、肢体不自由の割合が最も多く占めています。また、音声・言語障害では横ばいで推移しているのに対し、聴覚・平衡機能障害、肢体不自由、内部障害では増加傾向にあります。

年齢区分別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害のある人の高齢化が進んでいることがうかがえます。

■障害種別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

障害種別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
視覚障害	168	160	161
聴覚・平衡機能障害	172	173	182
音声・言語障害	29	28	29
肢体不自由	1,473	1,496	1,531
内部障害	714	734	756
合計	2,556	2,591	2,659

資料:福祉総務課(各年度3月末現在)

■年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

年齢区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
18 歳未満	42	43	48
18 歳～64 歳	708	736	716
65 歳以上	1,806	1,812	1,895
合計	2,556	2,591	2,659

資料:福祉総務課(各年度3月末現在)

(2) 知的障害のある人

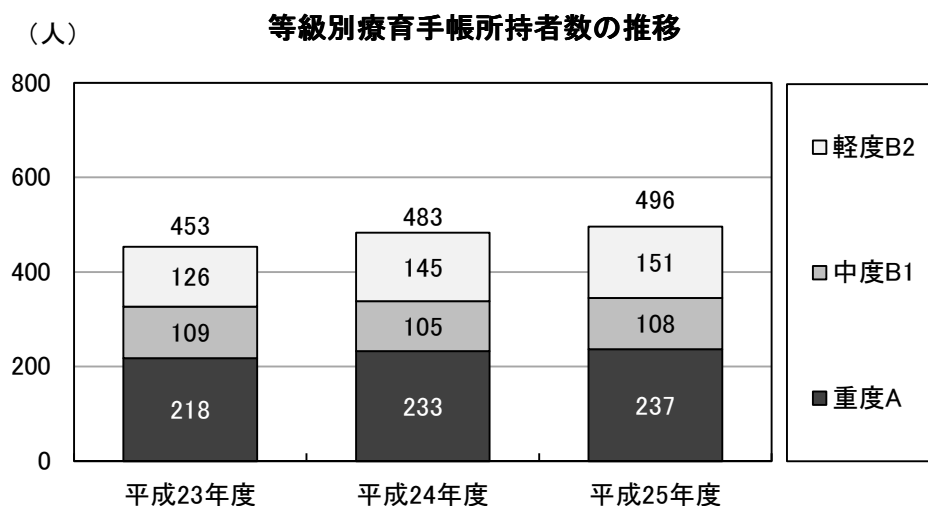
療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成25年度では合計496人となっています。等級別にみると、「重度A」、「軽度B2」において増加傾向にあります。

また、年齢区分別に療育手帳所持者数の推移をみると、「18歳～64歳」、「65歳以上」において増加傾向にあります。

■等級別療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
重度A	218	233	237
中度B1	109	105	108
軽度B2	126	145	151
合計	453	483	496

資料:福祉総務課(各年度3月末現在)



■年齢区分別療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

年齢区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	127	138	135
18歳～64歳	313	328	340
65歳以上	13	17	21
合計	453	483	496

資料:福祉総務課(各年度3月末現在)

(3) 精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成25年度では合計416人となっています。等級別にみると、「2級」と「3級」において年々増加傾向にあり、平成25年度では「2級」が297人と7割以上を占めています。

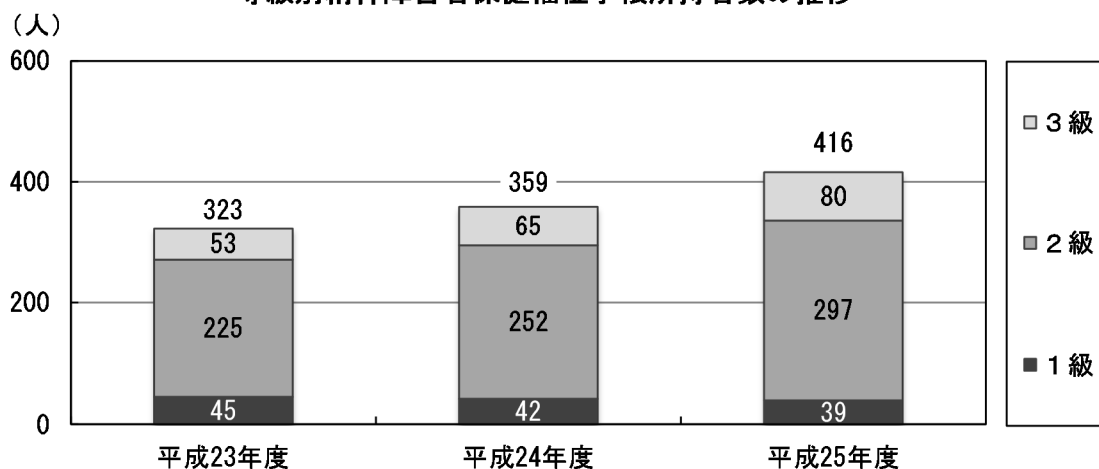
また、年齢区別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、すべての年齢区分において増加傾向にあります。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位:人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	45	42	39
2級	225	252	297
3級	53	65	80
合計	323	359	416

資料: 福祉総務課(各年度3月末現在)

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



■ 年齢区別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位:人)

年齢区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	4	3	10
18歳～64歳	272	304	350
65歳以上	47	52	56
合計	323	359	416

資料: 福祉総務課(各年度3月末現在)

第2節 [※] 自立支援医療の状況

更生医療の件数の推移をみると、増加傾向にあり、平成25年度では445件となっています。また、法改正により平成25年度から市町村が実施することとなった育成医療の件数は88件となっています。

■自立支援医療の状況

(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
更生医療	260	390	328	402	445

	平成25年度
育成医療	88

第3節 [※] 特別支援学級等の状況

1. 市内の特別支援学級の状況

特別支援学級の在籍者数の推移をみると、小学校、中学校ともに増加傾向にあり、平成25年度では小学校は93人、中学校は29人となっています。

■市内の特別支援学級の状況

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	58	71	76	83	93
中学校	18	28	25	28	29

資料:学校基本調査(各年度5月1日現在)

2. 市内の[※]特別支援学校の状況

藤井寺支援学校に藤井寺市から通う児童・生徒の状況をみると、平成25年度では小学部4人、中学部3人、高等部4人となっています。

■藤井寺支援学校の状況

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学部	5	5	4	4	4
中学部	1	2	5	3	3
高等部	7	3	1	4	4

資料:藤井寺支援学校(各年度3月末現在)

3. 藤井寺支援学校高等部の卒業生の進路先（他市通学者含む）

藤井寺支援学校高等部の卒業生の進路先（他市通学者含む）の推移をみると、各年度とも生活介護の利用が最も多くなっています。

■ 藤井寺支援学校高等部の卒業生の進路先

（単位：人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
高等部卒業生徒数	26	17	25	13	21
一般就労	0	0	0	0	0
就労継続支援A型	0	0	0	0	0
就労継続支援B型	2	1	1	0	3
就労移行支援	1	1	3	0	1
職場適応訓練	0	1	0	0	0
生活介護	21	12	16	9	12
その他	2	2	5	4	5

資料：藤井寺支援学校（各年度3月末現在）

第4節 アンケート調査結果

1. 調査の概要

平成26年7月1日時点で藤井寺市にお住まいの障害のある方を対象に、生活状況やニーズ等を把握するためアンケート調査を実施し、調査結果を抜粋して記載しました。

	障害のある18歳以上の方対象調査				障害のある18歳未満の方対象調査
調査対象者	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者	難病の方	18歳未満の障害者 手帳所持者
配布数	1,010人	319人	387人	127人	157人
	1,843人				
	2,000人				
抽出方法	無作為抽出	全数抽出	全数抽出	無作為抽出	全数抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収				
有効回収数	1,140人				83人
有効回収率	61.9%				52.9%
	61.2%				
調査期間	平成26年8月18日(月)～平成26年9月1日(月)				

2. 調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、調査結果の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 本報告書は、それぞれの手帳所持者別にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ、集計されています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

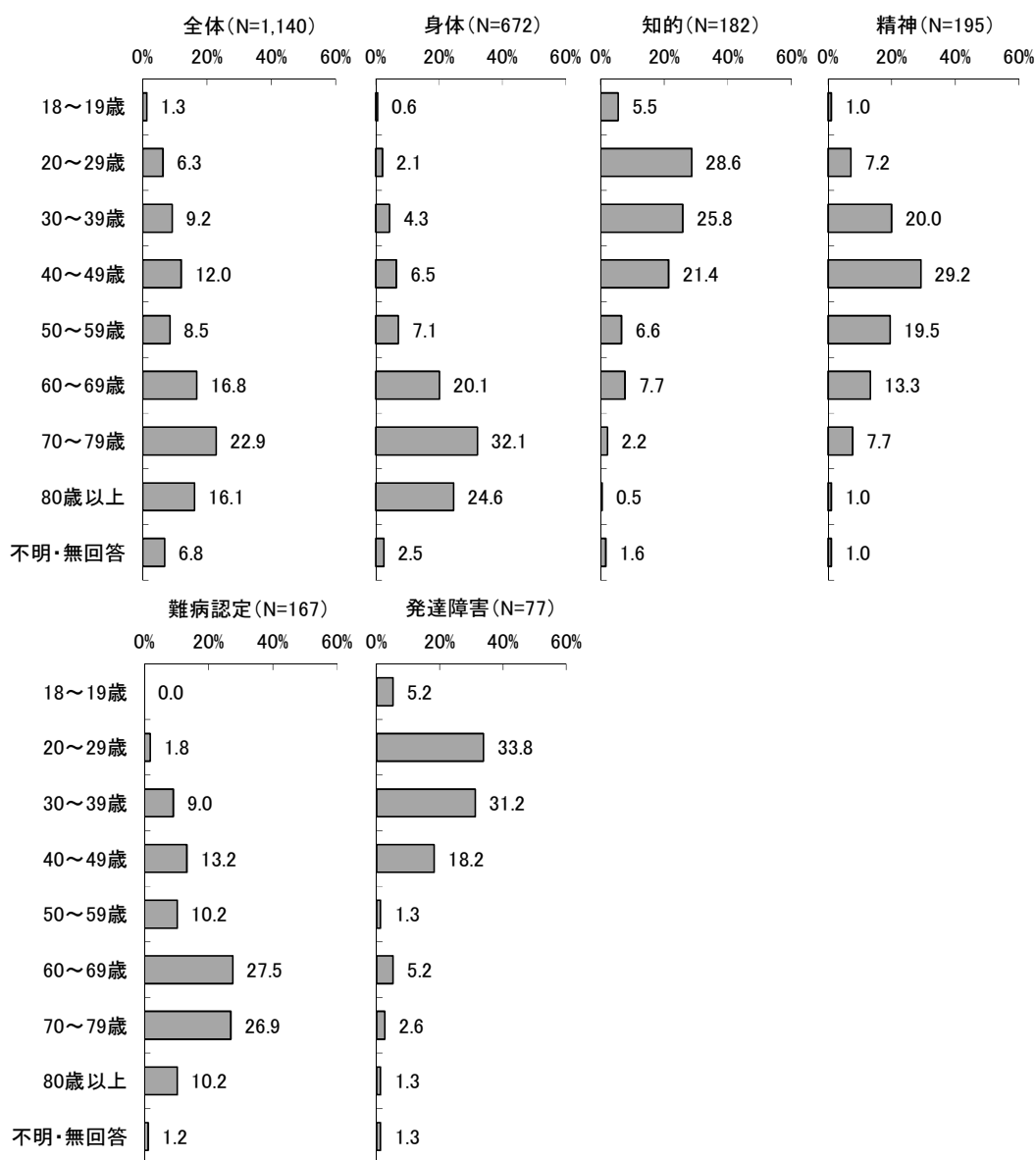
3. 18歳以上対象調査結果

(1) 基礎的事項

①「あなた」の年齢はおいくつですか。(平成26年8月1日現在)(数量回答)

年齢についてみると、『全体』では「70～79歳」が22.9%と最も高く、次いで「60～69歳」が16.8%となっています。

『身体』では「70～79歳」が32.1%と最も高く、次いで「80歳以上」が24.6%となっています。『知的』『^{*}発達障害』では「20～29歳」がそれぞれ28.6%、33.8%と最も高く、次いで「30～39歳」がそれぞれ25.8%、31.2%となっています。『精神』では「40～49歳」が29.2%と最も高く、次いで「30～39歳」が20.0%となっています。『難病認定』では「60～69歳」が27.5%と最も高く、次いで「70～79歳」が26.9%となっています。

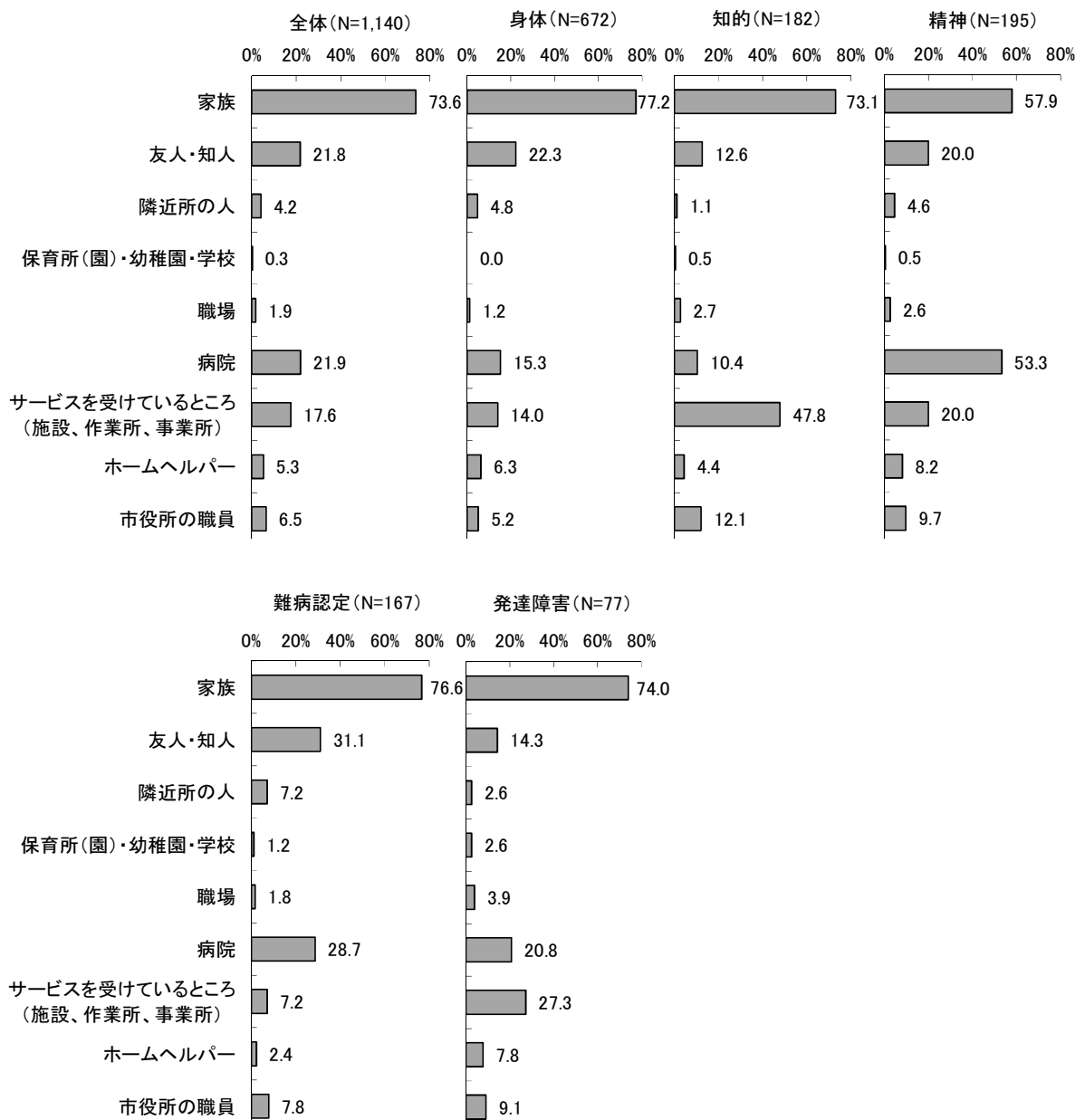


(2) 現在の生活について

①「あなた」が悩みや困ったことを相談するのはどなたですか。(複数回答)(一部抜粋)

悩みや困ったことの相談相手や相談先についてみると、『全体』では「家族」が73.6%と最も高く、次いで「病院」が21.9%となっています。

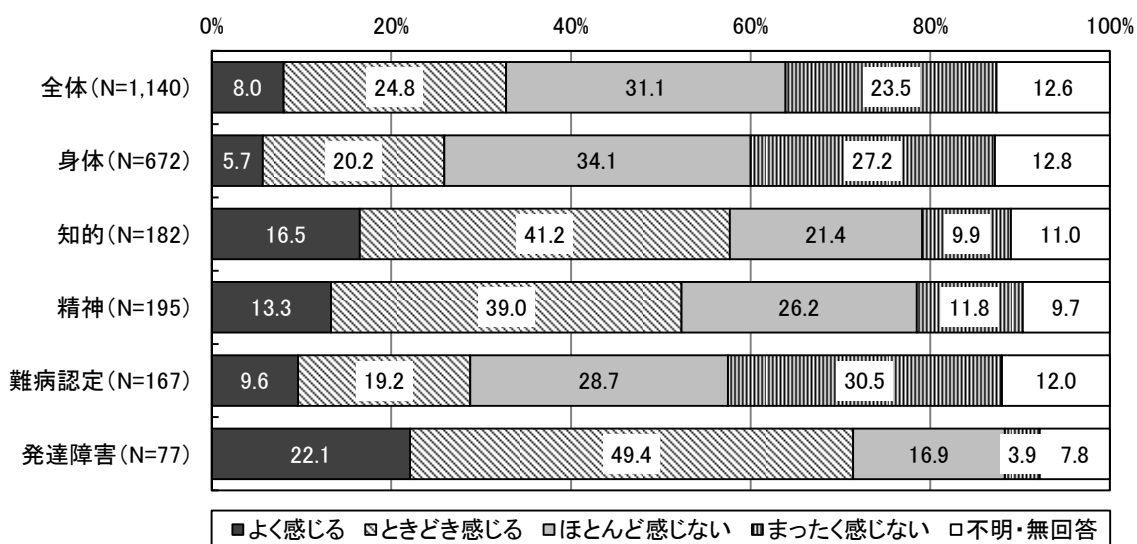
『身体』『難病認定』では「家族」がそれぞれ77.2%、76.6%と最も高く、次いで「友人・知人」がそれぞれ22.3%、31.1%となっています。『知的』『^{*}発達障害』では「家族」がそれぞれ73.1%、74.0%と最も高く、次いで「サービスを受けているところ(施設、作業所、事業所)」がそれぞれ47.8%、27.3%となっています。『精神』では「家族」が57.9%と最も高く、次いで「病院」が53.3%となっています。



②「あなた」は日常生活において、障害があるために差別や偏見を感じることはありませんか。(単数回答)

日常生活において、障害があるために差別や偏見を感じるかどうかについてみると、『全体』では「感じる（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）」が32.8%となっています。

「感じる（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）」は『発達障害』で71.5%と最も高く、次いで『知的』で57.7%、『精神』で52.3%となっています。

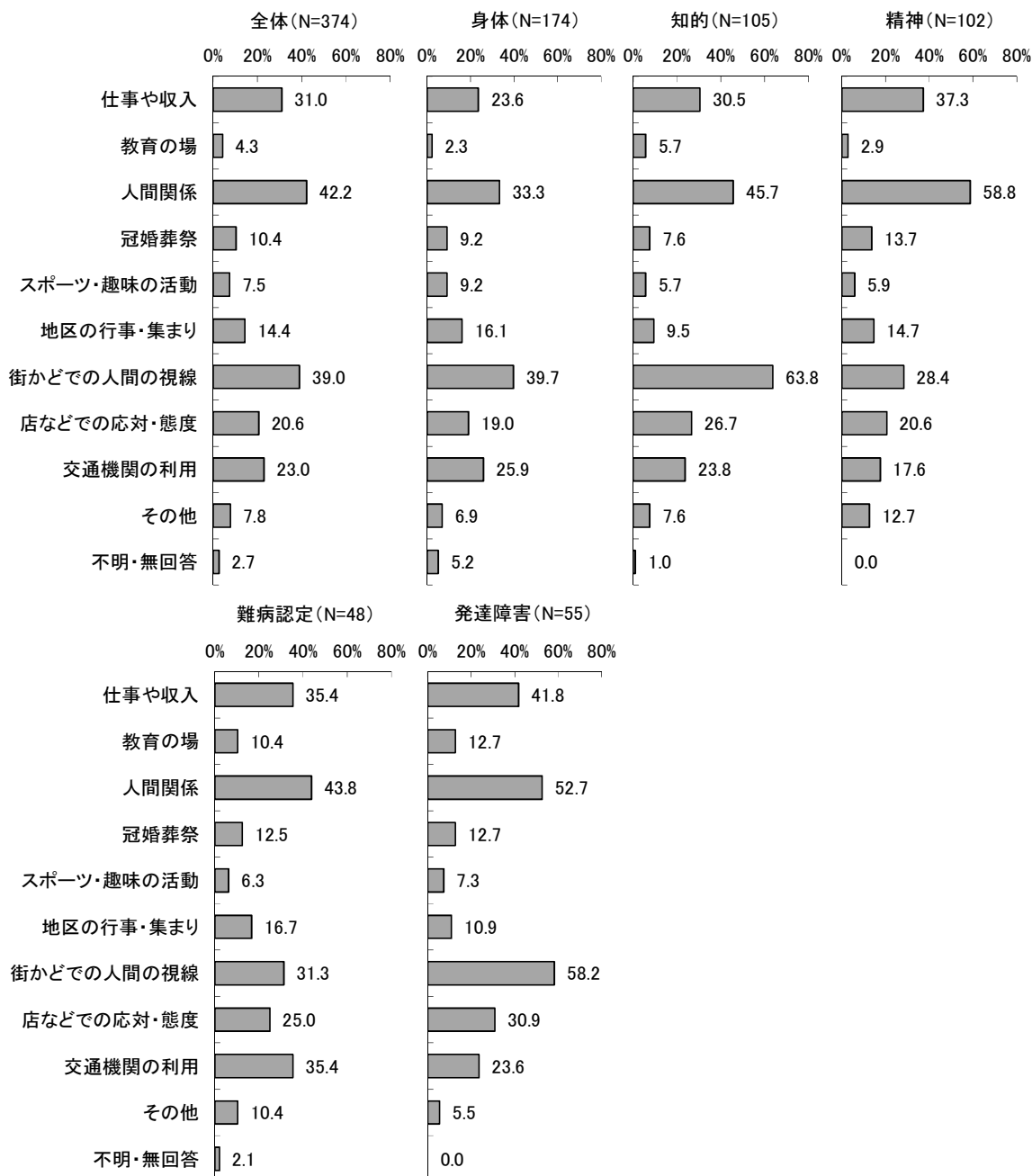


日常生活において差別や偏見を「よく感じる」または「ときどき感じる」を選択された方

③差別や偏見を感じる場所（複数回答）

差別や偏見を感じる場所についてみると、『全体』では「人間関係」が42.2%と最も高く、次いで「街かどでの人間の視線」が39.0%となっています。

『身体』『知的』『発達障害』^{*}では「街かどでの人間の視線」がそれぞれ39.7%、63.8%、58.2%と最も高く、次いで「人間関係」がそれぞれ33.3%、45.7%、52.7%となっています。『精神』『難病認定』では「人間関係」がそれぞれ58.8%、43.8%と最も高く、次いで『精神』では「仕事や収入」が37.3%、『難病認定』では「仕事や収入」「交通機関の利用」が35.4%となっています。

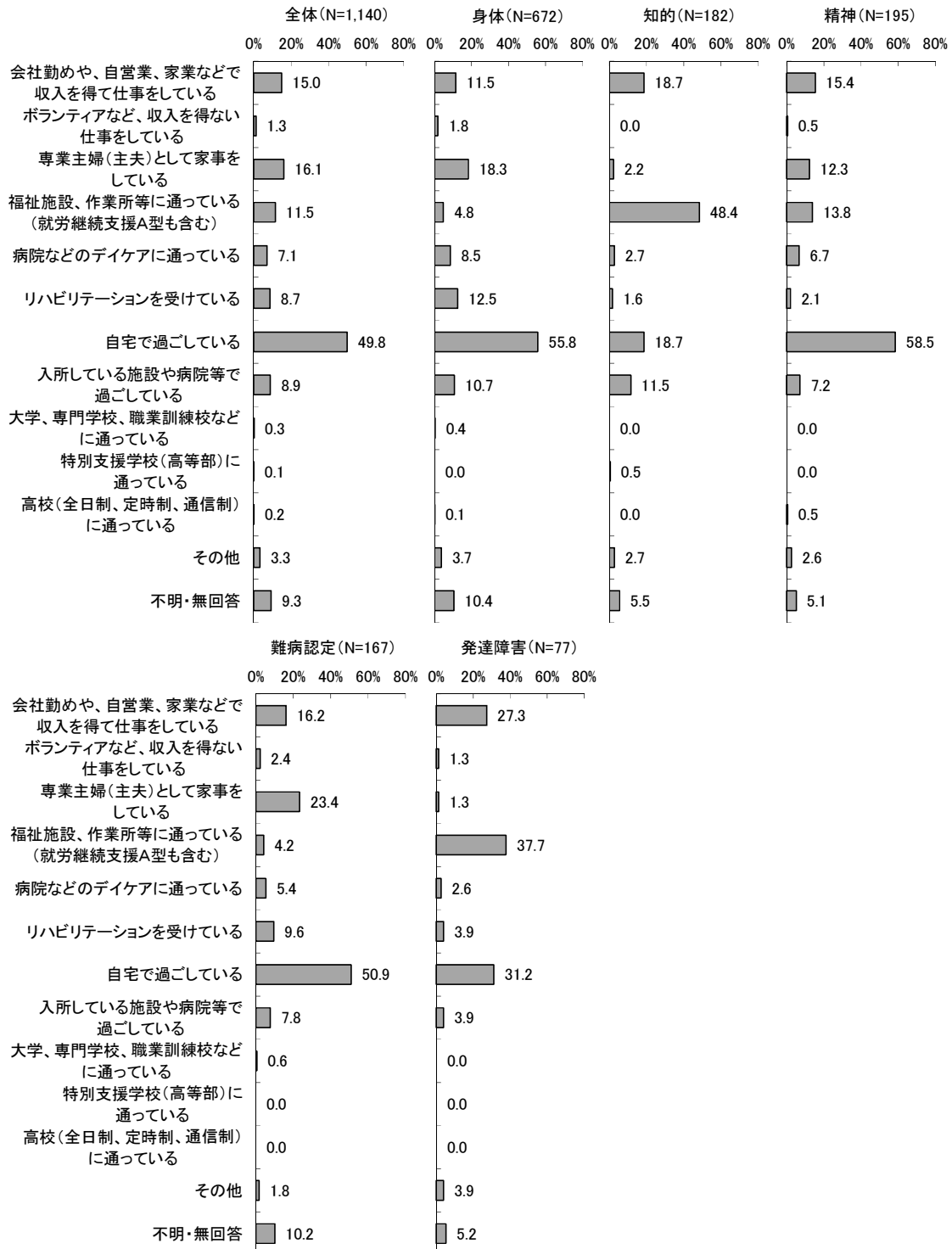


(3) 仕事について

①「あなた」は、平日の日中をどのように過ごされていますか。(複数回答)

平日の日中の過ごし方についてみると、『全体』では「自宅で過ごしている」が49.8%と最も高くなっています。

『身体』『精神』『難病認定』では「自宅で過ごしている」がそれぞれ55.8%、58.5%、50.9%と最も高くなっています。『知的』『発達障害^{*}』では「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)」がそれぞれ48.4%、37.7%と最も高くなっています。

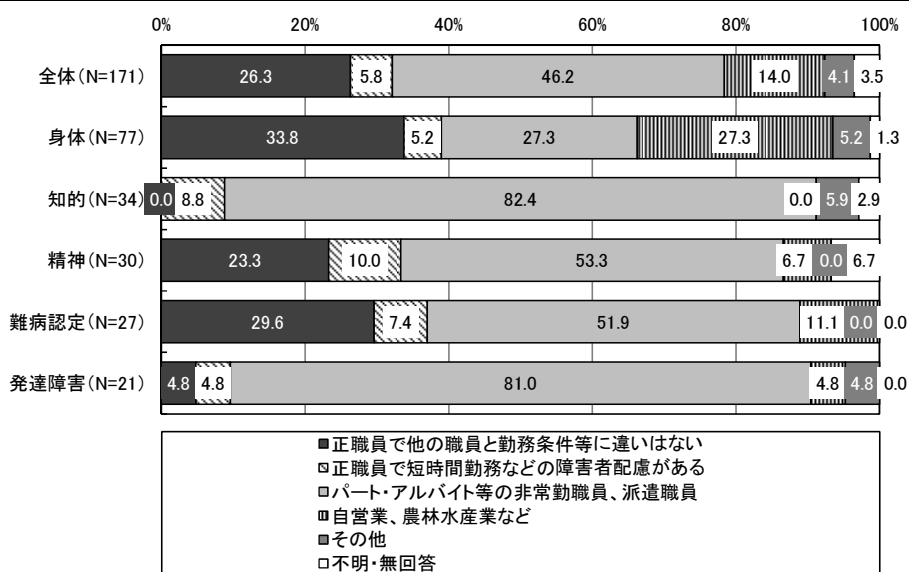


①で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」を選択された方

②「あなた」はどのような勤務形態で働いていますか。(単数回答)

勤務形態についてみると、『全体』では「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が46.2%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が26.3%となっています。

『身体』では「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が33.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」「自営業、農林水産業など」が27.3%となっています。『知的』『精神』『難病認定』『発達障害』では「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」がそれぞれ82.4%、53.3%、51.9%、81.0%と最も高くなっています。

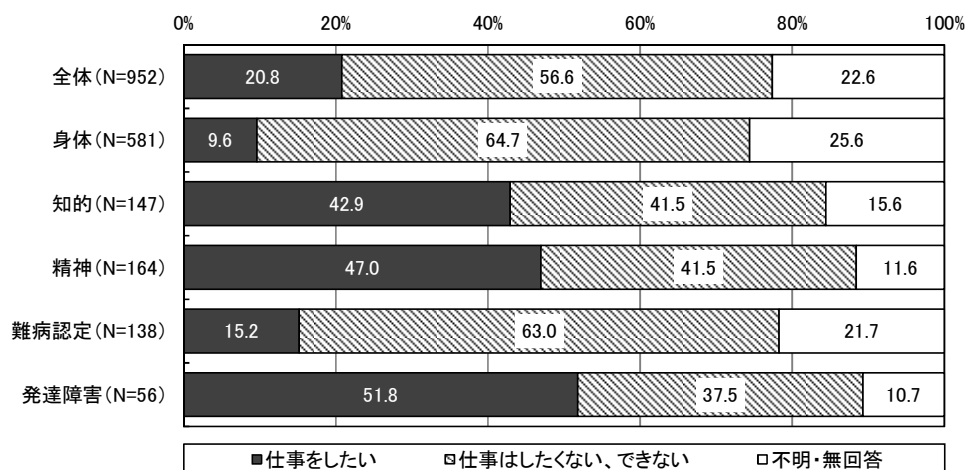


①で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を選択された方

③「あなた」は今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(単数回答)

今後、収入を得る仕事をしたいと思いますかについてみると、『全体』では「仕事をしたい」が20.8%、「仕事はしたくない、できない」が56.6%となっています。

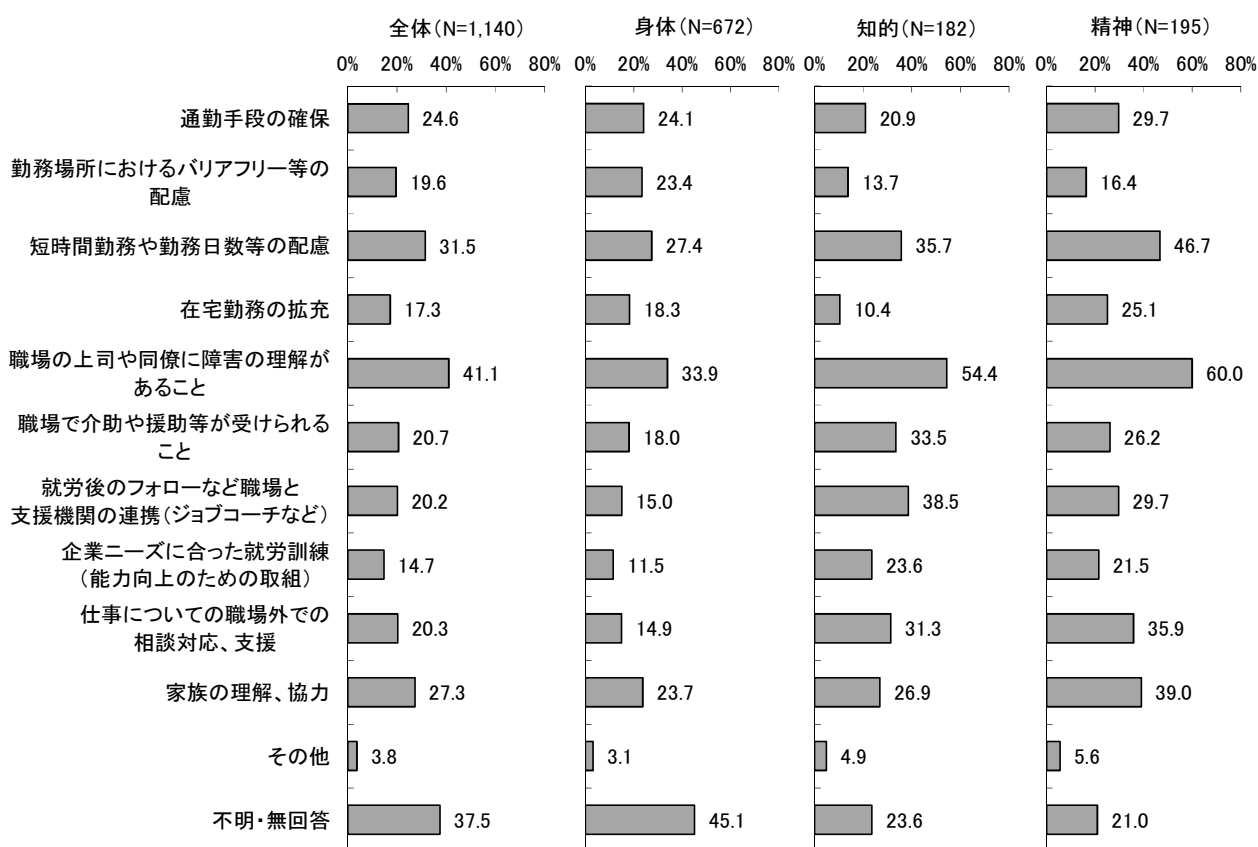
「仕事をしたい」は『発達障害』で51.8%と最も高く、次いで『精神』で47.0%となっています。「仕事はしたくない、できない」は『身体』で64.7%と最も高く、次いで『難病認定』で63.0%となっています。

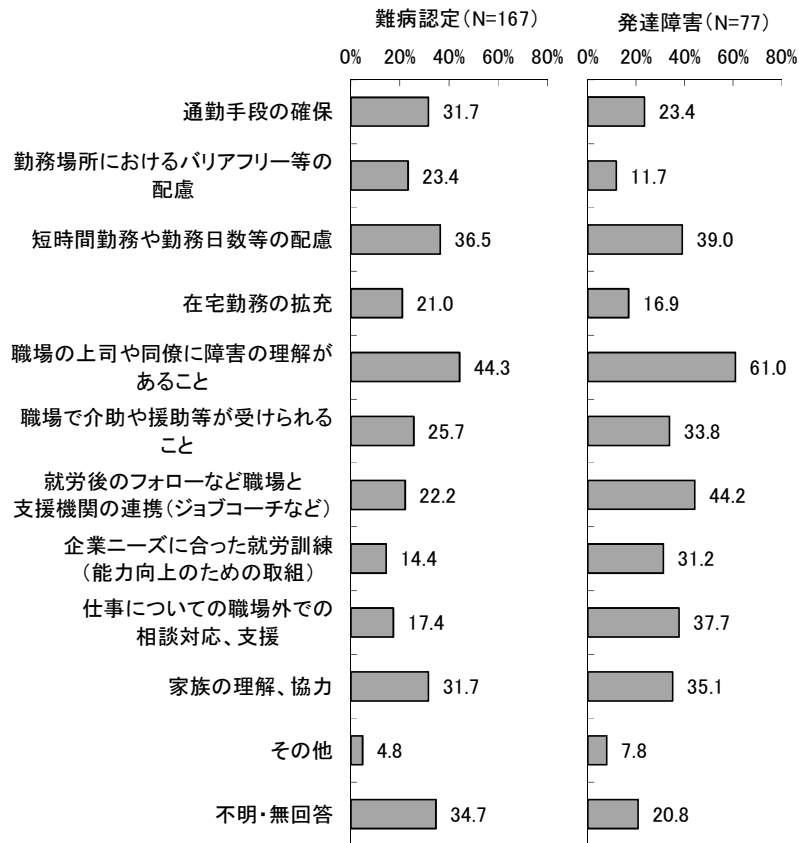


④あなたは、障害のある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
 (複数回答)

障害のある人に必要だと思う就労支援についてみると、『全体』では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が41.1%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が31.5%となっています。

『身体』『精神』『難病認定』では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」がそれぞれ33.9%、60.0%、44.3%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」がそれぞれ27.4%、46.7%、36.5%となっています。『知的』『発達障害^{*}』では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」がそれぞれ54.4%、61.0%と最も高く、次いで「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携(ジョブコーチなど)^{*}」がそれぞれ38.5%、44.2%となっています。



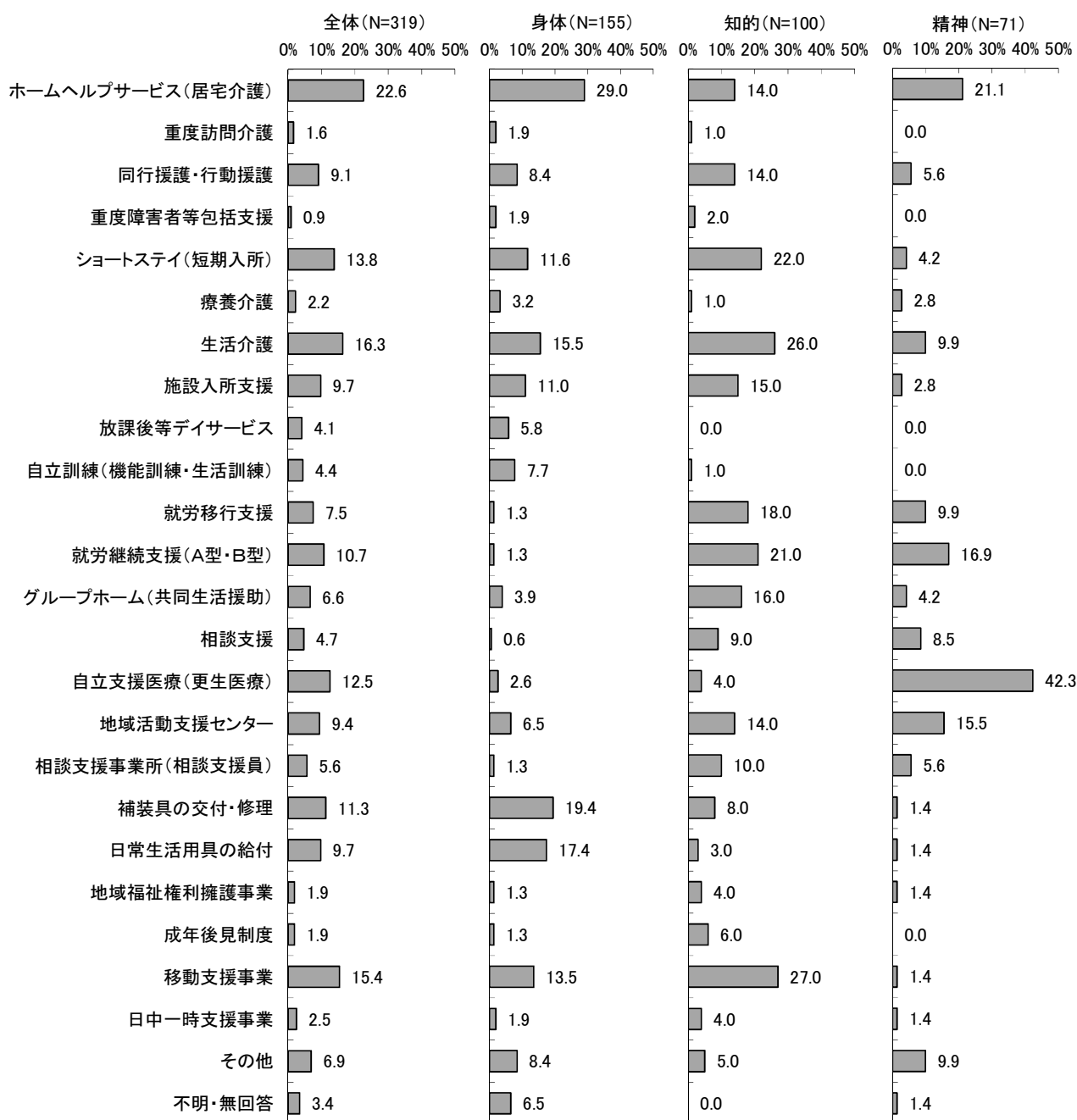


(4) 障害福祉サービス等について

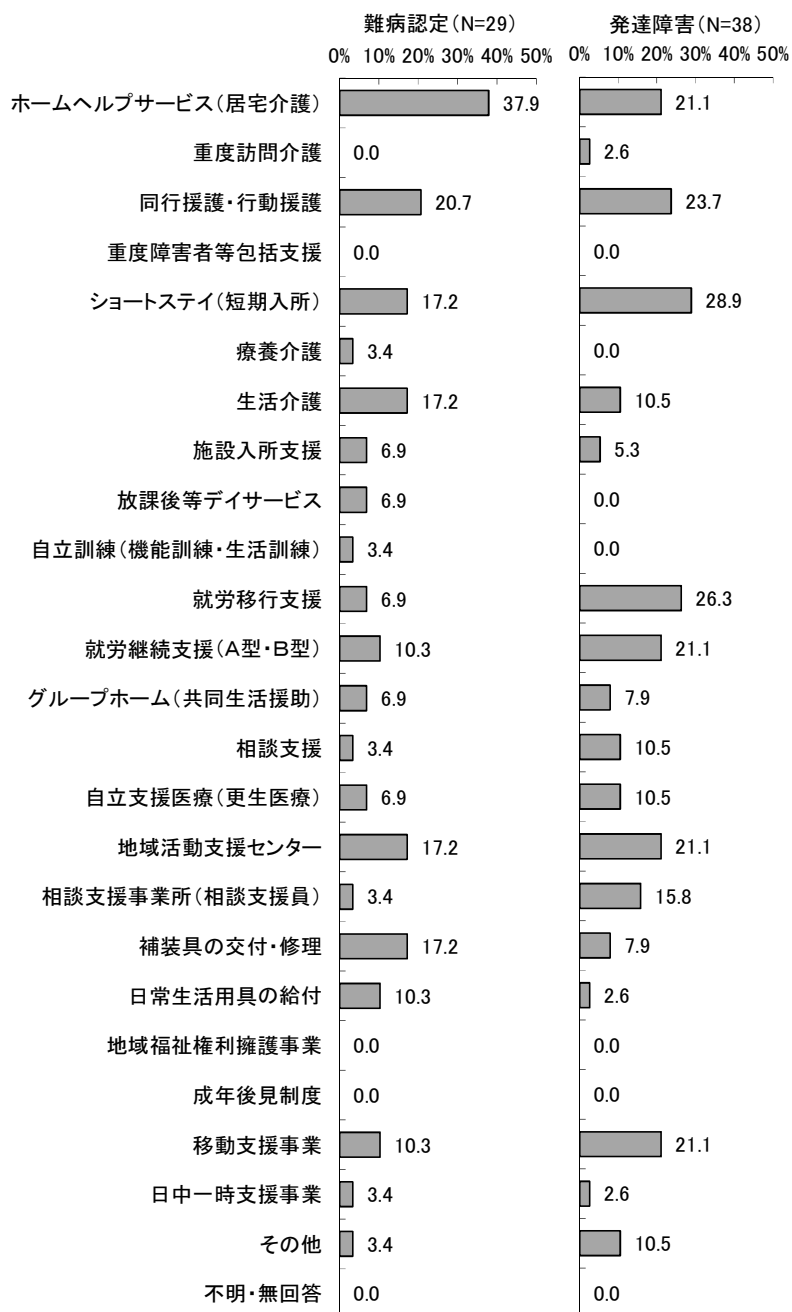
①「あなた」が現在利用している障害福祉サービスは、次のどれですか。(複数回答)

現在利用しているサービスについてみると、『全体』では「ホームヘルプサービス（居宅介護）」が22.6%と最も高く、次いで「生活介護」が16.3%となっています。

『身体』では「ホームヘルプサービス（居宅介護）」が29.0%と最も高く、次いで「補装具の交付・修理」が19.4%となっています。『知的』では「移動支援事業」が27.0%と最も高く、次いで「生活介護」が26.0%となっています。『精神』では「自立支援医療（更生医療）」が42.3%と最も高く、次いで「ホームヘルプサービス（居宅介護）」が21.1%となっています。



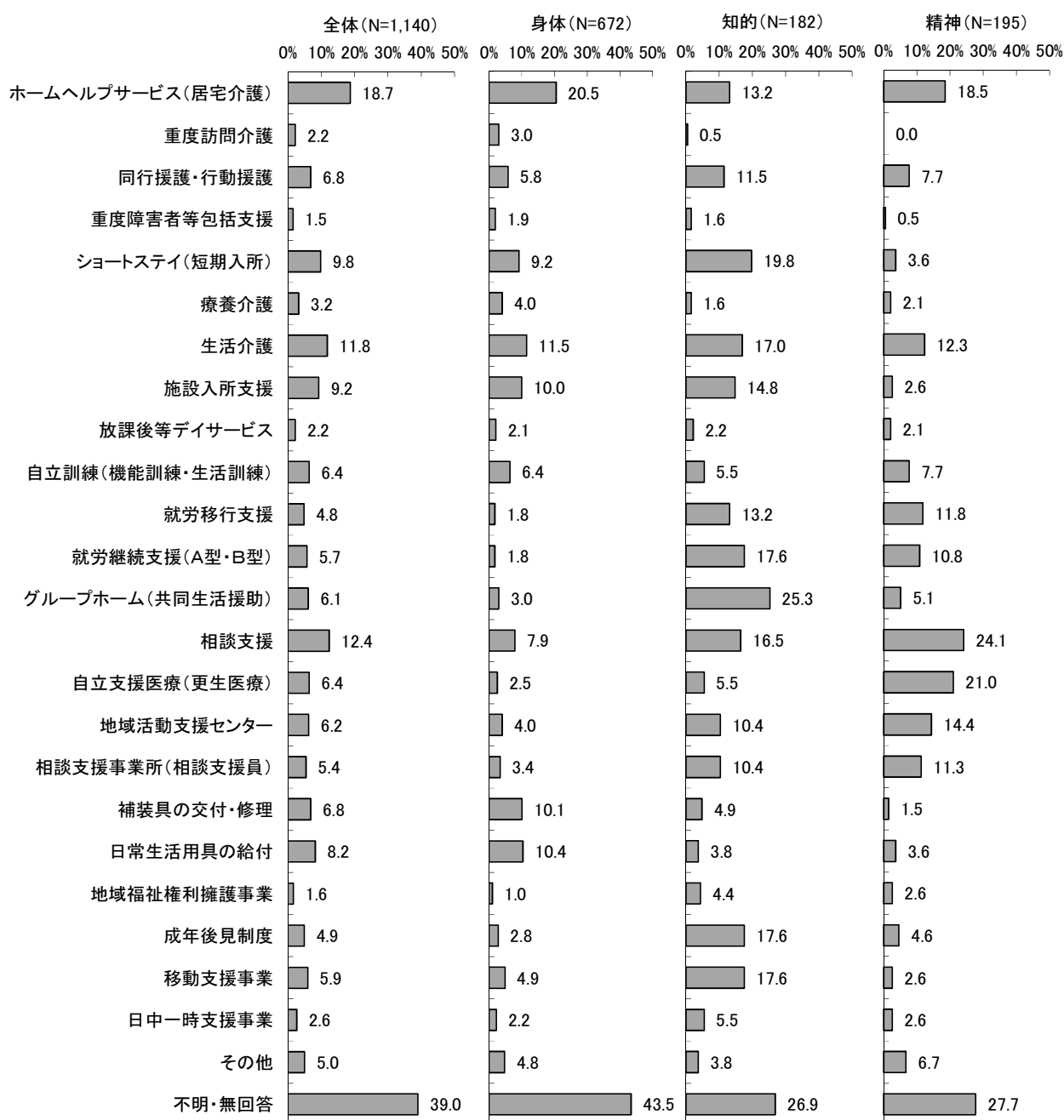
『難病認定』では「ホームヘルプサービス（居宅介護）」が37.9%と最も高く、次いで「同行援護・行動援護」が20.7%となっています。『発達障害』では「ショートステイ（短期入所）」が28.9%と最も高く、次いで「就労移行支援」が26.3%となっています。



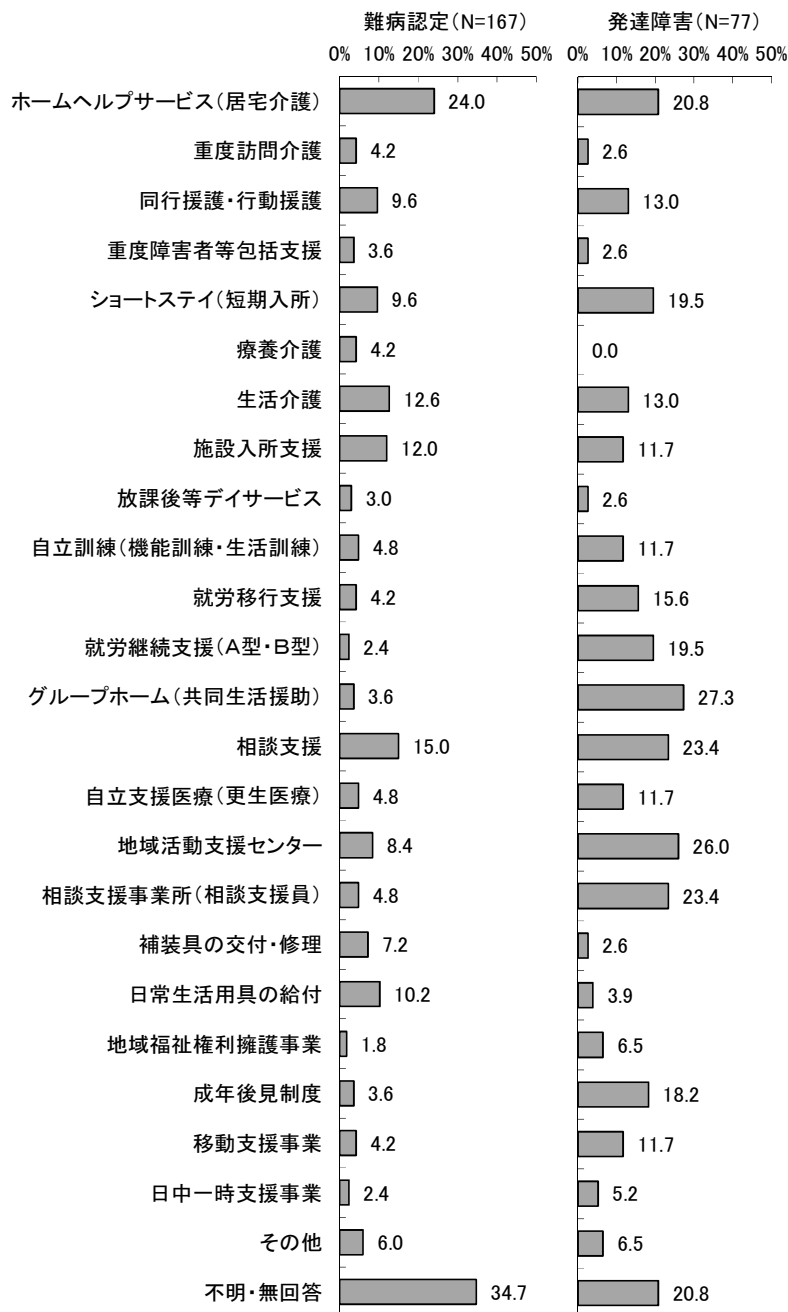
②「あなた」が今後も利用したい、あるいは、今後は利用したいサービスは、次のどれですか。(複数回答)

今後も利用したい・今後は利用したいサービスについてみると、『全体』では「ホームヘルプサービス(居宅介護)」が18.7%と最も高く、次いで「相談支援」が12.4%となっています。

『身体』では「ホームヘルプサービス(居宅介護)」が20.5%と最も高く、次いで「生活介護」が11.5%となっています。『知的』では「グループホーム(共同生活援助)」が25.3%と最も高く、次いで「ショートステイ(短期入所)」が19.8%となっています。『精神』では「相談支援」が24.1%と最も高く、次いで「^{*}自立支援医療(更生医療)」が21.0%となっています。



『難病認定』では「ホームヘルプサービス（居宅介護）」が24.0%と最も高く、次いで「相談支援」が15.0%となっています。『^{*}発達障害』では「グループホーム（共同生活援助）」が27.3%と最も高く、次いで「地域活動支援センター」が26.0%となっています。

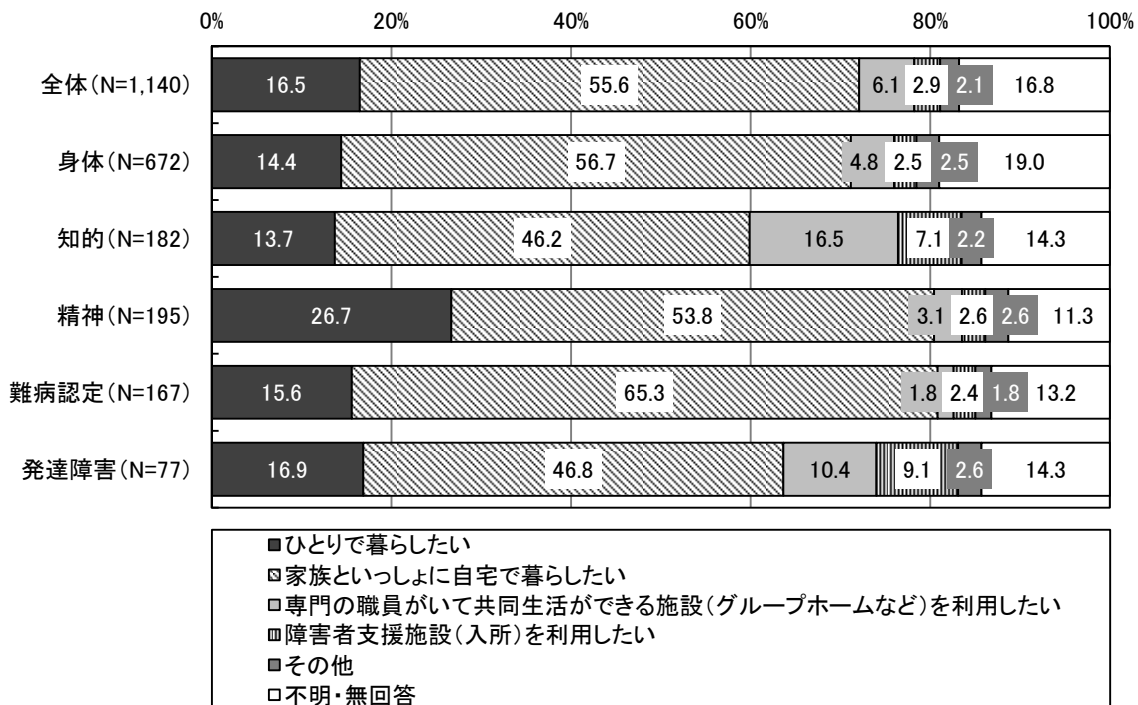


(5) 今後の生活について

①「あなた」は今後どのように暮らしたいと思いますか。(単数回答)

今後どのように暮らしたいと思うかについてみると、『全体』では「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が55.6%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」が16.5%となっています。

『身体』『精神』『難病認定』『発達障害』では「家族といっしょに自宅で暮らしたい」がそれぞれ56.7%、53.8%、65.3%、46.8%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」がそれぞれ14.4%、26.7%、15.6%、16.9%となっています。『知的』では「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が46.2%と最も高く、次いで「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」が16.5%となっています。

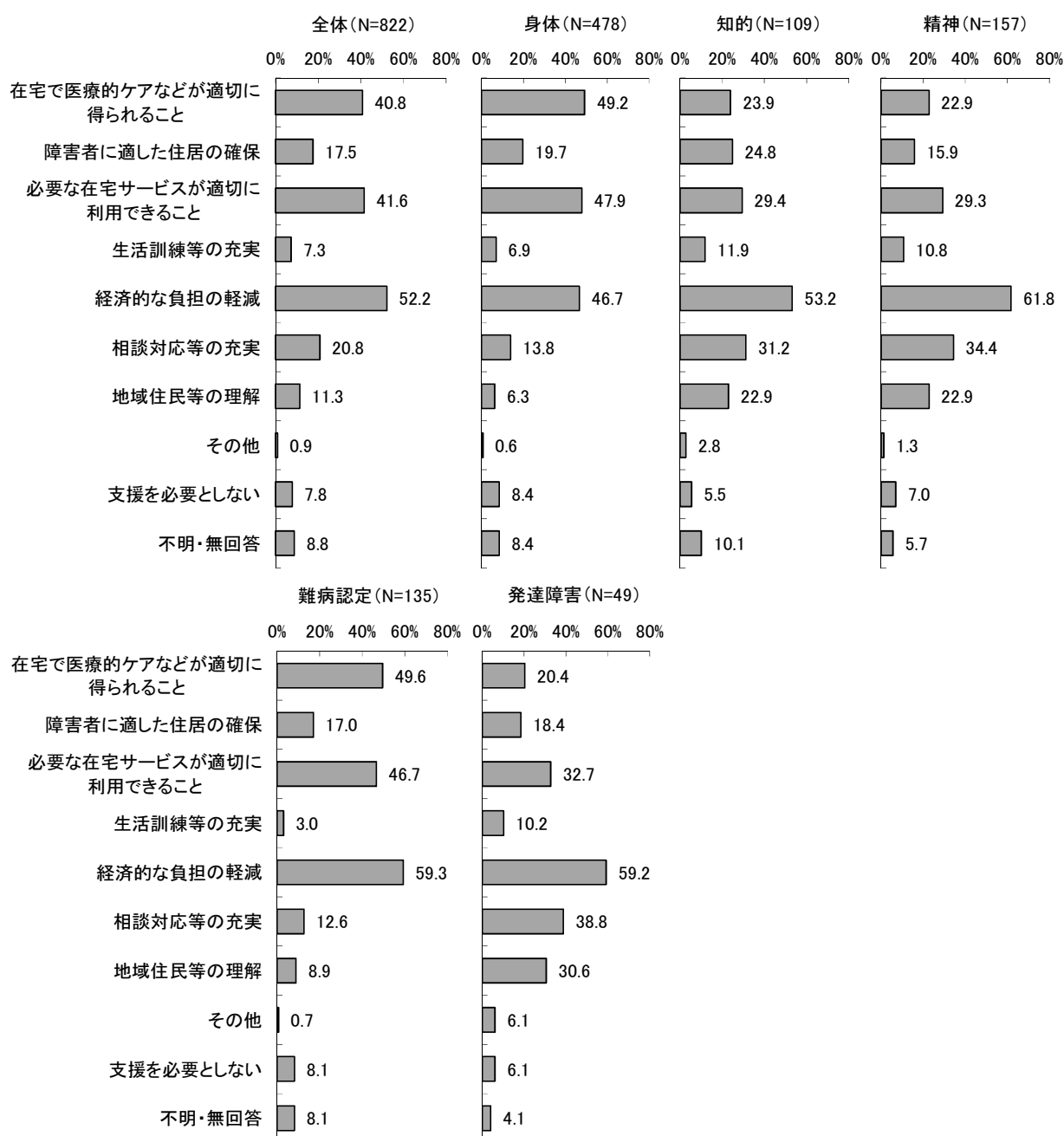


①で「ひとりで暮らしたい」または「家族といっしょに自宅で暮らしたい」を選択された方

②在宅で暮らす際、あればよいと思う支援（複数回答）

在宅で暮らす際、あればよいと思う支援についてみると、『全体』では「経済的な負担の軽減」が52.2%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が41.6%となっています。

『身体』では「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が49.2%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が47.9%となっています。『知的』『精神』『発達障害』では「経済的な負担の軽減」がそれぞれ53.2%、61.8%、59.2%と最も高く、次いで「相談対応等の充実」がそれぞれ31.2%、34.4%、38.8%となっています。『難病認定』では「経済的な負担の軽減」が59.3%と最も高く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が49.6%となっています。



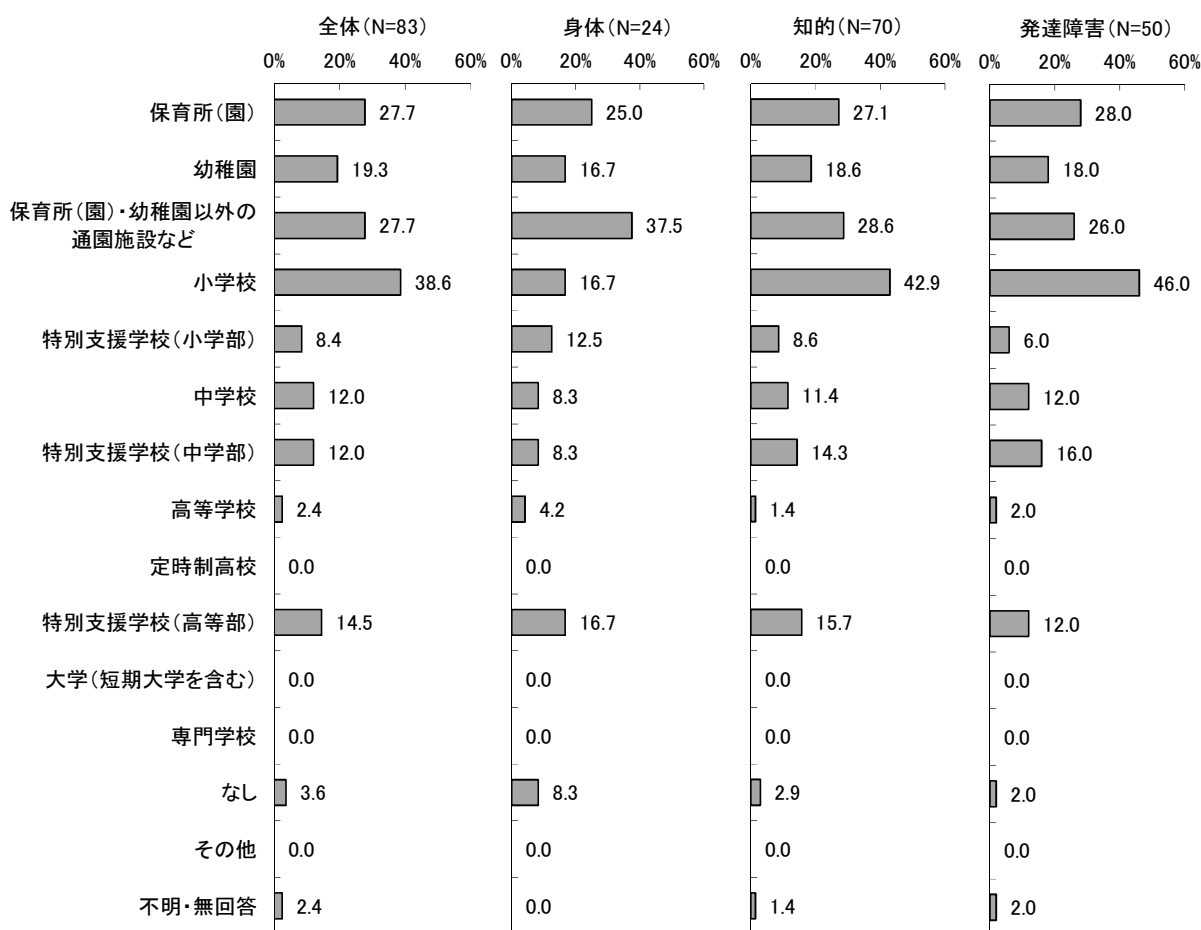
4. 18歳未満対象調査結果

(1) 現在の生活について

①「あなた」はどこに通われていましたか（在学・在園中を含む）。（複数回答）

どこに通っていたか（在学・在園中を含む）についてみると、『全体』では「小学校」が38.6%と最も高く、次いで「保育所（園）」「保育所（園）・幼稚園以外の通園施設など」が27.7%となっています。

『身体』では「保育所（園）・幼稚園以外の通園施設など」が37.5%と最も高く、次いで「保育所（園）」が25.0%となっています。『知的』『発達障害』では「小学校」がそれぞれ42.9%、46.0%と最も高く、次いで『知的』では「保育所（園）・幼稚園以外の通園施設など」が28.6%、『発達障害』では「保育所（園）」が28.0%となっています。

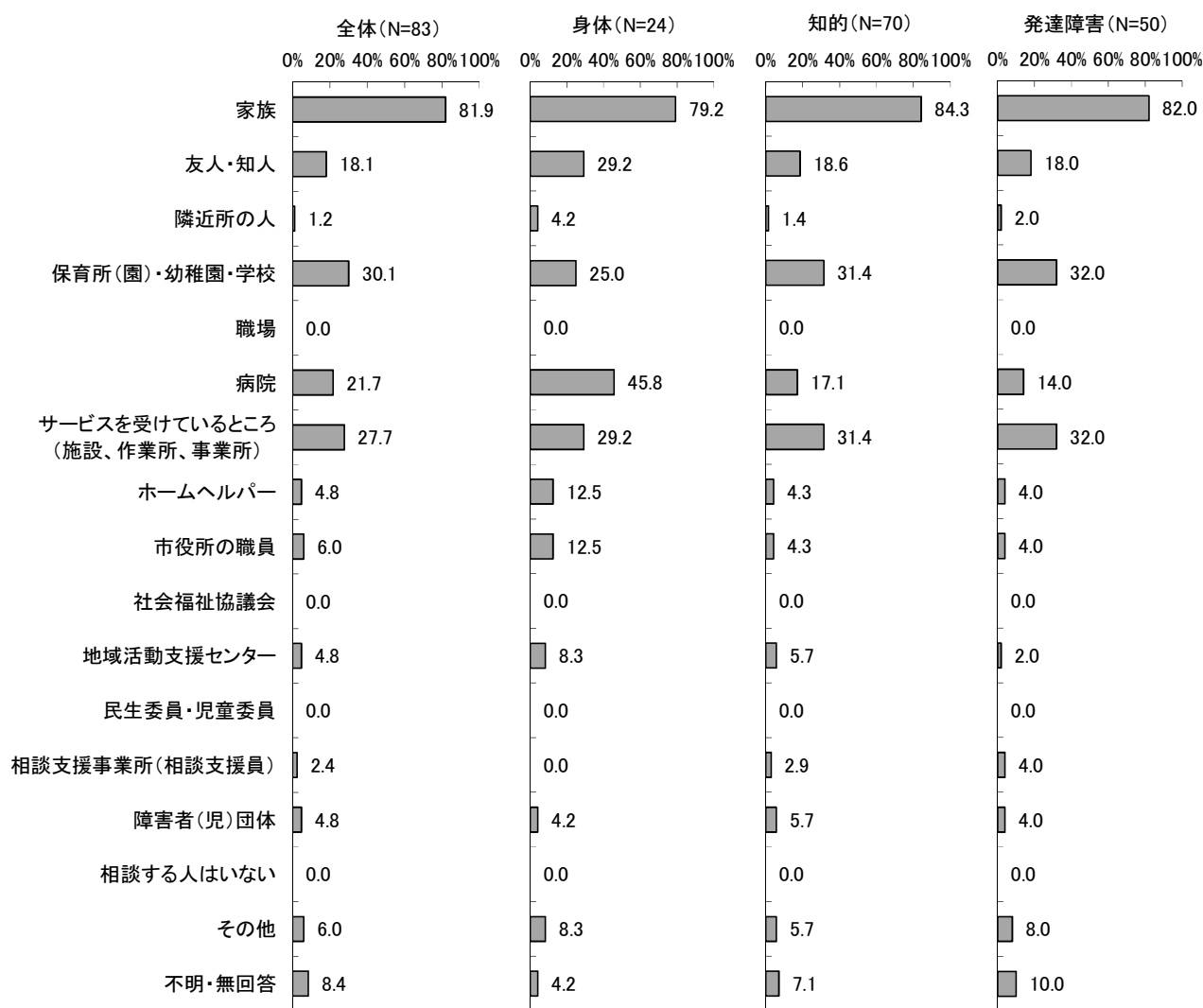


※「精神」「難病認定」の区分については、サンプル数が少ないため、表示していません

②「あなた」が悩みや困ったことを相談するのはどなたですか。(複数回答)

悩みや困ったことの相談相手や相談先についてみると、『全体』では「家族」が81.9%と最も高く、次いで「保育所(園)・幼稚園・学校」が30.1%となっています。

『身体』『知的』『発達障害』では「家族」がそれぞれ79.2%、84.3%、82.0%と最も高く、次いで『身体』では「病院」が45.8%、『知的』『発達障害』では「保育所(園)・幼稚園・学校」「サービスを受けているところ(施設、作業所、事業所)」がそれぞれ31.4%、32.0%となっています。



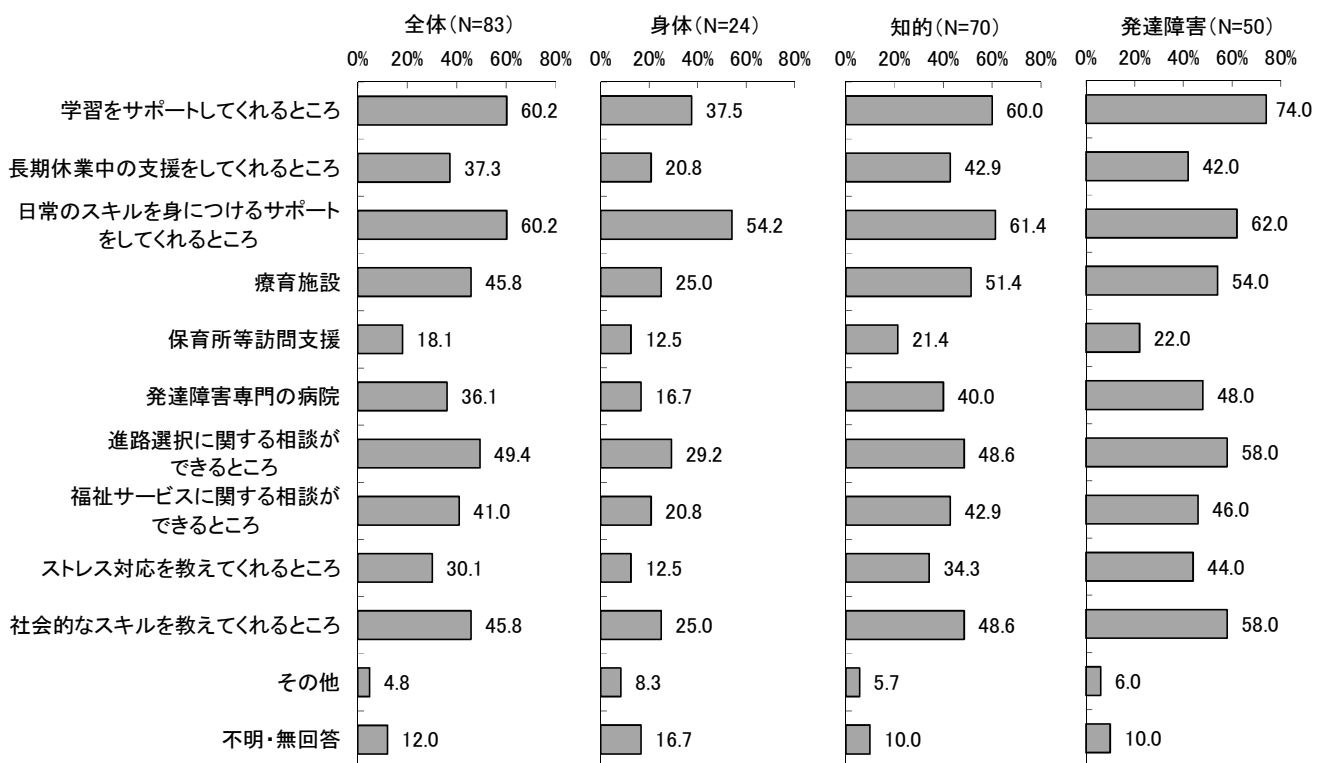
※「精神」「難病認定」の区分については、サンプル数が少ないため、表示していません

(2) 療育・保育について

①「あなた」や家族が求める療育・保育に関する支援は何ですか。(複数回答)

療育・保育に関して求める支援についてみると、『全体』では「学習をサポートしてくれるところ」「日常のスキルを身につけるサポートをしてしてくれるところ」が60.2%と最も高くなっています。

『身体』『知的』では「日常のスキルを身につけるサポートをしてしてくれるところ」がそれぞれ54.2%、61.4%と最も高く、次いで「学習をサポートしてくれるところ」がそれぞれ37.5%、60.0%となっています。『^{*}発達障害』では「学習をサポートしてくれるところ」が74.0%と最も高く、次いで「日常のスキルを身につけるサポートをしてしてくれるところ」が62.0%となっています。



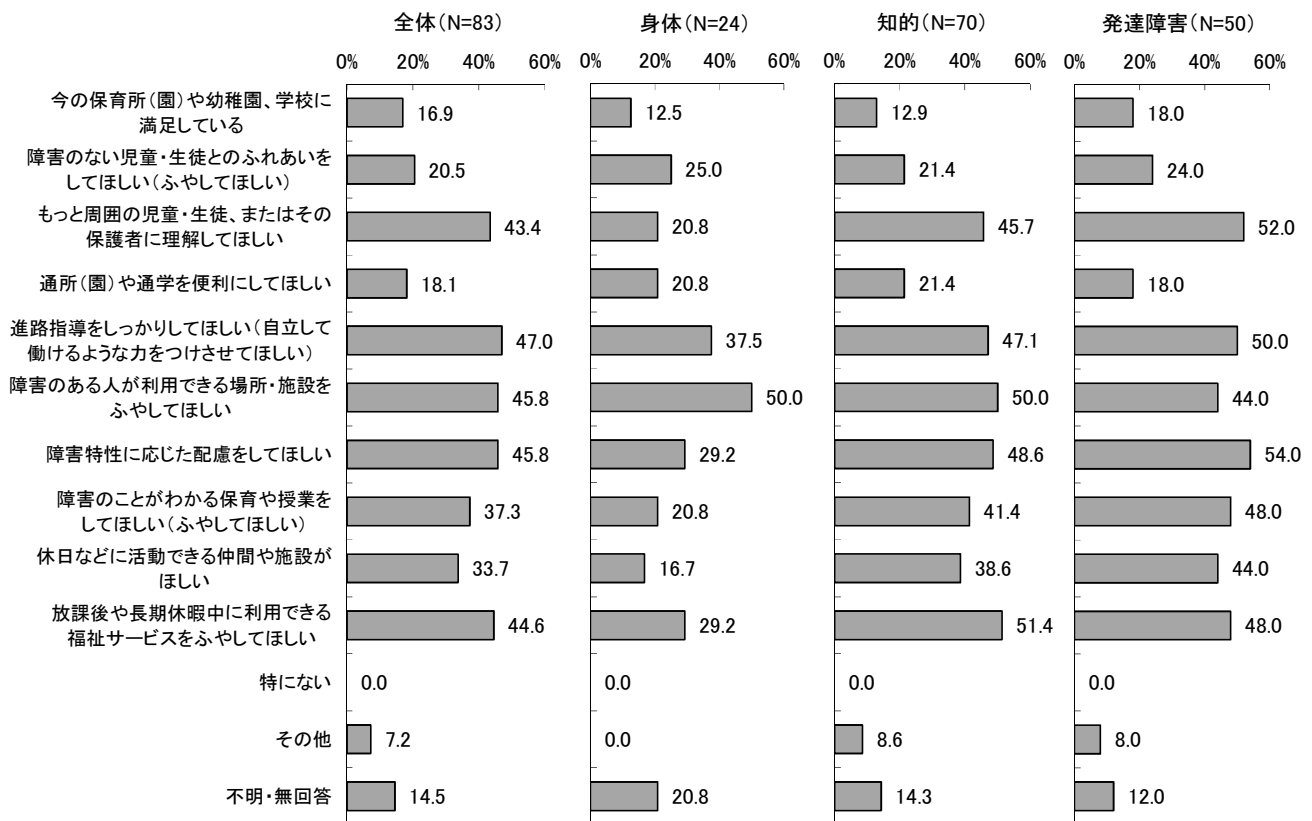
※「精神」「難病認定」の区分については、サンプル数が少ないため、表示していません

(3) 地域の学校、保育所(園)や幼稚園等について

①「あなた」は、保育や教育について今後、どのようなことが必要だと思いますか。
(複数回答)

保育や教育について今後必要だと思うことについてみると、『全体』では「進路指導をしっかりとしてほしい(自立して働けるような力をつけさせてほしい)」が47.0%と最も高く、次いで「障害のある人が利用できる場所・施設をふやしてほしい」「障害特性に応じた配慮をしてほしい」が45.8%となっています。

『身体』では「障害のある人が利用できる場所・施設をふやしてほしい」が50.0%と最も高く、次いで「進路指導をしっかりとしてほしい(自立して働けるような力をつけさせてほしい)」が37.5%となっています。『知的』では「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」が51.4%と最も高く、次いで「障害のある人が利用できる場所・施設をふやしてほしい」が50.0%となっています。『発達障害』では「障害特性に応じた配慮をしてほしい」が54.0%と最も高く、次いで「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」が52.0%となっています。



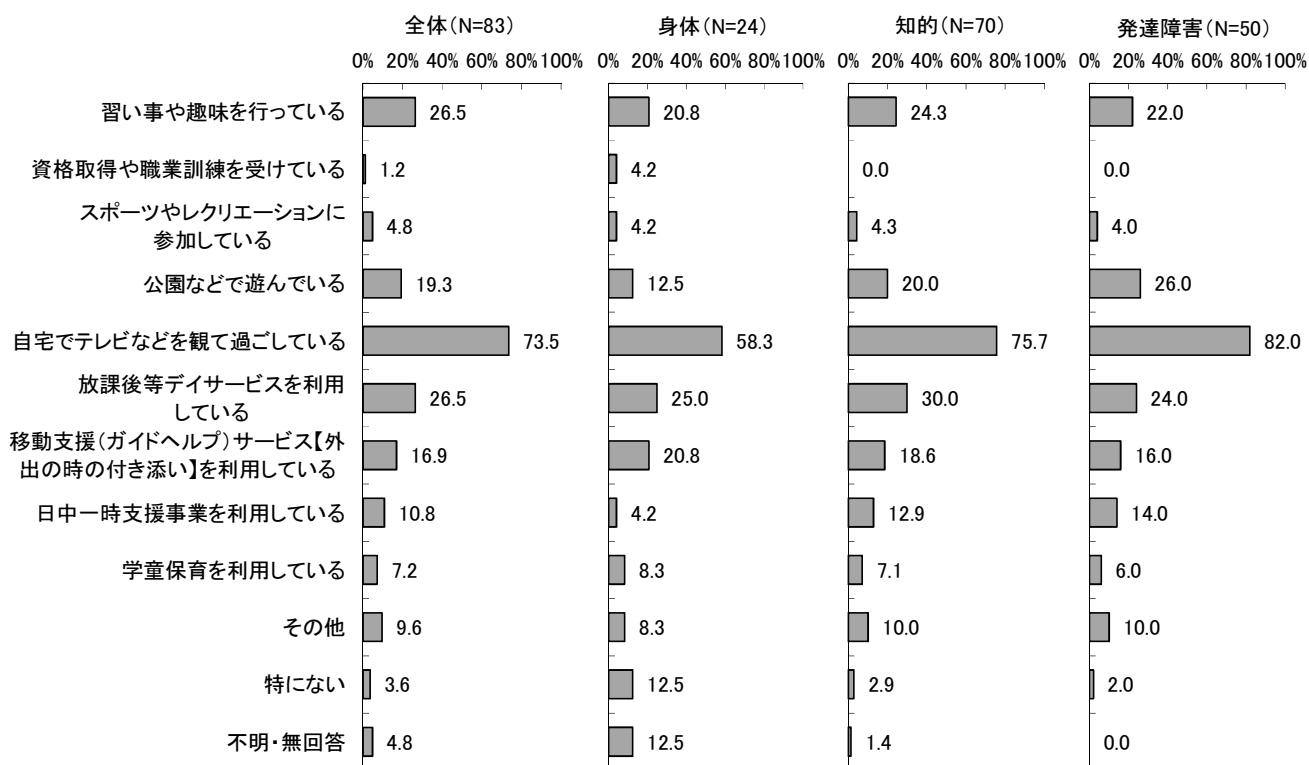
※「精神」「難病認定」の区分については、サンプル数が少ないため、表示していません

(4) 休暇、放課後等の過ごし方について

①「あなた」の休暇、放課後等の主な過ごし方は次のうちのどれですか。(複数回答)

休暇、放課後等の主な過ごし方についてみると、『全体』では「自宅でテレビなどを観て過ごしている」が73.5%と最も高く、次いで「習い事や趣味を行っている」「放課後等デイサービスを利用している」が26.5%となっています。

『身体』『知的』『^{*}発達障害』では「自宅でテレビなどを観て過ごしている」がそれぞれ58.3%、75.7%、82.0%と最も高く、次いで『身体』『知的』では「放課後等デイサービスを利用している」がそれぞれ25.0%、30.0%、『発達障害』では「公園などで遊んでいる」が26.0%となっています。



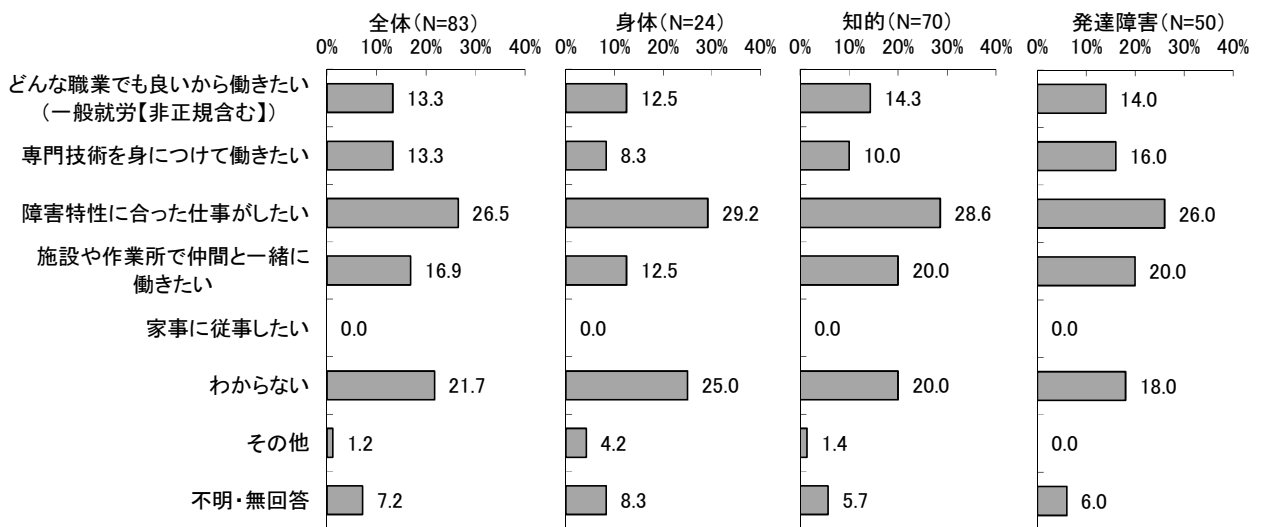
※「精神」「難病認定」の区分については、サンプル数が少ないため、表示していません

(5) 仕事について

①「あなた」は将来どのような生活をしたいと思いますか。(単数回答)

将来どのような生活をしたいと思うかについてみると、『全体』では「障害特性に合った仕事がしたい」が26.5%と最も高く、次いで「わからない」が21.7%となっています。

『身体』『知的』『[※]発達障害』では「障害特性に合った仕事がしたい」がそれぞれ29.2%、28.6%、26.0%と最も高く、次いで『身体』では「わからない」が25.0%、『知的』では「施設や作業所で仲間と一緒に働きたい」「わからない」が20.0%、『発達障害』では「施設や作業所で仲間と一緒に働きたい」が20.0%となっています。

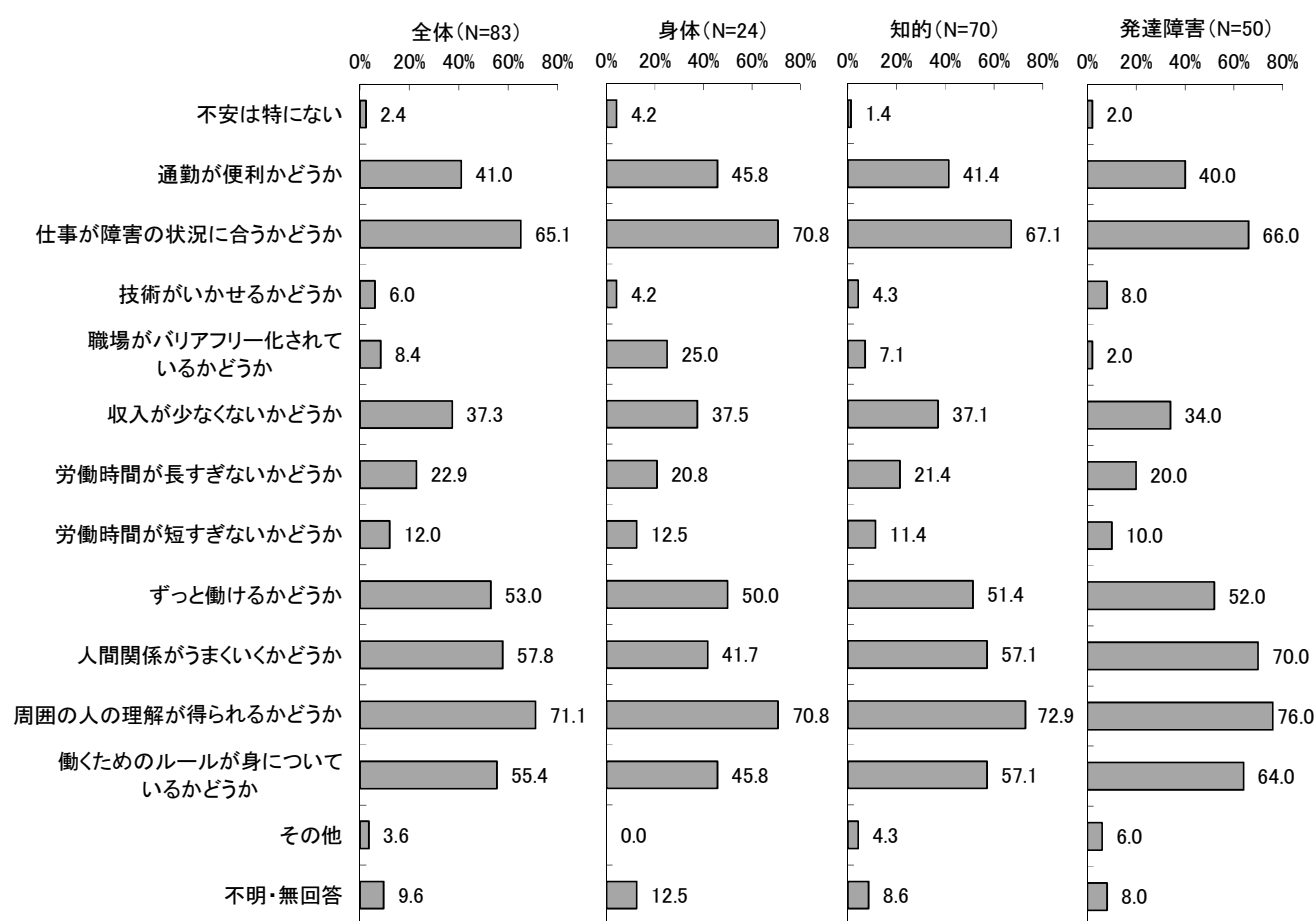


※「精神」「難病認定」の区分については、サンプル数が少ないため、表示していません

②将来、仕事をするとき、あるいは仕事をしているなかで、「あなた」はどんな不安がありますか。(複数回答)

将来、仕事をするとき、あるいは仕事をしているなかでの不安についてみると、『全体』では「周囲の人の理解が得られるかどうか」が71.1%と最も高く、次いで「仕事が障害の状況に合うかどうか」が65.1%となっています。

『身体』では「仕事が障害の状況に合うかどうか」「周囲の人の理解が得られるかどうか」が70.8%と最も高く、次いで「ずっと働けるかどうか」が50.0%となっています。『知的』^{*}『発達障害』では「周囲の人の理解が得られるかどうか」がそれぞれ72.9%、76.0%と最も高く、次いで『知的』では「仕事が障害の状況に合うかどうか」が67.1%、『発達障害』では「人間関係がうまくいくかどうか」が70.0%となっています。



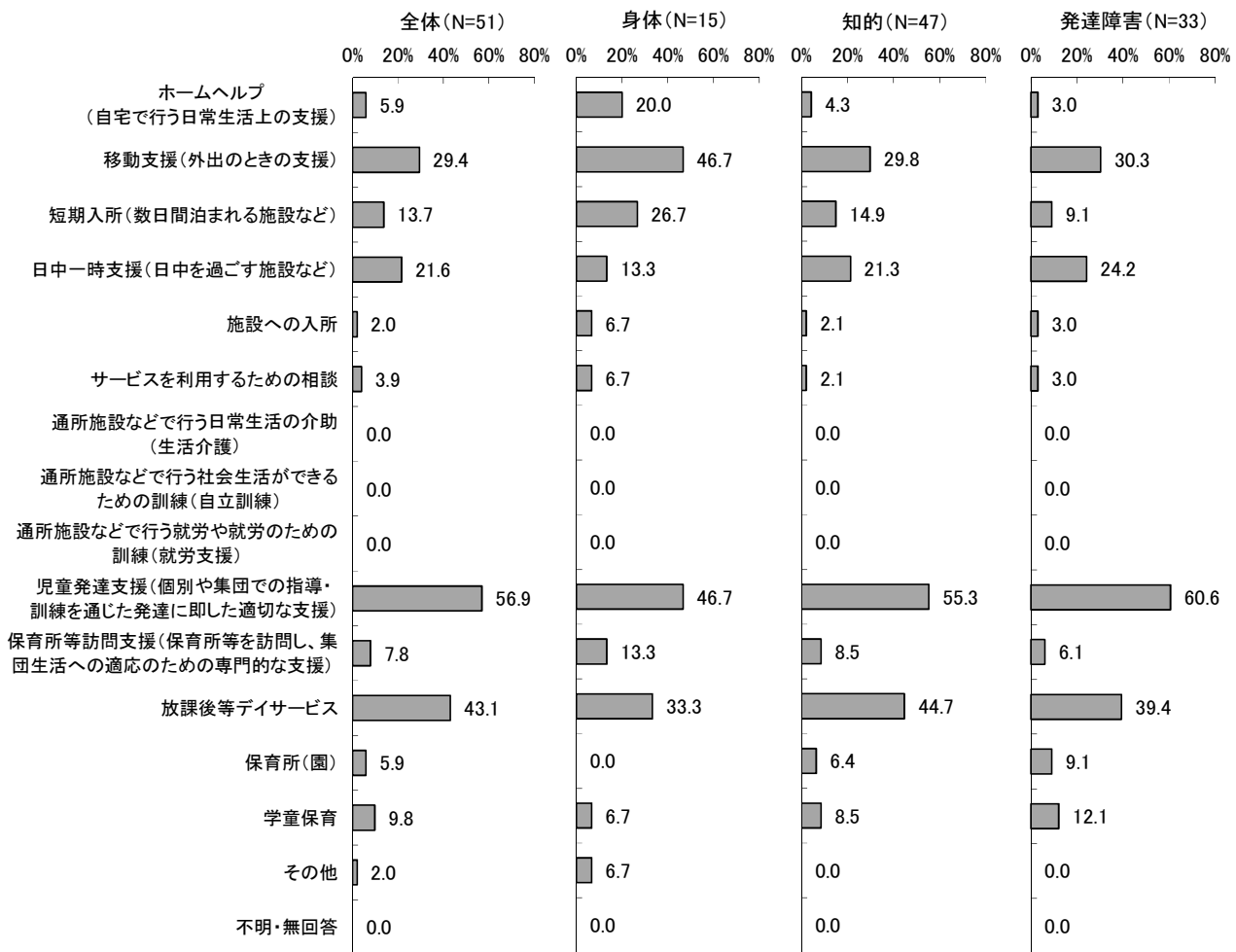
※「精神」「難病認定」の区分については、サンプル数が少ないため、表示していません

(6) 福祉サービス等について

①「あなた」が現在利用している障害福祉サービスは、次のどれですか。(複数回答)

現在利用しているサービスについてみると、『全体』では「児童発達支援（個別や集団での指導・訓練を通じた発達に即した適切な支援）」が56.9%と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」が43.1%となっています。

『身体』では「移動支援（外出のときの支援）」「児童発達支援（個別や集団での指導・訓練を通じた発達に即した適切な支援）」が46.7%と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」が33.3%となっています。『知的』[※]『発達障害』では「児童発達支援（個別や集団での指導・訓練を通じた発達に即した適切な支援）」がそれぞれ55.3%、60.6%と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」がそれぞれ44.7%、39.4%となっています。

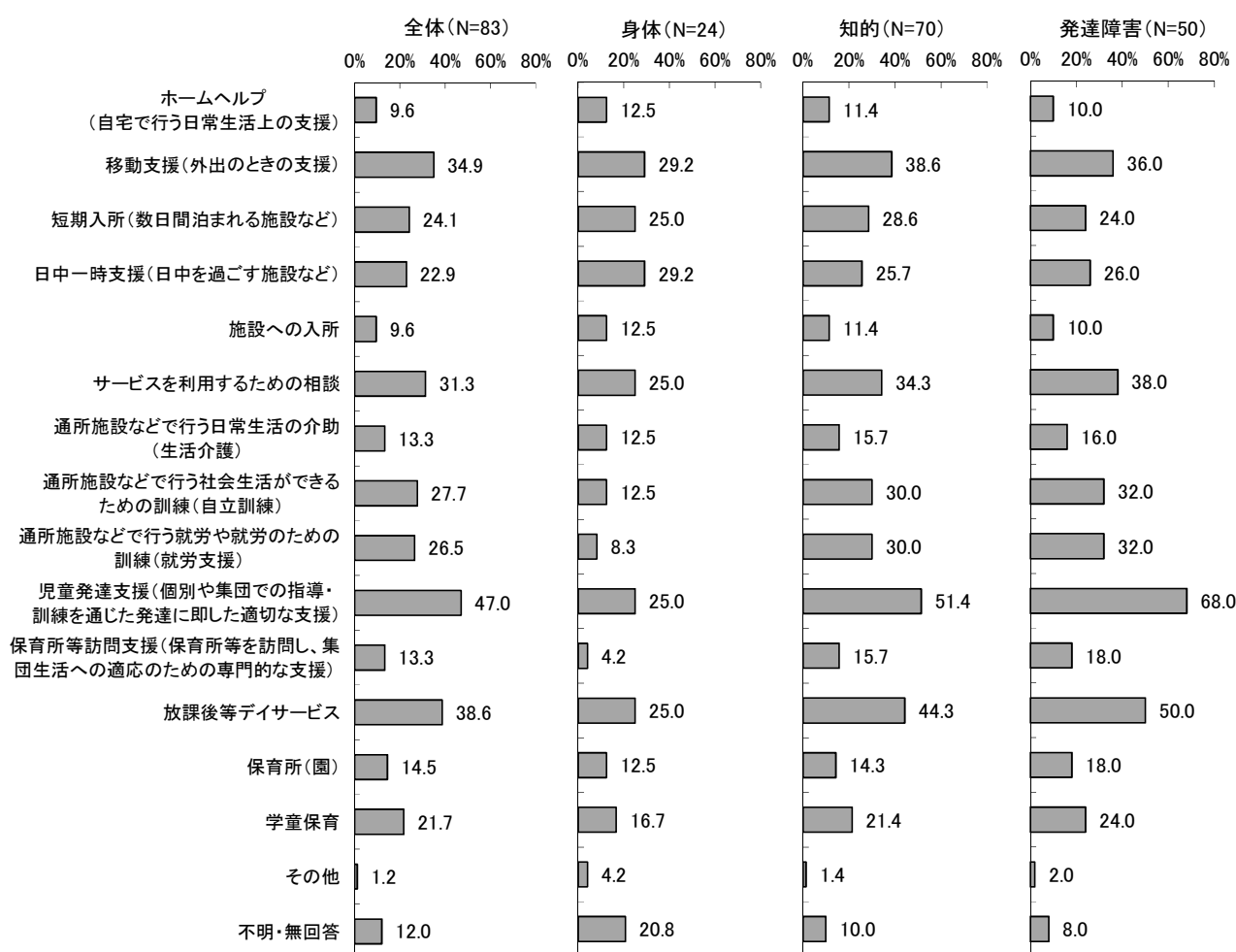


※「精神」「難病認定」の区分については、サンプル数が少ないため、表示していません

②「あなた」が今後も利用したい、あるいは、今後は利用したいサービスは、次のどれですか。(複数回答)

今後も利用したい・今後は利用したいサービスについてみると、『全体』では「児童発達支援（個別や集団での指導・訓練を通じた発達に即した適切な支援）」が47.0%と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」が38.6%となっています。

『身体』では「移動支援（外出のときの支援）」「日中一時支援（日中を過ごす施設など）」が29.2%と最も高くなっています。『知的』『発達障害』では「児童発達支援（個別や集団での指導・訓練を通じた発達に即した適切な支援）」がそれぞれ51.4%、68.0%と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」がそれぞれ44.3%、50.0%となっています。



※「精神」「難病認定」の区分については、サンプル数が少ないため、表示していません

第5節 団体アンケート調査結果及びこれまでの藤井寺市障害者支援会議における議論からの課題

1. 団体アンケート調査概要

- 調査の目的 : 藤井寺市の障害福祉サービス等の現状や課題、今後の方向性を把握し、藤井寺市の障害福祉のニーズや課題を整理することを目的として実施しました。
- 調査方法 : 郵送による発送・回収
- 調査期間 : 平成26年9月～10月
- 調査対象者 : 藤井寺市内において活動されている、障害のある人の関係団体

団体名(名称昇順)	
手話サークルふじいでら	点訳サークル藤井寺六星会
藤井寺市心身障害児(者)父母の会	藤井寺市身体障害者福祉協議会
藤井寺市朗読の会ひびき	まつしの家族会
Mama's circle てらす	

2. 障害のある人の理解促進、差別の解消、権利擁護の推進

【団体アンケート調査での主要なご意見】

◎障害・障害者理解の促進
重度の障害のある人等、見た目でわかる障害者への差別は少ないが、軽度や [※] 発達障害等、見た目でわかりにくい障害のある人は、学校でも差別やいじめにつながっている
手話教室が開催され、毎年手話の学習が市民に広がっている
障害理解についての講演を定期的に行う必要がある
子どもたちに点字体験の場を設け、理解の促進を図る必要がある
よりたくさんの人たちに手話を学んでもらうために、昼間にも手話教室を開講してほしい
公共の場を活用して心のバリアフリーをPR する必要がある
障害のある人に対する理解はまだ不足しているため、機会があるたびに広く市民に訴えていく必要がある
◎[※]福祉教育の充実
小学校のうちに、色々な障害があり「みんなちがう」という他者を理解する気持ちを育てることが大切なため、支援学校との交流や障害者施設の訪問を行ってほしい
聴覚障害者に対する理解を深めるために、各小・中学校でろうの人たちとふれあい、学ぶ機会をつくる必要がある
◎交流機会の拡大
点字を読み書きできない高齢者や全盲の人との交流会を開催する必要がある

3. 生活支援

藤井寺市障害者支援会議で議論された課題

- [※]医療的ケアの必要な利用者のサービス調整
- 医療的ケアの必要な利用者の家族のケア、支援の必要性
- 社会資源（グループホーム、短期入所等）の不足によるサービス調整の困難
- 難病の方の計画相談支援
- 在宅高度医療児の受け入れ、支援
- サービスについての情報提供と周知
- 福祉人材の確保
- 放課後等デイサービスの利用者増加に伴う問題
- 事業所のサービスの質の向上、対応マニュアルの整備
- 家族会の存在の周知と受け入れ体制の整備

【団体アンケート調査での主要なご意見】

◎移動支援事業の充実
移動支援等でヘルパーの不足等が課題
◎相談支援体制の充実
あらゆる障害の窓口は相談支援からであり、重要な部分を占めるが、市の法人は「障害者地域生活支援センターわっと」と「しゅらの郷」の2法人しかない
市の窓口で相談を関係事業所につなぐだけでなく、解決まで一緒に考え支援してほしい
聴覚障害者の高齢化が進んでいるため、藤井寺市内のヘルパーや支援者、相談支援も手話のできる人たちが必要である
どの事業所でも相談支援を行い、さらに市民からの生活相談にも範囲を広げる必要がある

4. 生活環境

【団体アンケート調査での主要なご意見】

◎障害に配慮した建築物や歩道等の整備
道路のバリアフリーについて、視覚障害者にとっては歩道と車道の見極めがつかず危険な場合がある（ヘルパー同行の場合は問題ない）
公共施設（体育館・福祉会館）のトイレが狭い
駅のエレベーターや低床バス等は充実しているが、道路等の歩道は健常者も苦しむ段差が多い
公共施設に障害者用トイレが必要である
近鉄の電光掲示板が明るく見やすくなったが、事故や遅延時の掲示についても進めてもらえるように働きかけを行う必要がある（JRでは取り入れられている）
駅に防護柵をつけてほしい
道路や歩道の段差について、関係団体の意見を聞き、対処する必要がある
◎地域における活動の場の充実
子どもが遊べる施設がない（シュラホールがあるが、魅力に乏しく使用する人が少ない）。市民プールも駅から遠く、遊具もないので利用が少ない
◎地域における生活の場の確保
羽曳野や松原のグループホームやケアホームに行っている人も多い
自分の住む地域で暮らせるよう、支援が必要である

5. 安全・安心

藤井寺市障害者支援会議で議論された課題

- 緊急時の対応について

【団体アンケート調査での主要なご意見】

◎災害時における避難体制や支援体制の整備
障害者の緊急避難場所が不明
障害者の緊急時の避難ルートや避難先での定員、役割分担が不明
※発達障害、自閉症等は大きく環境が変わるとパニックになることがあるため、障害のない人と一緒に避難所は大変かもしれない
障害のある人が自分の避難所と違う所へ行った場合のシステム（連絡ツール等）が整っているのか心配
聴覚障害者とサークル間で災害・緊急時の避難についてマップをつくり、サークルの支援ができるように進めている
障害者が地域の人たちと知り合っていることが必要であり、また、地域の人たちの理解が必要のため、避難訓練を計画し、実施してほしい
市や関係機関で支援方法を決め、責任者を置く必要がある

6. 教育・療育、文化芸術活動・スポーツ等

藤井寺市障害者支援会議で議論された課題

- 早期からの就学先検討の重要性
- 地域の保育所、幼稚園での支援の充実

【団体アンケート調査での主要なご意見】

◎文化活動やスポーツ活動の支援の充実
文化芸術活動・スポーツ等、障害児が習える場所が少なく、他市へ通ったりしている。障害のない子どもが通う教室では親も遠慮するため、あきらめている人もいる
親の会でムーブメント教室を継続してほしいとの声が多かったが、場所代や講師代（ボランティアの交通費）等の問題で断念した
市として子どもたちのために体操教室やアート教室、サッカー教室等を開催してほしい
子どもたちの豊かな感性を育てることは、文化・芸術・スポーツ等に役立つため、市内にたくさんある古墳を利用した公園づくりを考える必要がある
◎障害理解の促進
小学校では理解してくれる先生も増え、療育的な支援も学校で取り入れているようだが、中学校では教科ごとに先生がいて、 [*] 発達障害や自閉症についてよく知らない先生もいる
障害のある人たちの理解を進めるため、「ふくしまつり」を開催したり、市民まつりやスポーツ大会に参加している
ろうの人たちの理解を深めるために、小・中学校での交流や学習の取り組みに積極的に参加する必要がある
◎障害特性に応じた教育支援の充実
「みんなと同じ教科書で勉強」との考え方にに基づき、地域のことを知る副読本（社会科）の点訳を行っている（小学3年生～6年生まで取り組み中）
視覚障害の子どものために、絵本の音訳等を行う必要がある

7. 雇用・就業、経済的自立の支援

藤井寺市障害者支援会議で議論された課題

- ^{*}特別支援学校の在校生の進路選択、就労支援
- 優先調達推進法に関する市の推進体制

【団体アンケート調査での主要なご意見】

◎事業主や職場の障害理解の向上
雇用のために企業で手話を学ぶ機会を設けている
なかなか雇用は進まないが、企業努力でろうの人たちが働きやすい仕事場にするために、サークルとしての協力やボランティアを進める必要がある
◎優先調達推進法の活用
自らの手で仕事をつくっていくこと、また、優先調達推進法の活用が必要である
◎情報提供の充実と相談・支援体制の強化
地域の各通所施設の特色等を比較検討したいが、情報入手が困難な状況にある
市役所や関係機関には、施設の情報分かるような資料を置いてほしい
松原、羽曳野、藤井寺の「障害者施設合同説明会」を開催してほしい

8. 保健・医療

藤井寺市障害者支援会議で議論された課題

- 自殺予防対策（人材養成事業や自殺未遂者事業の取り組み）
- 特別支援学校における^{*}医療的ケア体制

【団体アンケート調査での主要なご意見】

◎情報提供の充実
親同士で交流がある人は病院についての情報交換等ができるが、交流のない人はできない
障害児・者受け入れ可能な医療機関を市のホームページに掲載してほしい
◎医療体制の整備
医療機関で受け入れ拒否があったり、障害に対する理解のない発言をする医師がいる
市内に医療機関は多くあるが、障害者を受け入れられる病院がない（病院の送迎方法等）
◎障害特性に応じた医療環境の整備
ろうの人が病院に行く際は、市役所に依頼して通訳者を連れて行き、正しく医師の話や体調を伝えられるが、突然の場合には体調が正しく伝えられず、不安になることがある
公的施設に手話通訳者の雇用をしてほしい

9. 情報^{*}アクセシビリティ（意思疎通）

【団体アンケート調査での主要なご意見】

◎情報伝達手段の充実
まだまだ情報提供は不足しており、サービスがあることを知らない人も多いため、周知方法を工夫する必要がある
◎情報通信機器の利活用支援
スマートフォンやパソコンで障害者向けのアプリ等が出ているが、使いこなせる人とそうでない人の差があり、便利なものがあったりも知らなかったり、どのように使えばいいかわからなかったりという状況がある
パソコンやスマートフォンの操作、活用に関する講座等を開催してほしい
聴覚障害者向けのパソコン学習会を開いてほしい
発語のない自閉症の人に、思いが伝わる経験をさせてあげたい（音声が出るもの等を使ってもらいたい）

10. 行政サービス等における配慮

藤井寺市障害者支援会議で議論された課題

- 障害者の制度に関する情報提供

【団体アンケート調査での主要なご意見】

◎情報提供の充実
行政サービス制度がややこしく、よくサービスが変更されて戸惑う
広報紙に障害のある人に対する情報発信を行うページを増やしてほしい
◎啓発・広報活動の推進
市で色々なサービスを行っていても、どんな活動をしているのか見えてこないため、事業所や相談支援事業の事業内容の紹介等、もっと障害者施設や事業を健常者に知ってもらうことが必要である
◎情報発信の多様性の推進
音声で市の情報を受け取ることができるが、手話つき映像の行政サービス（DVD）や電光掲示板のようなものを公的施設にも設置してほしい
◎障害特性に応じたサービスの提供
障害者という一括りではなく、それぞれの障害にあったサービスを提供してほしい

第2部 障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の理念

「人権尊重の理念に基づく障害者施策の構築を目指して」

地域には子どもや大人、高齢者、障害のある人等様々な人が生活しています。だれもが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会を築くためには、障害のある人の生活における当然の権利として、主体性を持って社会、経済、文化、スポーツ等、あらゆる活動に参加できる機会を保障された社会、物理的にも精神的にもバリアフリーの社会を目指していかなければなりません。

藤井寺市では、障害の有無にかかわらず一般社会の中で障害のある人とない人がともに生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において社会経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することを支援する「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、ともに社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて施策の推進を図ってきました。

そしてこれからも一人ひとりが障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら生活し、障害のある人に対する差別を禁止し、合理的な配^{*}慮を行う社会を目指します。

第2節 計画の視点

藤井寺市では計画理念の実現のため、以下の3つの視点により総合的かつ計画的に取り組みを進めます。

1. [※]インクルーシブな社会の視点

社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度や習慣等の障壁、情報の障壁、人々の意識にかかわる障壁等、あらゆる障壁（バリア）を取り除き、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限発揮しながら、安心して生活できるよう配慮します。そして、[※]アクセシビリティを向上させ、すべての市民にとって生活しやすいまちづくりを社会全体で進めていきます。

2. 意思決定の視点

ライフステージのすべての段階において、障害のある人が自ら選択・決定することができるよう、当事者本位の自立した生活を送るために必要となる様々なサービスや支援の実施や、その支援のための政策、施策等の形成・決定過程、計画等策定への当事者を含む市民の主体的な参加を推進します。

3. 共生の視点

障害のある人のニーズや特性等に応じた適切な支援を、既存の制度・事業等にとらわれることなく提供できるよう、事業所や関係機関、行政各分野がより緊密な連携を図り、市民一人ひとりが自立しながら共存し、地域でお互いを尊重し、ともに支え合い、助け合う「共生」のまちづくりを展開します。

第2章 前回計画における取り組みと課題

前回の障害者計画について、どのような取り組みが実施され課題があるのか、また、取り組みが不十分あるいは見直しが必要な事業はどのようなものかなどを把握するため、関係各課に事業調査を行いました。以下に、前回計画の体系に基づき、施策の基本方向別に整理しました。

第1節 人権擁護と啓発活動

■実施事業

- 障害に関する広報・啓発活動を「広報ふじいでら」や「[※]障害者週間」等を活用し、定期的を実施
- 市職員に対する人権研修において、障害福祉に関する内容を実施
- 小・中学校や各種講座において人権擁護に関する内容の開催や障害児者との交流等の福祉教育[※]を実施
- ボランティアセンター（社会福祉協議会）を中心に、ボランティア活動をネットワーク化



■事業の課題、新たな課題

- ◆障害者差別解消法に関する啓発
- ◆障害者虐待に対する対応の強化
- ◆行政サービスでの障害者に対する配慮

第2節 福祉サービス

■実施事業

- 障害福祉サービスの提供や補装具の支給等在宅サービス等を実施
- ^{*}日常生活自立支援事業や成年後見利用支援事業の実施等判断能力が不十分な障害者の見守りや権利擁護を実施
- 文化、スポーツ、レクリエーションの推進
- 地域福祉計画に基づいて、^{*}小地域ネットワーク活動やボランティア育成等を実施



■事業の課題、新たな課題

- ◆各種サービスの情報の周知
- ◆相談支援体制の強化

第3節 保健・医療

■実施事業

- 乳幼児健康診査等の機会を通じて、障害の早期発見に努め、必要に応じて医療機関や、療育施設等を紹介
- 障害者医療制度を実施



■事業の課題、新たな課題

- ◆事業の継続実施と内容の充実

第4節 教育・育成

■実施事業

- 保育士への研修や子育て家庭への訪問指導を実施
- 小・中学校教諭への研修や特別支援教育コーディネーターを設置



■事業の課題、新たな課題

- ◆教育環境における合理的配慮の提供

第5節 障害のある人の雇用・就労

■実施事業

- 雇用フォーラムの開催等障害のある人の雇用に関する啓発を実施
- 障害者の就労相談を定期的に開催



■事業の課題、新たな課題

- ◆就労にかかるネットワークの強化
- ◆福祉施設から一般企業への就労とその定着に関する支援

第6節 生活環境

■実施事業

- 住宅改造費助成制度や公共交通機関へのバリアフリー化の働きかけを実施
- 地域防災計画に基づいて、災害時安否確認制度の実施や自主防災組織の立ち上げ支援を実施



■事業の課題、新たな課題

- ◆公共施設における合理的配慮の提供
- ◆情報アクセシビリティの向上

第3章 施策の展開

第1節 施策体系

障害者を取り巻く状況や障害福祉制度の動向、国の障害者基本計画（第3次）等を踏まえ、前回計画より施策の体系を見直しました。なお、関係課の項目については、藤井寺市事務分掌規則の記載順に記載しています。

施策の基本方向	施策の取り組み
1. 差別解消と権利擁護	(1) 広報・啓発活動の推進
	(2) 権利擁護・人権擁護 [*] ・福祉教育の推進
	(3) ボランティア活動の推進
	(4) 障害児・者への福祉活動の取り組み
	(5) 行政サービス等における配慮
2. 生活支援	(1) 在宅サービス等の充実
	(2) 文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進
	(3) 地域福祉活動の推進
	(4) 相談支援体制の充実
3. 保健・医療	(1) 障害の早期発見と対応
	(2) 医療体制の充実
4. 教育・育成	(1) 就学前療育・保育の充実
	(2) インクルーシブ教育 [*] の充実
5. 障害のある人の雇用・就労	(1) 障害のある人の雇用機会の拡大
	(2) 総合的な支援施策の推進
6. 生活環境	(1) 住空間・公共施設等のバリアフリー化
	(2) 防災・防犯への対応
	(3) 情報アクセシビリティ [*] の向上

第2節 差別解消と権利擁護

障害のある人の「完全参加と平等」を実現するためには、障害のある人もない人もともに生活し活動できる社会の構築を目指す、ノーマライゼーションの理念に基づき、お互いを尊重し合い、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

このような社会を築いていくために、行政のみならず、企業、[※]NPO等を含むすべての市民が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことが重要であり、市民一人ひとりの理解と協力を促進させることが最も大切です。

そのためにはまず、すべての人の権利を認め合い、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害のある人に関する市民理解を促進するため、幅広い市民の参加による啓発活動を推進します。

1. 広報・啓発活動の推進

差別解消のため、障害者差別解消法等に基づき、差別解消や[※]合理的配慮の考え方の啓発活動を推進します。

また、市の広報紙やホームページ、情報メディア等の効果的な活用を図り、障害の有無にかかわらず、障害に関する理解の促進と人権尊重意識の醸成を図ります。

取り組み	内容	区分	関係課
障害者関係団体と連携した啓発活動の促進	[※] 「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」等の期間を活用し、様々な障害に関して広く市民の理解を深めるため、障害者関係団体と連携しながら、啓発活動の促進を図ります。	継続	福祉総務課
障害者差別解消への取り組みの充実	「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の周知・啓発に努めます。 また、「障害者差別解消法」の施行に向け、法の趣旨・目的等に関する周知・啓発に取り組むとともに、法の施行後においても対応要領や国の基本方針に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組めます。 さらに、「障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し、広報紙の活用等により周知・啓発に努めます。	新規	人事課、 市民協働・ 人権推進課、 商工観光課、 福祉総務課
差別解消のための事業者等に対する理解の促進	地域社会における障害のある人に対する差別を解消するため、差別禁止や合理的な配慮について、事業者・自治会・ [※] 民生委員児童委員等への啓発を積極的に行います。	新規	市民協働・ 人権推進課、 商工観光課、 福祉総務課

取り組み	内 容	区分	関係課
※国際シンボルマーク等の普及の推進	国際シンボルマークをはじめ、様々なシンボルマークや表示について、インターネット上に障害者理解のためのホームページを作成するなど IT を積極的に活用し、正しい理解と普及に努めます。	新規	福祉総務課

2. 権利擁護・人権擁護・福祉教育の推進[※]

人権擁護に関する啓発や、各学校で実施されている社会奉仕体験等の教育活動を通じ、障害のある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。

また、家庭・地域・職場等市民の身近な日常生活の中で、障害のある人の問題や人権、福祉について学べる場の充実に努めます。

さらに、社会福祉協議会や民生委員児童委員[※]、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、障害のある人の財産の保安全管理や対象者の早期発見に努めるとともに、成年後見制度の利用支援を推進します。

取り組み	内 容	区分	関係課
人権擁護への取り組み	障害のある人もない人もともに生活し活動できる社会の構築を目指すノーマライゼーションの理念を普及させ、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築くことを図ります。	継続	市民協働・人権推進課、福祉総務課
人権教育事業の推進	障害に関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、講演会等の定期的な開催を図ります。	継続	市民協働・人権推進課
福祉教育等の推進	交流教育の実施等小・中学校等における学校の教育活動を通じ、障害者に対する理解を深める福祉教育を推進します。 また、各種福祉講座や講演会の開催や開催情報の周知等により、社会一般の理解を深めるとともに、地域住民への啓発・広報を展開します。	継続	市民協働・人権推進課、福祉総務課、学校教育課
成年後見制度の利用促進	障害のある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。 また、市民後見制度や法人後見制度について検討します。	継続	福祉総務課、高齢介護課
障害者虐待への対応の強化	障害者虐待の通報受理、虐待を受けた障害のある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等を推進します。	新規	福祉総務課

3. ボランティア活動の推進

地域住民の主体的な参加によるボランティア活動は、地域における生活を充実させる上で、ますます重要なものとなります。地域におけるボランティア活動を推進するとともに、ボランティア団体・住民・行政・^{*}NPO・民間企業等が連携し、障害のある人を社会全体で支える体制づくりを目指します。

取り組み	内 容	区分	関係課
ボランティア活動の推進	児童・生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、ボランティアセンターの機能強化や団体・個人間の交流とネットワーク化の促進に努めます。	継続	市民協働・人権推進課、福祉総務課

4. 障害児・者への福祉活動の取り組み

障害のある人と地域住民がお互いに交流できる機会を、関係機関や地域と連携して拡充するとともに、学校等における交流活動の充実を図ります。

また、障害への理解を深めるための取り組みを支援していきます。

取り組み	内 容	区分	関係課
[*] 福祉教育等の推進（再掲）	交流教育の実施等小・中学校等における学校の教育活動を通じ、障害者に対する理解を深める福祉教育を推進します。 また、各種福祉講座や講演会の開催や開催情報の周知等により、社会一般の理解を深めるとともに、地域住民への啓発・広報を展開します。	継続	市民協働・人権推進課、福祉総務課、学校教育課
学校における交流活動の推進	関係機関・団体との連携を強化し、学校における福祉・ボランティア活動や福祉体験学習等のカリキュラムの中で、障害のある人との交流機会の充実を図ります。	継続	学校教育課
交流の場づくり	障害のある人と地域住民との交流を活発にするため、イベントやフェスティバル等の実施の検討や支援を行います。	継続	商工観光課、福祉総務課

5. 行政サービス等における配慮

障害のある人が行政サービスにおいて適切な配慮を受けることができるよう、障害のある人に対する理解の促進に市職員等が努めることが必要です。

また、障害のある人の声を市政や国政等に反映させることは、共生社会の実現に必要不可欠であるため、選挙における障害のある人への配慮に努めます。

取り組み	内 容	区分	関係課
市職員等の障害者理解の推進	<p>障害者差別解消法に基づき、公共施設において障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。</p> <p>また、窓口等における障害のある人への対応の充実を図るため、障害のある人への配慮について学ぶ研修の実施に努めます。</p>	新規	庁内全課
選挙における配慮の推進	<p>投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票環境の向上を図ります。また、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。</p> <p>さらに、不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるようにするなど、投票機会の確保に努めます。</p>	新規	選挙管理委員会事務局

第3節 生活支援

障害のある人の地域生活を支えるためには、利用者本位の考え方に立って、障害のある人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要となります。利用者本位の生活支援体制を構築するため、相談支援や権利擁護等の地域生活支援事業を推進します。

また、障害のある人一人ひとりの障害の種別や程度、多様なニーズに対応するため、介護給付、訓練等給付等の自立支援給付をはじめとする各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努めるとともに、サービス利用を支援するため、ケアマネジメントシステムの構築を進めます。一方、地域住民による様々なボランティア活動やNPO、民間企業等による活動は、障害のある人の自立を支えるための支援として非常に重要な役割を担っていることから、これら地域の福祉活動への支援をはじめ、ボランティアの育成にも力を入れていきます。

さらに、多様なサービス、活動に関する情報提供の充実や障害のある人の生きがいを支え、障害のある人すべてに対して豊かな地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

1. 在宅サービス等の充実

自立支援給付や地域生活支援事業等のサービスの基盤整備及びサービス内容の充実を図るとともに、効果的かつ適切なサービス提供が行えるよう、ケアマネジメントシステムの構築にも取り組みます。

また、生活安定のための経済的支援や日常生活への支援等を行うとともに、障害のある人の地域生活や在宅生活を支えるサービスの充実や地域生活支援拠点等の整備の検討を図ります。

(1) 自立支援給付・地域生活支援事業の推進

取り組み	内容	区分	関係課
障害者ケアマネジメントシステムの構築	相談支援事業における [※] 相談支援専門員の資質向上を図り、障害のある人の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築を進めます。	継続	福祉総務課
障害福祉サービス等の保障	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営めるように、各種障害福祉サービスを提供します。またその財源を確保するため、対象者の少ない既存サービスの見直しに努めます。	継続	福祉総務課

取り組み	内 容	区分	関係課
地域生活支援拠点等の整備の推進	障害のある人が地域において安心して生活し続けられるよう、近隣市との調整を図りながら地域生活支援拠点等の整備の推進を図ります。	新規	福祉総務課

(2) 外出支援の推進

取り組み	内 容	区分	関係課
外出・社会参加手段の確保・整備	社会参加の可能性を広げるため、移動支援事業の保障に努めます。 また、身体障害者補助犬の利用案内や公共施設等での受け入れについて、啓発・広報を推進します。	新規	福祉総務課

(3) その他の福祉サービスの推進

取り組み	内 容	区分	関係課
高齢の障害のある人への生活支援の充実	介護保険制度の対象となる障害のある人について、介護保険担当課や介護支援専門員、 [*] 相談支援専門員等と連携し、多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努めます。特に、65歳を迎えて障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した際に、サービスの質と量が低下しないよう、きめ細やかな連携に努めます。	新規	福祉総務課、 高齢介護課
居住支援の充実	障害のある人の地域生活を支援するため、各種法人に、障害者支援施設、グループホーム等の居住支援サービスへの事業参入を促します。	新規	福祉総務課
各種減免制度の周知の推進	所得税・住民税の控除、自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免等のほか、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金等の各種割引・減免制度の周知・普及に努めます。	新規	税務課、 福祉総務課

2. 文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進

自分の興味やライフスタイルに応じて文化・芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動等を行える環境の整備を推進し、障害のある人が地域の中で潤い豊かな生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。

取り組み	内 容	区分	関係課
障害者スポーツ、文化・芸術活動への支援	障害者団体や福祉サービス事業者等が行う各種スポーツ関連行事や文化・芸術関連行事に対し、場所の提供等の支援を行います。	新規	福祉総務課

取り組み	内 容	区分	関係課
社会参加の促進	講演会、講習会等において、手話通訳者や要約筆記者を配置したり、点字パンフレットを作成したりするなど、障害のある人が参加しやすい環境づくりを進めます。 また、地域のサロン活動等の事業を通じて、身近な地域における余暇活動の場の提供に努めます。	新規	庁内全課

3. 地域福祉活動の推進

地域社会全体が障害のある人を包み込むような福祉のまちづくりを推進するため、ボランティア団体や住民自治組織、当事者団体等、市民による主体的な活動を支援し、活動しやすい環境の整備に努めます。

取り組み	内 容	区分	関係課
地域福祉活動への支援	藤井寺市地域福祉計画に基づき、地域福祉活動を支援します。	継続	庁内全課

4. 相談支援体制の充実

障害のある人の様々な相談ニーズに応じ、円滑かつ適切な福祉サービスの利用につながるよう、障害のある人本人の意思を尊重したきめ細やかな相談支援の提供に努めるとともに、相談機能の拡充、体制の強化に努めます。

取り組み	内 容	区分	関係課
相談支援事業の充実	相談支援事業所において、相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、他の相談支援事業者や関係機関との連絡調整を強化し、相談支援体制を充実できるように、必要な支援を行います。 また、必要に応じて複数のサービスを適切に結びつけるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業を支給決定することで、障害のある人のサービス利用を支援します。	新規	福祉総務課
藤井寺市障害者支援会議の機能強化	藤井寺市障害者支援会議の体制や活動内容を充実し、当事者の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関との連携及び調整機能の強化を図ります。	新規	福祉総務課
関係各課間の連携強化	新たに制定された障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法を受け、また、障害者福祉に関する相談窓口の充実を図るため、関係各課間の連携強化に努めます。	新規	市民協働・人権推進課、商工観光課、福祉総務課

第4節 保健・医療

障害のある人の保健・医療施策では、障害の原因となる疾病等予防と同時に、早期発見・早期対応を行うことが重要です。また、少子高齢化の進行とともに障害のある人の高齢化も進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病等への対応や障害のある人の健康づくりについても充実させる必要があります。

そのため、これまで以上に医療機関との連携を強化し、障害のある人に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実させるとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療についても、保健・医療サービスの適切な提供に努めます。

また、障害の早期発見・早期対応を図るための相談体制の充実や障害のある人の健診体制の確立等、体制の整備を進めます。

1. 障害の早期発見と対応

障害の早期発見につながる健康診査等の充実をはじめ、医療機関との連携を強化し、適切な対応が実施できるよう相談・指導体制の充実を図ります。

また、「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」を着実に推進し、障害の早期発見と対応が可能な環境を整備していきます。

さらに、障害のある人の健康づくりに関しても関係各課・機関と連携し、健診や指導体制の整備に努めます。

取り組み	内容	区分	関係課
各種健診の実施	妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査、学校における健康診断等の健診の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障害の早期発見を徹底し、適切な機関の紹介を行います。	継続	健康課、 学校教育課
相談・指導体制の充実	健康相談、家庭児童相談、訪問指導等の各種相談事業を実施し、必要時、関係機関と連携しながら適切な支援に努めます。	継続	健康課、 子育て支援課
疾病に対する理解の促進	各種健（検）診や教室、相談時等の機会を活用し、障害の原因となる疾病についての理解と周知を図ります。	継続	健康課

2. 医療体制の充実

障害のある人等が地域で安心して暮らしていくためには、必要な医療を受けられる体制等を充実することが必要です。

そのため、医療機関等との連携を強化し、医療体制の充実を図ります。

取り組み	内 容	区分	関係課
公的医療制度の充実	重度心身障害（児）者等に対し医療費の一部を助成することにより、必要とする医療を容易に受けられることができるよう、公的医療制度の適正な運用を図ります。	継続	保険年金課
こころの健康づくり支援の充実	こころの健康づくりを支援するとともに、こころの不調に気づけるようこころの健康に対する正しい知識を普及し、早期相談・早期治療につなげるよう支援します。	継続	福祉総務課、健康課
退院後の地域生活支援の充実	精神科病院から退院し地域生活へ移行する障害のある人に対し、医療機関、 [*] 民生委員児童委員、関係機関等と連携し、保健・医療・福祉サービスの充実や迅速な情報提供に努めます。	新規	福祉総務課

第5節 教育・育成

障害のある人が社会の一員として様々な活動に参加し、住み慣れた地域において生きがいを持って暮らしていくためには、それぞれのライフステージに応じて、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育は大変重要なものとなります。

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、[※]限局性学習障害（SLD）、[※]注意欠如・多動性障害（ADHD）、[※]自閉症スペクトラム症等について教育的支援を行うなど、教育・療育に特別の配慮が必要な子どもについて、適切な対応を図れるよう各種施策を推進します。

また、障害のある子どもとない子どもとの交流活動を充実させ、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成するとともに、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援体制の構築に努めます。

1. 就学前療育・保育の充実

障害のある子どもが、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障害の状況に応じた保育を受けられるよう、教育・福祉・医療等の関係機関との連携、ネットワークの形成を進め、療育・保育体制の充実を図ります。

また、障害のある親に対して妊娠・育児の不安や悩みの軽減を図るため、相談体制の確立を関係各課・機関との連携の上で検討します。

取り組み	内容	区分	関係課
障害児保育の充実	障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育を受けられるよう、研修を実施し、保育士の専門性の向上、保育内容の充実を図ります。	継続	保育幼稚園課
子育て家庭等への相談体制の充実	妊娠・育児の不安や悩みの軽減を図るため、保健師等が訪問や来所等で相談にあたり、母子の健康の保持増進を図ります。	継続	子育て支援課、健康課
[※] 発達障害児支援の充実	教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携、ネットワークの形成により、限局性学習障害（SLD）や注意欠如・多動性障害（ADHD）等発達障害の早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。	継続	福祉総務課、健康課、子育て支援課、保育幼稚園課、学校教育課

2. [※]インクルーシブ教育の充実

子どもたち一人ひとりのニーズに対応し、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶというインクルーシブ教育システム（包容する教育制度）構築の理念を踏まえながら、すべての子どもに最も適した指導を提供できる、多様で柔軟な連続性のある仕組みの整備が必要です。

また、通常学級に在籍する[※]限局性学習障害（SLD）や[※]注意欠如・多動性障害（ADHD）、[※]自閉症スペクトラム症の児童・生徒に対する総合的な支援体制として特別支援教育推進体制を推進し、乳幼児期から就労にいたる長期的な視点からの一貫した支援体制の整備を図ります。

さらに、就学指導の充実や教職員等の知識・技能の向上を図るなど、学びやすい教育環境の整備に努めます。

（１）特別支援教育体制推進事業の推進

取り組み	内 容	区分	関係課
乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備	教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関による「特別支援連携協議会」を設置し、ネットワークを形成する中で個別の教育支援計画の策定にも努め、乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備を図ります。	継続	福祉総務課、健康課、子育て支援課、保育幼稚園課、学校教育課
[※] 発達障害児支援の充実（再掲）	教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携、ネットワークの形成により、限局性学習障害（SLD）や注意欠如・多動性障害（ADHD）等発達障害の早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。	継続	福祉総務課、健康課、子育て支援課、保育幼稚園課、学校教育課
校内体制の整備	学校における特別支援教育を推進するため、 [※] 特別支援教育コーディネーターや校内委員会の設置等を進め、校内体制の整備を推進します。	継続	学校教育課

(2) 教育環境の充実

取り組み	内 容	区分	関係課
就学（就園）の充実	一人ひとりの障害の状態や特性に応じた適正な就学（就園）指導が行えるよう、保護者をはじめ保健・福祉・医療等の関係機関との連携を強化するとともに、就園就学相談委員会のさらなる充実に努めます。	継続	保育幼稚園課、学校教育課
幼稚園教育の充実	障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状況に応じた適切な幼稚園教育を受けられるよう、研修を実施し、幼稚園教諭の専門性の向上、教育内容の充実に努めます。	継続	保育幼稚園課
教職員の専門性の向上	大学の教授や支援学校リーディングスタッフ等の専門家による巡回相談を活用し、障害のある児童・生徒への個別支援の充実と、全児童・生徒の人権感覚の育成、学校の組織力の向上を図ります。また、年間を通じた計画的な支援教育に関する研修を実施し、教員の専門性を高め、学習指導の充実と向上を図ります。	継続	学校教育課
一人ひとりに応じた教育指導・支援の充実	個別の指導計画による指導を進める中で、障害のある児童・生徒一人ひとりの発達状況に即した見直しを定期的に行い、指導方法、内容及び支援の改善を行い、豊かな教育活動を展開します。	継続	保育幼稚園課、学校教育課
放課後の居場所づくり	放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や放課後子ども教室等、子どもの居場所づくりに努めます。	継続	生涯学習課
教育環境の整備	障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の提供を推進するとともに、教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努めます。 また、支援教育における基礎的環境整備等の観点から、学校施設のバリアフリー化を推進します。	新規	教育総務課、学校教育課
※福祉教育の推進	交流教育の実施等小・中学校等における学校の教育活動を通じ、障害者に対する理解を深める福祉教育を推進します。	継続	学校教育課

第6節 障害のある人の雇用・就労

障害のある人が地域で自立した生活をしていくためには、就労は非常に大切なこととなります。就労は、ただ単に自立生活の手段を得るにとどまらず、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにつながり、障害のある人の生活の質の向上に大変重要なものとなります。

そのため、障害のある人の雇用の促進については、それぞれの障害者の意思や能力に応じた仕事を選択できるよう、また、福祉施設における福祉的就労から一般就労への移行を進めていくため、企業、学校、施設、行政等関係機関・団体等との連携・協力による支援体制の整備を図ります。

さらに、就職した後の支援や離職後の再訓練等、障害のある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

1. 障害のある人の雇用機会の拡大

公共職業安定所及び商工会等関係機関との連携を強化し、民間企業や福祉施設等への働きかけを行い、障害のある人の雇用・就労の場の拡大に努めます。また、公共機関における雇用拡大についても庁内関係各課と連携を図りながら進めていきます。

取り組み	内容	区分	関係課
民間企業への啓発・雇用拡大の促進	障害者雇用率制度及び助成金制度の周知徹底を図り、公共職業安定所、商工会等関係機関と連携しながら民間企業における雇用を促進します。	継続	商工観光課、福祉総務課
公共機関における雇用拡大の推進	市役所等の公共機関において、障害のある人の雇用を促進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。	継続	人事課
福祉施設から一般就労への移行促進	福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所への支援・充実を図ります。 また、市内における就労移行支援事業所の参入を促進するため、就労移行支援事業所が抱えている課題等を把握・分析し、状況の改善に努めます。	新規	福祉総務課

2. 総合的な支援施策の推進

一般企業等への雇用や働く機会の充実を図るため、職業リハビリテーションの推進や必要な知識・能力の習得を図るための支援を行います。また、行政等関係機関とのネットワーク化を図り、就労の前後にわたる支援体制づくりを進めます。

取り組み	内 容	区分	関係課
就労に関する相談体制の充実	障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また、情報提供が行えるよう、公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	継続	商工観光課、福祉総務課
就労支援制度の推進	障害のある人の就労・雇用に関する各種就労支援制度を事業者に対し周知し、利用の促進を図ります。	継続	商工観光課、福祉総務課
就労ネットワークの推進	※特別支援学校や学校、職業安定所、商工会、民間企業、障害福祉サービス事業者、行政等の関係機関による就労前から就労後にわたって障害のある人の就労支援を図るため、藤井寺市障害者支援会議等、各支援機関のネットワークによる総合的な支援を行います。	新規	福祉総務課、学校教育課、商工観光課

第7節 生活環境

障害のある人が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物、道路、交通等における様々なバリアを取り除き、すべての市民にとって安心・安全かつ生活に支障のない環境を整備することが大切です。

だれもが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを進め、安心・安全な環境の整備を図ります。

また、災害対策や障害のある人が犯罪や事故等に巻き込まれることを防ぐシステムづくりについても進めていく必要があります。そのため、地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、情報伝達や災害時・緊急時の救援・救助体制の整備を図ります。

1. 住空間・公共施設等のバリアフリー化

障害のある人が地域の中で安心・快適に暮らすことができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、バリアフリー化とユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。また、生活環境等に関する様々な苦情や相談、要望等に対応するため、相談窓口の周知と充実を図ります。

取り組み	内容	区分	関係課
公共施設のバリアフリー化	「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を進めます。また、新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階から障害のあるなしにかかわらず、だれもが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	新規	庁内全課
民間施設への啓発	障害のある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「バリアフリー新法」や「大阪府福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。	継続	福祉総務課、まちづくり推進課
公共交通機関のバリアフリー化	公共交通機関の利便性向上を図るため、沿線各駅及び駅周辺のバリアフリー化を促進するとともに、ノンステップバス・リフトつきバス等の導入を事業者に働きかけます。	継続	道路水路課
道路等交通環境の整備	障害のある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、音響信号機等の設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、交通環境の整備を進めます。	継続	道路水路課
公園等の整備	障害のある人を含め、すべての市民が利用しやすいよう、トイレや傾斜、水辺空間等への配慮等利用しやすい施設整備を進めます。	継続	農とみどり保全課

2. 防災・防犯への対応

障害のある人が日常生活において安全・安心に暮らすため、また、大規模災害等において個々の障害のある人の障害特性に十分配慮した速やかな情報提供と避難誘導、安全確保、避難所等の体制の整備を推進します。

取り組み	内 容	区分	関係課
地域防災計画の推進	避難行動要支援者名簿の整備や災害時の情報伝達方法の検討等、計画的な防災体制を確立するとともに、災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、防災行政の強力な推進を図ります。	継続	庁内全課
地域防犯体制の確立	市防犯委員や警察、管内防犯協議会と連携し、防犯意識の向上、地域の安全・安心に努めます。	継続	環境政策課

3. 情報^{*}アクセシビリティの向上

障害のある人が利用できる各種福祉サービスはもとより生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネット等を通じた的確な情報提供を行います。

また、視覚障害や聴覚障害等により情報の入手が困難な方にもわかりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。

取り組み	内 容	区分	関係課
保健・医療・福祉サービスの情報提供の推進	障害のある人やその家族への保健・医療・福祉の情報提供のため、「福祉のてびき」の内容を充実するとともに、広報紙や市ホームページ等を活用し、必要な情報提供を行います。	継続	福祉総務課
声の広報・点字広報の提供	障害のある人が気軽に市の情報を入手できるよう、音声による声の広報や点字広報の提供に努めます。	継続	秘書広報課、福祉総務課
多様な手法による情報提供の充実	市が発行する文書等において、音声版・点字版の発行や、市ホームページへのウェブ・アクセシビリティをより向上させることにより、視覚や聴覚等に障害のある人が必要な情報を入手できるよう、利便性を高める工夫と細やかな支援を進めます。	新規	庁内全課
意思疎通支援事業の推進	「障害者総合支援法」に基づき、聴覚や視覚障害等により、意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等の充実や利用の促進を図ります。	新規	福祉総務課

第3部 障害福祉計画(第4期)

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

「障害福祉計画」は、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の計画的な地域基盤の整備を進めていくものです。国や大阪府が示している障害福祉計画の策定に関する基本指針や「藤井寺市障害者計画」を踏まえ、次の理念に基づき策定します。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障害のある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障害のある人等の範囲を、身体障害、知的障害及び精神障害のある人並びに難病患者等であって18歳以上の人並びに障害のある児童とし、サービスの充実を図ります。

※[※]発達障害のある人及び高次脳機能障害のある人については、従来から精神障害のある人に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

(3) 施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障害のある人等の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

第2節 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制については、見込量確保のための方策に加えて、障害のある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援体制の整備等の施策展開が求められており、次の方針のもと計画を進めます。

(1) 訪問系サービスの保障
訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の充実を図ります。
(2) 日中活動系サービスの保障
日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実を図ります。
(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。 また、各関係機関の連携のもと、地域生活支援機能を担う体制の整備を図ります。
(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。
(5) 相談支援体制の充実
障害のある人が地域において自立した生活を営むためには、障害特性に合わせた障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支援、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が必要です。そのために、サービスの支給決定前に利用計画を作成できるよう体制整備を進めていきます。

第2章 第3期障害福祉計画における実績

第1節 第3期障害福祉計画の成果目標と実績

1. 施設入所者の地域生活への移行

国の指針	○平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上を地域生活へ移行。 ○平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減。
大阪府の指針	○平成17年10月1日時点の施設入所者の4割以上を地域生活へ移行。 ○平成17年10月1日時点の施設入所者数から22%以上削減。

施設入所から地域生活への移行に関する目標値において、地域生活移行者数については、平成17年10月1日時点の入所者数69人の3割以上である22人（31.9%）の移行を目指していましたが、地域生活への移行が進まなかったため、平成26年度末までの移行見込は12人（17.4%）となっています。

施設入所者数の削減については、平成17年10月1日時点の入所者数69人から1割以上である9人（13.0%）の削減を目指していましたが、新たに施設に入所される方が予想以上に多かったため、平成26年度末時点の施設入所者数の削減見込は2人（2.9%）となっています。

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数（A）	69人	
【目標】地域生活移行者数	22人 31.9%	平成26年度末までに（A）のうち、3割以上を地域生活に移行
【実績】地域生活移行者数	12人 17.4%	平成26年度末までの見込
【目標】平成26年度末時点の施設入所者削減数	9人 13.0%	平成26年度末までに（A）の時点から1割以上削減
【実績】平成26年度末時点の施設入所者削減数	2人 2.9%	平成26年度末までの見込

2. 福祉施設から一般就労への移行

国の指針	○福祉施設から一般就労への移行者数について、平成17年度実績の4倍以上とする。
大阪府の指針	○福祉施設から一般就労への移行者数について、平成17年度実績の5.4倍以上とする。

福祉施設から一般就労への移行に関する目標値について、平成26年度に8人（4倍）の移行を目指していましたが、目標値を達成しています。

項目	数値	考え方
平成17年度の一般就労移行者数	2人	
【目標】一般就労への移行者数	8人 ----- 4倍	平成17年度の実績の4倍の8人が、平成26年度に福祉施設から一般就労に移行
【実績】一般就労への移行者数	8人 ----- 4倍	平成26年度の見込

3. 就労移行支援事業の利用者数

国の指針	○就労移行支援事業の利用者数について、平成26年度末の福祉施設利用者数の2割以上とする。
大阪府の指針	○就労移行支援事業の利用者数について、これまでの実績を踏まえ、利用者の意向や地域の実情に応じた設定とする。

就労移行支援事業の利用者数に関する目標値について、平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数を43人（15.5%）と設定していましたが、市内や近隣市における就労移行支援事業所の新たな参入が少なかったため、平成26年度末の利用者数の見込は24人（8.7%）となっています。

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用見込者数（A）	277人	平成26年度末の見込
【目標】就労移行支援事業の利用者数	43人 ----- 15.5%	平成26年度末に（A）のうち、15%が就労移行支援事業を利用
【実績】就労移行支援事業の利用者数	24人 ----- 8.7%	平成26年度末の見込

4. 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

国の指針	○就労継続支援（A型）事業の利用者数について、平成26年度末の就労継続支援（A型）事業及び就労継続支援（B型）事業利用者の3割以上とする。
大阪府の指針	○就労継続支援（A型）事業の利用者数について、これまでの実績を踏まえ、利用者の意向や地域の実情に応じた設定とする。

就労継続支援（A型）事業の利用者の割合に関する目標値について、平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合を5.1%（5人）と設定していました。しかし、平成24年度以降、就労継続支援（A型）事業の利用者数の増加が続いたため、目標を超える12.6%（13人）となっています。

項目	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数見込（A）	5人	第3期計画策定時の平成26年度末の見込
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数見込（B）	94人	
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数見込（C）	99人	(A) + (B)
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数（D）	13人	第4期計画策定時の平成26年度末の実績見込
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数（E）	90人	
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数（F）	103人	(D) + (E)
【目標】平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	5.1%	平成26年度末に（C）のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する割合（A）／（C）
【実績】平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	12.6%	平成26年度末に（F）のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する割合（D）／（F）

5. 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

国の指針	○就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額について、平成26年度における就労継続支援（B型）事業利用者の工賃の平均額についての目標水準の設定が望ましい。
大阪府の指針	○就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額について、府が示す平成22年度の実績額の3,000円を上乗せすることを基本に、利用者の意向や地域の実情に応じた設定とする。

就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額に関する目標値について、平成26年度における工賃の平均額の目標を7,071円と設定していましたが、市内の工賃水準の向上が進まなかったため、平成25年度時点では5,147円となっています。

項目	数値	考え方
平成22年度の工賃の平均額等、基準となる額	4,071 円	大阪府が示した平成22年度の実績額
【目標】平成26年度の工賃の平均額	7,071 円	平成22年度の平均工賃に3,000円を上乗せ
【実績】平成25年度の工賃の平均額	5,147 円	平成25年度時点の実績

第2節 障害福祉サービスの実績

◆表の単位の見方

人／月 : 月間あたりの利用者数

時間分／月: 月間の利用者数×1人1か月あたりの平均利用時間

人日分／月: 月間の利用者数×1人1か月あたりの平均利用日数

件／年 : 年間の利用総件数（平成26年度は年度途中のため年間見込数を示す。）

時間／年 : 年あたりの利用時間総数

回数／月 : 月間あたりの利用回数

◆数値の見方

●数値は小数点以下を四捨五入して整数表示しています。

1. 訪問系サービス

■訪問系サービス全体の状況

サービス区分	単位	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
居宅介護	人／月	94	119	130	118	141	121	152	120
	時間分／月	2,211	2,252	2,735	2,148	2,967	2,049	3,200	2,070
重度訪問介護	人／月	3	7	9	6	10	6	11	6
	時間分／月	545	1,150	1,468	957	1,631	912	1,794	962
同行援護	人／月	-	-	14	13	16	15	18	16
	時間分／月	-	-	354	280	405	365	455	359
行動援護	人／月	15	1	2	2	4	2	6	2
	時間分／月	225	12	43	30	86	42	129	26
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間分／月	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問系合計	人／月	112	127	155	139	171	144	187	144
	時間分／月	2,981	3,414	4,600	3,415	5,089	3,368	5,578	3,417

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

訪問系サービス全体では、平成24年度からサービスの利用時間が計画値を下回って推移しています。

居宅介護、重度訪問介護については、平成23年度から平成25年度まで利用時間が減少傾向にあります。

同行援護については、平成24年度から実施しており、平成25年度では利用者数・利用時間ともに増加しています。

行動援護については、利用者については1～2人で推移していますが、利用時間は平成25年度までは増加傾向にあります。

【居宅介護】

■居宅介護の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人／月	65	80	85	77	90	77	95	75
	時間分／月	1,528	1,525	1,785	1,402	1,890	1,308	1,995	1,291
知的障害のある人	人／月	11	13	15	14	17	15	19	15
	時間分／月	237	227	303	238	343	236	384	248
障害のある児童	人／月	2	7	10	9	12	10	14	11
	時間分／月	60	133	225	177	270	186	315	204
精神障害のある人	人／月	16	19	20	18	22	19	24	19
	時間分／月	386	367	422	331	464	319	506	327
合計	人／月	94	119	130	118	141	121	152	120
	時間分／月	2,211	2,252	2,735	2,148	2,967	2,049	3,200	2,070

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

■生活介護の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人／月	39	48	52	55	54	57	56	56
	人日分／月	666	920	993	1,142	1,031	1,133	1,070	1,138
知的障害のある人	人／月	47	62	68	72	71	75	74	74
	人日分／月	799	1,170	1,285	1,478	1,342	1,475	1,399	1,489
精神障害のある人	人／月	7	0	0	0	0	0	0	0
	人日分／月	144	0	0	0	0	0	0	0
合計	人／月	93	110	120	127	125	132	130	130
	人日分／月	1,609	2,090	2,278	2,620	2,373	2,608	2,469	2,627

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

生活介護については、精神障害のある人以外では計画したサービス量を上回る利用がありました。

(2) 療養介護

■療養介護の月平均計画値と実績値

サービス区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
療養介護	人／月	0	0	7	6	7	6	7	6

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

療養介護については、平成24年度から利用があり、おおむね計画値どおり推移しています。

(3) 短期入所

■短期入所の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	7	9	9	8	10	8	10	6
	人日分/月	60	69	69	64	77	56	77	46
知的障害のある人	人/月	15	14	15	14	16	15	16	23
	人日分/月	116	102	111	104	118	93	118	139
障害のある児童	人/月	3	1	2	2	2	2	3	1
	人日分/月	17	11	15	14	15	12	22	8
精神障害のある人	人/月	1	0	0	0	0	0	0	1
	人日分/月	6	0	0	0	0	0	0	11
合計	人/月	26	24	26	24	28	25	29	31
	人日分/月	199	182	195	182	210	161	217	204

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

短期入所については、利用者数はおおむね計画値どおり推移していますが、利用日数は計画値を下回っている状況です。

(4) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

■自立訓練（機能訓練・生活訓練）の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	3	1	2	1	2	1	3	1
	人日分/月	54	7	35	20	35	20	53	8
知的障害のある人	人/月	2	0	1	0	2	1	2	1
	人日分/月	32	0	11	0	22	11	22	18
精神障害のある人	人/月	1	0	0	0	0	0	0	0
	人日分/月	10	0	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	6	1	3	1	4	2	5	2
	人日分/月	96	7	46	20	57	31	75	26

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

自立訓練については、計画値を下回っている状況が続いていますが、平成25年度以降は知的障害のある人の利用がありました。

(5) 就労移行支援

■就労移行支援の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	8	4	8	7	10	6	12	7
	人日分/月	167	75	142	133	178	118	214	136
知的障害のある人	人/月	11	7	13	11	18	11	24	13
	人日分/月	220	106	205	192	284	189	379	233
精神障害のある人	人/月	3	2	5	4	6	4	7	4
	人日分/月	68	34	67	63	80	53	93	59
合計	人/月	22	13	26	22	34	21	43	24
	人日分/月	455	215	414	388	542	360	686	428

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

就労移行支援については、計画値を下回っている状況が続いています。

(6) 就労継続支援（A型）

■就労継続支援（A型）の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	9	0	1	2	1	2	2	6
	人日分/月	180	0	22	30	22	30	44	98
知的障害のある人	人/月	44	2	2	3	2	4	3	7
	人日分/月	881	48	44	60	44	62	66	133
精神障害のある人	人/月	3	0	0	0	0	0	0	0
	人日分/月	68	0	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	56	2	3	5	3	6	5	13
	人日分/月	1,129	48	66	90	66	92	110	231

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

就労継続支援（A型）については、平成24年度以降は実績値が計画値を上回っている状況が続いており、身体障害及び知的障害のある人の利用がありました。

(7) 就労継続支援（B型）

■就労継続支援（B型）の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	14	8	9	8	11	10	12	9
	人日分/月	255	122	141	145	174	169	184	145
知的障害のある人	人/月	72	39	43	40	48	44	53	55
	人日分/月	1,224	586	750	771	841	796	925	992
精神障害のある人	人/月	39	21	25	23	27	26	29	24
	人日分/月	709	339	325	334	351	340	377	340
合計	人/月	125	68	77	71	86	80	94	88
	人日分/月	2,188	1,047	1,216	1,250	1,366	1,305	1,486	1,477

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

就労継続支援（B型）については、利用者数は年々増加傾向にあり、今後も増加が予想されます。

3. 居住系サービス

(1) グループホーム・ケアホーム（GH・CH）

■グループホーム・ケアホーム(GH・CH)の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	2	0	2	2	3	2	4	2
知的障害のある人	人/月	37	27	30	25	32	25	35	27
精神障害のある人	人/月	13	10	8	7	10	8	12	8
合計	人/月	52	37	40	34	45	35	51	37

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

グループホーム・ケアホームについては、計画値を下回って推移している状況が続いています。また、平成26年4月1日より、ケアホームはグループホームに一元化されました。

(2) 施設入所支援

■施設入所支援の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	23	17	20	20	20	21	19	21
知的障害のある人	人/月	36	37	43	44	42	46	41	45
精神障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	59	54	63	64	62	67	60	66

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

施設入所支援については、平成23年度から平成25年度まで増加傾向にあります。

4. 相談支援

(1) 計画相談支援

■計画相談支援の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	5	5	40	11	60	8	80	8
知的障害のある人	人/月	8	8	60	17	134	15	210	15
障害のある児童	人/月	-	-	17	0	23	1	90	1
精神障害のある人	人/月	12	4	26	8	60	8	35	8
合計	人/月	25	17	143	36	277	32	415	32

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

計画相談支援については、法改正により障害福祉サービス及び地域相談支援のすべての利用者が対象となりましたが、計画値ほどの利用はありませんでした。

(2) 地域移行支援

■地域移行支援の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	-	-	0	0	1	0	1	0
知的障害のある人	人/月	-	-	0	1	1	1	1	1
精神障害のある人	人/月	-	-	0	1	1	1	1	0
合計	人/月	-	-	0	2	3	2	3	1

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

地域移行支援については、平成24年度から開始されており、毎年一定の利用実績がありました。

(3) 地域定着支援

■地域定着支援の月平均計画値と実績値

障害区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害のある人	人/月	-	-	0	0	0	0	0	0
知的障害のある人	人/月	-	-	0	0	0	0	1	0
精神障害のある人	人/月	-	-	0	1	0	1	1	0
合計	人/月	-	-	0	1	0	1	2	0

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

地域定着支援については、平成24年度から開始されており、平成24年度と平成25年度において利用実績がありました。

第3節 地域生活支援事業の利用実績

1. 必須事業

(1) 相談支援事業

■相談支援事業の実施状況

サービス区分	単位	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
相談支援	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	2	1	3
	基幹相談支援センター	実施の有無	-	-	無	無	無	無	有	無
	基幹相談支援機能強化事業	実施の有無	-	-	-	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施の有無	有	無	有	無	有	無	有	無	
成年後見制度利用支援事業	人/年	-	-	1	2	1	0	1	0	

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

平成26年度からは相談支援事業所が3箇所となり、障害福祉サービス利用者の支援に努めています。

基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業については、現在、その機能のあり方について検討を進めている状況です。

(2) コミュニケーション支援事業

■コミュニケーション支援事業の年間計画値と実績値

サービス区分	単位	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳派遣事業	実利用者	17	17	18	15	18	17	20	14
要約筆記派遣事業	実利用者	2	0	1	0	2	0	2	1
手話通訳者設置事業	設置人数	2	2	2	2	2	2	2	2

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

手話通訳派遣事業については、対象者の把握が済んでいます。要約筆記派遣事業については、サービスを必要とする方を把握するため、対象者の掘り起こしを行っている状況です。なお、コミュニケーション支援事業は、平成25年4月から意思疎通支援事業に改称されております。

(3) 日常生活用具等給付事業

■日常生活用具等給付事業の年間計画値と実績値

サービス区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
介護訓練 支援用具	件/年	11	4	3	6	5	5	7	2
自立生活 支援用具	件/年	18	13	7	16	9	7	11	9
在宅療養等 支援用具	件/年	30	6	7	7	9	8	11	9
情報・意思疎通 支援用具	件/年	15	11	10	10	12	10	14	7
排泄管理 支援用具	件/年	660	1,387	1,400	1,466	1,450	1,558	1,500	1,560
居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	件/年	1	1	1	0	1	0	1	0

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

介護訓練支援用具、自立生活支援用具については、平成24年度に実績が増加し、計画値を上回っていますが、平成25年度ではいずれも利用件数が減少しています。

排泄管理支援用具については、実績値が計画値を上回り、利用件数も年々増加しています。

(4) 移動支援事業

■移動支援事業の年間計画値と実績値

障害区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
身体障害 のある人	実利用者	80	81	53	71	55	71	57	72
	時間/年	34,725	18,861	17,490	18,523	18,150	21,501	18,810	21,770
知的障害 のある人	実利用者	65	71	65	71	68	89	71	79
	時間/年	26,362	25,419	29,146	26,251	30,491	22,997	31,836	22,241
障害の ある児童	実利用者	40	40	35	38	38	29	41	23
	時間/年	19,325	8,736	12,390	7,372	13,452	5,921	14,514	5,501
精神障害 のある人	実利用者	15	10	9	10	11	13	13	11
	時間/年	574	1,566	2,223	1,716	2,717	2,057	3,211	1,923
合計	実利用者	200	202	162	190	172	202	182	185
	時間/年	80,986	54,582	61,249	53,862	64,810	52,476	68,371	51,435

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

移動支援事業については、利用者数が計画値を上回っている状況が続いています。

(5) 地域活動支援センター事業

■地域活動支援センター事業の年間計画値と実績値

区分		単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
基礎的 事業	実施 箇所数	箇所	3	3	3	3	3	3	3	3
	利用者数	実利用者	120	40	40	38	40	35	40	46

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

地域活動支援センター事業については、現在市内においてⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型を1箇所ずつ、計3箇所を実施しており、毎年一定の利用がある状況です。

2. 任意事業

(1) 日中一時支援事業

■日中一時支援事業の年間計画値と実績値

サービス区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
日中一時 支援事業	実利用者	45	4	5	7	6	6	7	5

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

日中一時支援事業については、平成24年度以降減少傾向にあります。

(2) 訪問入浴サービス事業

■訪問入浴サービス事業の年間計画値と実績値

サービス区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
訪問入浴サ ービス事業	実利用者	5	0	2	0	2	1	2	1

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

訪問入浴サービス事業については、平成25年度以降は利用実績がありますが、計画値を下回っています。

(3) 更生訓練費給付事業

■更生訓練費給付事業の年間計画値と実績値

サービス区分	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
更生訓練費 給付事業	給付 対象者	16	9	5	14	6	18	7	19

平成26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

更生訓練費給付事業については、平成24年度以降は実績値が計画値を上回っていますが、就労移行支援を提供する事業所において、別途訓練費を徴収することが少なくなっており、その訓練費の補てんという本来の目的が変化してきているため、現在、今後のサービスのあり方について検討している状況です。

第3章 障害福祉サービス等の見込量と確保策

第1節 平成29年度における成果目標

本計画では、障害のある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、平成29年度を最終目標年度として設定しています。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行。 ○平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減。 ○平成26年度末において、第3期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成分の割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の計画値に加えた割合以上を計画値として設定。
大阪府の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度末時点の民間施設入所者の12%以上と、府立施設の再編整備に伴う地域移行予定者を地域生活へ移行。 ○国の指針に従い、平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減。 ○平成26年度末において、第3期計画策定時に国の基本指針で示された数値目標を上回る見込であるため、第4期計画では国の基本指針に掲げられている「未達成と見込まれる割合の加味」を行わない。
藤井寺市の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府の指針に従い、平成29年度末における目標の設定を行いません。

■成果目標

項目	数値	備考
平成25年度末時点の施設入所者数 (A)	67人	
【目標】地域生活移行者数 (B)	10人	平成29年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	14.9%	移行割合 (B/A)
【目標】施設入所者の削減数 (C)	4人	(A)の時点から、平成29年度末時点における施設入所者の削減目標値
	6.0%	削減割合 (C/A)
平成29年度末時点の施設入所者数	63人	

2. 精神科病院から地域生活への移行促進

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とする。 ○平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする。 ○入院期間が1年以上の長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上削減する。
大阪府の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とする。 ○平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする。
藤井寺市の指針	○成果目標については都道府県のみが定めることとされているため、本市においては関連する活動指標のみを定めることとします。

3. 地域生活支援拠点等の整備

国の指針	○障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備する。
藤井寺市の指針	○近隣の市町村の状況を鑑みながら、藤井寺市障害者支援会議等において、必要な機能を検討した上で、地域生活支援拠点等を整備します。

4. 福祉施設から一般就労への移行

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から一般就労への移行者数について、平成24年度実績の2倍以上とする。 ○就労移行支援事業の利用者数について、平成25年度末の利用者数から6割以上増加する。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
大阪府の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から一般就労への移行者数について、大阪府内の平成24年度実績の1.5倍以上とし、府内の市町村ごとに按分した数値とする。 ○国の指針に従い、就労移行支援事業の利用者数について、平成25年度末の利用者数から6割以上増加する。 ○国の指針に従い、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
藤井寺市の指針	○大阪府の指針に従い、平成29年度末における目標の設定を行います。

■成果目標

項目	数値	備考
平成24年度の一般就労への移行者数	12人	
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数（平成29年度末時点）	11人	大阪府が作成した目標値を市町村ごとに按分した数値
【目標】就労移行支援事業の利用者数	34人	平成25年度末の利用者数21人から6割以上の増加として設定
【目標】平成29年度末の就労移行率が3割以上の事業所数の割合	5割	平成29年度末の就労移行支援事業所の5割以上として設定

5. 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

大阪府の指針	○平成25年度の実績額に、34.2%を増した額を下回らない額とする。 （ただし、その額が3,000円に満たない場合は、3,000円を下回らない額）
藤井寺市の指針	○大阪府の指針に従い、平成29年度における目標の設定を行います。

■成果目標

項目	数値	備考
平成25年度の工賃の平均額	5,147円	
【目標】平成29年度の工賃の平均額	6,908円	平成25年度の実績額に34.2%を増した額

第2節 障害福祉サービスの見込について

1. 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	入浴、排泄、食事の介護等居宅での生活全般にわたる支援。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等総合的な介護。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人の外出時における移動支援。
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護。

■訪問系サービス全体の見込

サービス区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	人/月	124	128	132
	時間分/月	2,213	2,285	2,357
重度訪問介護	人/月	6	7	8
	時間分/月	954	1,113	1,272
同行援護	人/月	17	18	19
	時間分/月	386	409	431
行動援護	人/月	2	2	3
	時間分/月	31	31	46
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0
訪問系合計	人/月	149	155	162
	時間分/月	3,584	3,838	4,106

■ 居宅介護の月平均見込

障害区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害のある人	人／月	76	77	78
	時間分／月	1,360	1,378	1,396
知的障害のある人	人／月	16	17	18
	時間分／月	267	284	301
障害のある児童	人／月	12	13	14
	時間分／月	228	247	266
精神障害のある人	人／月	20	21	22
	時間分／月	358	376	394
合計	人／月	124	128	132
	時間分／月	2,213	2,285	2,357

■ 見込の考え方

(1) 居宅介護

身体障害のある人は、平成26年度見込の75人を基準に、27年度以降は1人ずつ増加するとして設定しています。利用時間は、平成23年度から26年度の1人あたり利用時間の平均17.9時間を利用人数に乗じて算出しています。

知的障害のある人は、平成26年度見込の15人を基準に、27年度以降は1人ずつ増加するとして設定しています。利用時間は、平成23年度から26年度の1人あたり利用時間の平均16.7時間を利用人数に乗じて算出しています。

障害のある児童は、平成26年度見込の11人を基準に、27年度以降は1人ずつ増加するとして設定しています。利用時間は、平成23年度から26年度の1人あたり利用時間の平均19.0時間を利用人数に乗じて算出しています。

精神障害のある人は、平成26年度見込の19人を基準に、27年度以降は1人ずつ増加するとして設定しています。利用時間は、平成23年度から26年度の1人あたり利用時間の平均17.9時間を利用人数に乗じて算出しています。

(2) 重度訪問介護

平成26年度見込の6人を基準に、地域移行等を原因とし、27年度は同数で、28年度以降は1人ずつ増加するとして設定しています。利用時間は、平成23年度から26年度の1人あたり利用時間の平均159.0時間を利用人数に乗じて算出しています。

(3) 同行援護

平成26年度見込の16人を基準に、27年度以降は1人ずつ増加するとして設定しています。利用時間は、平成24年度から26年度の1人あたり利用時間の平均22.7時間を利用人数に乗じて算出しています。

(4) 行動援護

平成24年度以降、利用人数は維持しており、利用者も限られているため、平成27年度以降も平成24年度から26年度の2人で維持するとして設定しています。最終年度は知的障害のある人の地域移行があると想定し、人数の増加を見込んでいます。利用時間は、平成23年度から26年度の1人あたり利用時間の平均15.3時間を利用人数に乗じて算出しています。

(5) 重度障害者等包括支援

サービス提供事業所が市内及び近隣市町にもないため、利用は見込んでいませんが、サービスを必要とする人のニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備を検討します。

2. 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設等の施設で日中行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会提供。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供。
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供。
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供。
療養介護	医療が必要な人に対して、病院等で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の援助。
短期入所(ショートステイ)	介護者の病気等によって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排泄、食事の介護。

(1) 生活介護

■生活介護の月平均見込

障害区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害のある人	人/月	57	58	59
	人日分/月	1,140	1,160	1,180
知的障害のある人	人/月	77	80	83
	人日分/月	1,525	1,584	1,643
精神障害のある人	人/月	0	0	0
	人日分/月	0	0	0
合計	人/月	134	138	142
	人日分/月	2,665	2,744	2,823

■見込の考え方

施設入所者の地域生活への移行を踏まえて見込んでいます。

身体障害のある人は、平成26年度見込の56人を基準に、27年度以降は1人ずつ増加するとして設定しています。利用日数は、平成23年度から26年度の1人あたり利用日数の平均20.0人日を利用人数に乗じて算出しています。

知的障害のある人は、身体障害のある人同様、施設入所者の地域生活への移行を踏まえ、平成26年度見込の74人を基準に、27年度以降は3人ずつ増加するとして設定しています。利用日数は、平成23年度から26年度の1人あたり利用日数の平均19.8人日を利用人数に乗じて算出しています。

精神障害のある人については、サービスを必要とする人のニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備を検討します。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

■自立訓練（機能訓練・生活訓練）の月平均見込

障害区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害のある人	人/月	1	1	1
	人日分/月	14	14	14
知的障害のある人	人/月	1	1	1
	人日分/月	18	18	18
精神障害のある人	人/月	0	0	0
	人日分/月	0	0	0
合計	人/月	2	2	2
	人日分/月	32	32	32

■見込の考え方

身体障害のある人は、利用が限られているため、実績どおり平成27年度以降も1人で維持するとして設定しています。利用日数は、平成23年度から26年度とばらつきがありますが、1人あたり利用日数の平均13.8人日を利用人数に乗じて算出しています。

知的障害のある人は、利用が限られているため、実績どおり平成27年度以降も1人で維持するとして設定しています。利用日数は、平成26年度の利用日数18.0人日を利用人数に乗じて算出しています。

精神障害のある人については、サービスを必要とする人のニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備を検討します。

(3) 就労移行支援

■就労移行支援の月平均見込

障害区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	人/月	8	9	10
	人日分/月	154	173	192
知的障害のある人	人/月	14	15	17
	人日分/月	237	254	287
精神障害のある人	人/月	5	6	7
	人日分/月	76	91	106
合計	人/月	27	30	34
	人日分/月	467	518	585

■見込の考え方

成果目標における福祉施設から一般就労への移行の成果目標を踏まえ、平成29年度の全体の利用人数を34人と設定しています。

身体障害のある人は、平成26年度見込の7人を基準に、27年度以降は1人ずつ増加するとして設定しています。利用日数は、平成23年度から26年度の1人あたり利用日数の平均19.2人日を利用人数に乗じて算出しています。

知的障害のある人は、平成26年度見込の13人を基準として、27年度以降は1人以上ずつ増加するとして設定しています。利用日数は、平成23年度から26年度の1人あたり利用日数の平均16.9人日を利用人数に乗じて算出しています。

精神障害のある人は、平成26年度見込の4人を基準に、27年度以降は1人ずつ増加するとして設定しています。利用日数は、平成23年度から26年度の1人あたり利用日数の平均15.2人日を利用人数に乗じて算出しています。

(4) 就労継続支援（A型）

■就労継続支援(A型)の月平均見込

障害区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害のある人	人／月	6	7	8
	人日分／月	98	114	130
知的障害のある人	人／月	8	9	10
	人日分／月	157	176	196
精神障害のある人	人／月	0	0	0
	人日分／月	0	0	0
合計	人／月	14	16	18
	人日分／月	255	290	326

■見込の考え方

成果目標における福祉施設から一般就労への移行を考慮し見込んでいます。

身体障害のある人は、平成26年度見込の6人を基準に、27年度は同数で、その後は1人ずつ増加するとして設定しています。利用日数は、平成24年度から26年度と増加傾向にあるため、26年度の1人あたり利用日数16.3人日を利用人数に乗じて算出しています。

知的障害のある人は、平成23年度から25年度と各年1人ずつ増加しているため、平成26年度見込の7人を基準に、27年度以降も1人ずつ増加するとして設定しています。利用日数は、平成23年度から26年度の1人あたり利用日数の平均19.6人日を利用人数に乗じて算出しています。

精神障害のある人については、サービスを必要とする人のニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備を検討します。

(5) 就労継続支援（B型）

■就労継続支援(B型)の月平均見込

障害区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害のある人	人／月	10	11	12
	人日分／月	166	183	199
知的障害のある人	人／月	60	65	70
	人日分／月	1,056	1,144	1,232
精神障害のある人	人／月	26	28	30
	人日分／月	377	406	435
合計	人／月	96	104	112
	人日分／月	1,599	1,733	1,866

■見込の考え方

成果目標における福祉施設から一般就労への移行を考慮し見込んでいます。

身体障害のある人は、平成25年度から26年度は減少していますが、平成23年度から25年度と増加しているため、26年度見込の9人を基準に、27年度以降は1人ずつ増加するとして設定しています。利用日数は、平成23年度から26年度の1人あたり利用日数の平均16.6人日を利用人数に乗じて算出しています。

知的障害のある人は、平成23年度から26年度と増加傾向にあり、4年間で16人増加しているため、26年度見込の55人を基準に、27年度以降は5人ずつ増加するとして設定しています。利用日数は、平成23年度から26年度の1人あたり利用日数の平均17.6人日を利用人数に乗じて算出しています。

精神障害のある人は、平成23年度から24年度で2人、平成24年度から25年度で3人増加しているため、26年度見込の24人を基準に、27年度以降は2人ずつ増加するとして設定しています。利用日数は、平成23年度から26年度の1人あたり利用日数の平均14.5人日を利用人数に乗じて算出しています。

(6) 療養介護

■療養介護の月平均見込

サービス区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	人/月	7	7	7

■見込の考え方

療養介護については、医療が必要な重度心身障害児者が対象となり、平成27年度に重症心身障害児施設入所者が療養介護を利用することが見込まれるため、26年度見込の6人を基準に1名の増加で設定しています。

(7) 短期入所

■短期入所の月平均見込

障害区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害 のある人	人/月	7	8	9
	人日分/月	53	61	68
知的障害 のある人	人/月	24	26	28
	人日分/月	161	174	188
障害の ある児童	人/月	2	3	4
	人日分/月	16	24	32
精神障害 のある人	人/月	3	3	3
	人日分/月	33	33	33
合計	人/月	36	40	44
	人日分/月	263	292	321

■見込の考え方

短期入所については、成果目標における福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行や、緊急時や介護者のレスパイトケアにより利用者のニーズが高いことを踏まえて見込んでいます。

身体障害のある人は、平成26年度見込の6人を基準に、27年度以降は1人ずつ増加するとして設定しています。利用日数は、平成23年度から26年度の1人あたり利用日数の平均7.6人日を利用人数に乗じて算出しています。

知的障害のある人は、平成23年度から26年度と増加傾向にあることを踏まえ、平成26年度見込の23人を基準に、27年度で1人増加し、27年度以降は2人ずつ増加するとして設定しています。利用日数は、平成23年度から26年度の1人あたり利用日数の平均6.7人日を利用人数に乗じて算出しています。

障害のある児童は、平成26年度見込の1人を基準に、27年度以降は1人ずつ増加するとして設定しています。利用日数は、平成23年度から26年度の1人あたり利用日数の平均8.0人日を利用人数に乗じて算出しています。

精神障害のある人は、精神科病院からの地域生活への移行を踏まえ設定しています。利用日数は、平成26年度の1人あたり利用日数11.0人日を利用人数に乗じて算出しています。

3. 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助。
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排泄、食事の介護。

(1) 共同生活援助

■共同生活援助の月平均見込

障害区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害 のある人	人/月	3	4	5
知的障害 のある人	人/月	29	31	33
精神障害 のある人	人/月	9	10	11
合計	人/月	41	45	49

■見込の考え方

共同生活援助については、施設入所者の地域生活への移行を目指す中において重要な居住拠点であり、利用者のニーズもあることを踏まえて見込んでいます。

最も利用が多い知的障害のある人については、今後も一定の伸びがあるものとして、平成26年度見込の27人を基準に、2人ずつ増加するとして設定しています。

身体障害のある人及び精神障害のある人については、平成26年度見込から1人ずつ増加するとして設定しています。

(2) 施設入所支援

■施設入所支援の月平均見込

障害区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害のある人	人／月	21	21	21
知的障害のある人	人／月	44	43	42
精神障害のある人	人／月	0	0	0
合計	人／月	65	64	63

■見込の考え方

施設入所支援については、平成29年度末における成果目標を踏まえての見込としており、地域生活への移行を促進するため、平成26年度から平成29年度までに合計3人の退所を見込んでいます。

精神障害のある人については、サービスを必要とする人のニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備を検討します。

4. 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のための、サービス等利用計画の作成。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	地域生活へ移行した後の地域への定着、現に地域で生活している障害のある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(1) 計画相談支援

■計画相談支援の月平均見込

障害区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害のある人	人/月	17	19	21
知的障害のある人	人/月	32	35	39
障害のある児童	人/月	2	2	3
精神障害のある人	人/月	15	16	18
合計	人/月	66	72	81

■見込の考え方

平成27年度からは、障害福祉サービスを利用するすべての人に計画相談支援を導入する必要があります。そのため、国が示している計画相談支援の利用者数の算出に関する以下の基本的な考え方を踏まえながら、今後の支給決定者のうち、介護保険のケアプランやセルフプラン作成者を除いた人数を対象として、すべての支給決定者を対象とするように見込んでいます。

①在宅の障害福祉サービス利用者

- ・ 現行のサービス利用計画作成費の対象者等（1割程度見込む） → 毎月実施
- ・ 上記以外の者（9割程度見込む） → 6か月ごとに1回実施

②施設入所者 → 1年ごとに1回実施

(2) 地域移行支援

■地域移行支援の月平均見込

障害区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害のある人	人/月	0	0	0
知的障害のある人	人/月	3	3	4
精神障害のある人	人/月	3	3	3
合計	人/月	6	6	7

■見込の考え方

地域移行支援については、成果目標における福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を考慮し見込んでいます。

身体障害のある人については、サービスを必要とする人のニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備を検討します。

知的障害のある人は、施設入所者の地域移行を視野に入れ、3人を基準に、29年度は1人増加するとして設定しています。

精神障害のある人は、精神科病院からの地域生活への移行を踏まえて設定しています。

(3) 地域定着支援

■地域定着支援の月平均見込

障害区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害のある人	人/月	0	0	0
知的障害のある人	人/月	3	3	4
精神障害のある人	人/月	3	3	3
合計	人/月	6	6	7

■見込の考え方

地域定着支援については、成果目標における福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を考慮し、地域移行支援と同様の考え方に基づいて見込んでいます。

第3節 地域生活支援事業の見込について

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	平成25年度から開始された事業で、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。

■理解促進研修・啓発事業の見込

サービス名	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有

平成25年度は実績、26年度は見込

■見込の考え方

すでに実施済みであるため、引き続き事業の継続及び充実を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	平成25年度から開始された事業で、障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。

■自発的活動支援事業の見込

サービス名	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有

平成25年度は実績、26年度は見込

■見込の考え方

すでに実施済みであるため、引き続き事業の継続及び充実を図ります。

(3) 相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、 [*] 地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■相談支援事業の見込

サービス区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有

■見込の考え方

基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業については、引き続き平成29年度中の実施に向け、検討していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

■成年後見制度利用支援事業の見込

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度 利用支援事業	人	1	1	1

■見込の考え方

今後の施策展開等により、毎年利用者があるものとして見込んでいます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見 支援事業	平成25年度から開始された事業で、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■成年後見制度法人後見支援事業の見込

サービス名	単位	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有

平成25年度は実績、26年度は見込

■見込の考え方

すでに実施済みであるため、引き続き事業の継続及び充実を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。

■意思疎通支援事業の見込

サービス区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業	実利用者	15	15	15
要約筆記者派遣事業	実利用者	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置人数	2	2	2

■見込の考え方

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、平成23年度から26年度の平均である15人と1人を基準に見込んでいます。

手話通訳者設置事業については、今後も体制の維持に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■日常生活用具給付等事業の見込

サービス区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件	4	4	4
自立生活支援用具	件	11	11	11
在宅療養等支援用具	件	10	11	12
情報・意思疎通支援用具	件	10	10	10
排泄管理支援用具	件	1,570	1,580	1,590
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1

■見込の考え方

介護・訓練支援用具は、平成23年度から26年度の平均である4件を基準に設定しています。

自立生活支援用具は、平成23年度から26年度の平均である11件を基準に設定しています。

在宅療養等支援用具は、平成23年度から26年度まで毎年1件ずつ増加しているため、26年度見込の9件を基準に、27年度以降も1件ずつ増加するものとして設定しています。

情報・意思疎通支援用具は、平成23年度から26年度の平均である10件を基準に設定しています。

排泄管理支援用具は、平成23年度から26年度まで増加傾向にありますが、25年度、26年度とほぼ同水準のため、27年度以降は10件ずつ増加するとして設定しています。

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）は、平成24年度以降利用がないため、今後の施策展開等を踏まえ、毎年1件ずつの利用があるとして設定しています。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■手話奉仕員養成研修事業の見込

サービス名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	人	33	19	15	24	23	23	23

平成23年度から25年度は実績、26年度は見込

■見込の考え方

平成23年度から26年度の平均である23人を基準に、毎年同程度の養成研修の修了者を見込んでいます。

(9) 移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。

■移動支援事業の見込

障害区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害のある人	人	76	78	79
	時間	20,885	21,434	21,709
知的障害のある人	人	80	82	84
	時間	26,040	26,691	27,342
障害のある児童	人	24	25	26
	時間	5,136	5,350	5,564
精神障害のある人	人	13	15	17
	時間	2,149	2,480	2,810
合計	人	193	200	206
	時間	54,210	55,955	57,425

■見込の考え方

身体障害のある人は、平成23年度から26年度の平均の74人を基準に、27年度以降は2人ずつ増加するとして設定しています。利用時間は、平成23年度から26年度の1人あたり利用時間の平均274.8時間を利用人数に乗じて算出しています。

知的障害のある人は、平成23年度から26年度の平均の78人を基準に、27年度以降は2人ずつ増加するとして設定しています。利用時間は、平成23年度から26年度の1人あたり利用時間の平均325.5時間を利用人数に乗じて算出しています。

障害のある児童は、年々障害者への移行を要因として人数が減少する傾向が見受けられますが、今後の新たな児童の利用を考慮し、平成26年度見込の23人から毎年1人ずつ増加するとして設定しています。利用時間は、平成23年度から26年度の1人あたり利用時間の平均214.0時間を利用人数に乗じて算出しています。

精神障害のある人は、平成26年度見込の11人を基準に、27年度以降は2人ずつ増加するとして設定しています。利用時間は、平成23年度から26年度の1人あたり利用時間の平均165.3時間を利用人数に乗じて算出しています。

(10) 地域活動支援センター事業

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■地域活動支援センター事業の見込

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター事業	箇所	3	3	3
	人	48	50	52

■見込の考え方

平成25年度から26年度が11人増加していることや、今後の施策展開等も踏まえ、26年度見込の46人を基準に、27年度以降は2人ずつ増加するとして設定しています。

2. 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障害のある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■訪問入浴サービス事業の見込

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1

■見込の考え方

利用が限られているため、平成25年度から26年度の1人を基準に、27年度以降も1人の利用があるとして設定しています。

(2) 日中一時支援事業

■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

■日中一時支援事業の見込

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	人	6	7	8

■見込の考え方

平成23年度から26年度の平均の6人を基準に、27年度以降は1人ずつ増加するとして設定しています。

(3) 更生訓練費給付事業

■内容

サービス名	内容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に、更生訓練費等を支給し、社会復帰の促進を図ります。

■更生訓練費給付事業の見込

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生訓練費給付事業	給付対象者	20	21	22

■見込の考え方

平成23年度から26年度まで毎年利用者が増えているため、26年度の19人を基準に、27年度以降は1人ずつ増加するものとして設定しています。

第4節 障害児支援事業の見込について

1. 障害児支援事業

■内容(平成24年度から市町村事業)

サービス名	内容
児童発達支援	身体障害のある児童、知的障害のある児童または精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	身体障害のある児童、知的障害のある児童または精神障害のある児童を対象に、児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童、または今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成します。

■障害児支援事業の月平均実績値と見込

サービス区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人/月	27	37	38	39	40	41
	人日分/月	361	411	456	468	480	492
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日分/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	8	19	25	38	45	55
	人日分/月	51	118	158	266	315	385
保育所等訪問支援	回数/月	1	3	5	8	11	15
障害児相談支援	人/月	2	5	7	18	20	23

平成24年度から25年度は実績、26年度は、10月までの実績と11月以降の見込値

■見込の考え方

(1) 児童発達支援

平成25年度から26年度までの実績より、27年度以降は1人ずつ増加するとして設定しています。利用日数は、平成26年度の1人あたり利用日数の12.0人日を利用人数に乗じて算出しています。

(2) 医療型児童発達支援

サービス提供事業所が市内及び近隣市町にもないため、利用は見込んでいませんが、サービスを必要とする人のニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備を検討します。

(3) 放課後等デイサービス

市内の新たな事業所開所予定等を増加要因として算出しています。

(4) 保育所等訪問支援

今までの実績から数値を見込んでいます。

(5) 障害児相談支援

計画相談支援と同様、すべての障害のある児童に相談支援を決定するように算出しています。

第5節 障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児支援事業の確保策

1. 訪問系サービスの確保策

居宅介護をはじめとする各訪問系サービスは、利用者が年々増加しているため、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めていきます。

また、障害特性を理解したヘルパーの確保のため、府主催の研修の周知等、ヘルパーの養成に努め、サービスの充実に努めていきます。また、夜間や緊急時に対応できるサービス提供事業所の確保に努めます。

2. 日中活動系サービスの確保策

日中活動系サービス全般について、藤井寺市障害者支援会議等におけるサービスの利用状況や事業所の動向、福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行者等の状況、利用者のニーズ等を踏まえながら、サービス量の確保に努めます。

また、就労移行支援や就労継続支援については、利用者の自立した生活を支えることができるよう、福祉施設と関係機関、企業等の連携のもとで、工賃の確保にも留意していきます。

療養介護、短期入所については、サービスを必要とする利用者の状況等を踏まえながら、受け入れ先の確保に努めます。

3. 居住系サービスの確保策

共同生活援助については、潜在的な利用者のニーズも踏まえながら、府や近隣の市町村と連携し、民間住宅の活用等場所の確保に努めます。

施設入所支援については、国の指針では施設入所者を削減させることとなっていますが、施設入所が必要な人のニーズを把握し、適切なサービス量の確保に努めます。

4. 相談支援の確保策

相談支援については、利用者の移行や心身の状況等を踏まえ、一人ひとりに応じたサービスの決定を行うため、^{*}相談支援専門員の育成をはじめ、藤井寺市障害者支援会議と連携し、質・量ともに充実したサービス提供に努め、見込量を確保していきます。

5. 地域生活支援事業の確保策

(1) 必須事業

地域生活支援事業は、今後もサービスの質が低下することのないよう、人材の確保や研修会等の実施に努めます。

また、地域生活や社会生活の観点からサービス利用の促進を図るため、多様な事業者の参入とサービスの種類や内容に関する情報提供に努め、利用者本位のサービス提供に努めます。

(2) 任意事業

任意事業については、事業内容の周知を行い、支援を必要とする方への適切なサービス提供に努めます。

また、利用者のニーズに沿う形で、随時事業内容の見直しを行いながら、持続可能なサービス提供に努めます。

6. 障害児支援事業の確保策

療育の必要な子どもが増えてきており、子どもの発達に不安を抱える保護者のニーズも高く、今後も利用増が見込まれることから、利用者のニーズや事業所の動向等を踏まえながら、見込量を確保していきます。また、藤井寺市子ども・子育て支援事業計画と整合性を図りながら、質・量ともに充実したサービスの提供に努めます。

第4部 計画の推進体制

第1章 計画の推進体制

第1節 計画の推進に向けて

1. 地域との連携強化

障害のある人に対する施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業所、ボランティア・^{*}NPO、社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、当事者団体、地域団体等との連携・協働が必要不可欠です。

そのため、藤井寺市障害者支援会議等の機会を通して連携を強化し、計画を推進します。

2. 府・周辺自治体との連携

計画の推進にあたっては、サービスの調整や効果的なサービス提供基盤の整備、人材の育成、就労支援等、広域的な調整・対応が必要です。

そのため、羽曳野市、松原市、柏原市等との連携を図るとともに、障害福祉サービスにかかわる人材の養成や就労機会の拡充等、広域的な課題等についても適切に対応できるよう、大阪府との連携を図ります。

3. 庁内連携の充実

本計画は、障害のある人の就労支援や地域生活への移行支援等、福祉分野をはじめ、保健・医療、人権、雇用、教育、住宅等多様な分野との連携のもと、総合的に取り組む必要があります。

そのため、計画の推進にあたっては、庁内関係各課と連携し、全庁が一体となって各種施策・事業を推進していきます。

第2節 計画の点検・評価

「障害者計画」は、障害のある人に対する施策全般を推進するものであり、「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの円滑な提供とサービス基盤の整備を図る計画です。

障害福祉計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みを改善する（Act）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には障害のある人等を取り巻く社会環境等の変化と、障害のある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、関係団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「藤井寺市障害者支援会議」及びその専門部会等を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進していきます。

資料編

1 計画の策定経過

年月日	項目	内容
平成26年 7月14日	第1回 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会	○障害者福祉制度について ○計画策定に関するタイムスケジュールについて ○アンケート調査について
8月18日～ 9月1日	障害のある人へのアンケート調査の実施	○藤井寺市にお住まいの障害のある方を対象に、生活状況やニーズ等を把握するためアンケート調査を実施
9月26日～ 10月10日	団体アンケート調査の実施	○障害福祉サービス等の現状や課題、今後の方向性を把握し、障害福祉のニーズや課題を整理することを目的として実施
12月22日	第2回 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会	○アンケート調査の結果について ○藤井寺市障害者計画の事業評価について ○藤井寺市障害者計画（骨子案）について
平成27年 2月5日	第3回 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会	○藤井寺市障害者計画、藤井寺市障害福祉計画（第4期）（素案）について ○パブリックコメントの実施について
2月10日	藤井寺市障害者支援会議への計画素案の報告	○藤井寺市障害者計画、藤井寺市障害福祉計画（第4期）（素案）について、藤井寺市障害者支援会議に意見聴取
2月6日～ 2月19日	パブリックコメントの実施	○藤井寺市障害者計画、藤井寺市障害福祉計画（第4期）（素案）について、広く市民から意見を募集するため、ホームページに掲載するとともに、主要施設に設置
2月26日	第4回 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会	○パブリックコメントの結果について ○藤井寺市障害者計画、藤井寺市障害福祉計画（第4期）（案）について

2 藤井寺市保健福祉計画推進協議会規則

○藤井寺市保健福祉計画推進協議会規則

平成25年3月29日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、藤井寺市保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保健福祉施策推進のための意見集約
- (2) 保健福祉施策に関する調査研究
- (3) 保健福祉施策の実施に当たっての助言
- (4) 保健福祉計画策定に当たっての市長からの諮問の審議及び報告
- (5) その他保健福祉施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健福祉関係団体の代表者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 保健福祉関係機関に属する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、施策の検討、供給サービス、事例研究等事務及び各種行政計画の審議を分掌する。
- 3 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 4 部会には部会長を置き、正副会長が分担し部会を総理する。
- 5 その他部会の会議に関する事項は、前条の規定を準用する。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において行う。

- 2 部会の庶務は、部会を主宰する担当課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に委員である者は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。

3 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会委員名簿

所属	氏名	区分
桃山学院大学 社会学部教授	◎安原 佳子	学識経験者
藤井寺市身体障害者福祉協議会 会長	平田 侑子	保健福祉関係団体の代表者
藤井寺市心身障害児(者)父母の会 会長	杉江 徳久	
精神障害者まつしの家族会	大西 恵津子	
大阪府藤井寺保健所 所長	柴田 敏之	保健福祉関係機関
特定非営利活動法人 藤 理事長	永山 春樹	
藤井寺市社会福祉協議会 会長	植田 純一	

◎:部会長

4 用語の説明

【あ行】

◎アクセシビリティ【47・52・55・56・72ページ】

情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす用語。利用のしやすさ。

◎医療的ケア【32・43・46ページ】

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為。

◎インクルーシブ【5・52・56・67ページ】

包含する、含まれるという意味で、障害の有無にかかわらず、ともに地域の学校・社会に包み込まれ、必要な援助を提供されながら教育を受け、あるいは自立した生活を送ることをいう。

◎NPO（Non-Profit Organization）【57・59・61・121ページ】

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性等のあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。一定の要件を満たし、国や都道府県に届け出て法人格を取得し、活動を行っている「特定非営利活動法人（NPO法人）」もある。

【か行】

◎ケアマネジメント【61ページ】

援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉等様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。

◎限局性学習障害（SLD）【5・66・67ページ】

Specific Learning Disorder を訳した用語で、日本精神神経学会が作成したDSM-5病名・用語翻訳ガイドラインにおいて、今までの「学習障害（LD）」から名称が変更された。文部科学省の定義では、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定される。

◎高次脳機能障害【75ページ】

頭部外傷や脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難になる障害。

◎合理的配慮【3・4・5・51・55・57・60ページ】

障害者一人ひとりの状況に応じた支援等について、お金や労力等の負担がかかりすぎない範囲で行う配慮のこと。

◎国際シンボルマーク【58ページ】

障害を持つ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークのこと。障害を持つ人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、1969年に国際リハビリテーション協会により採択された。

【さ行】

◎自閉症スペクトラム症【5・66・67ページ】

自閉症やアスペルガー症候群、広汎性発達障害等、自閉症の特性を示す一群の発達障害を、軽度から重度まで区別をせず、一つの障害として捉える考え方。

◎社会モデル【3・7ページ】

不利益を個人の特徴と社会のあり方との相互作用から生じるものとし、社会の側にそれを改善する責務があると捉える。平成18年（2006）に採択された国際連合の「障害者の権利に関する条約」も社会モデルに基づくもの。

◎障害者週間【53・57ページ】

従来、国際障害者年を記念し、障害者問題について国民の理解と認識をさらに深め、障害者福祉の増進を図るため12月9日を「障害者の日」として定めていたが、平成16年の「障害者基本法」改正により毎年12月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められた。

◎小地域ネットワーク活動【54ページ】

校区（地区）を単位に、高齢者や障害のある方、子育て中の保護者等で援護を必要とする人を対象に進められている高齢者ふれあいサロンや子育てサロン等、地域住民による助け合いや支え合い活動のこと。

◎ジョブコーチ【25ページ】

知的障害や精神障害等、円滑なコミュニケーションが困難な障害のある人の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、つき添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整等にあたることで、職場環境等への適応を支援する指導員。

◎自立支援医療【16・27・29ページ】

心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されており、育成医療、更生医療は市町村が、精神通院医療は都道府県が実施している。

◎相談支援専門員【61・62・116ページ】

指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の提供にあたる相談支援従事者。

【た行】

◎地域自立支援協議会【107ページ】

障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関や関係団体により構成される、障害者総合支援法に規定される法定協議会。地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。藤井寺市においては、藤井寺市障害者支援会議がその役割を担っている。

◎注意欠如・多動性障害（ADHD）【5・66・67ページ】

Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder を訳した用語。文部科学省によると、年齢あるいは発達に釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものを指す。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

◎特別支援学級【5・16ページ】

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等の障害のある児童・生徒のために、小・中学校に設置された学級。

◎特別支援学校【5・16・46・70ページ】

従来の盲・ろう・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。対象とする障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障害の程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

◎特別支援教育コーディネーター【55・67ページ】

障害のある児童・生徒への適切な支援のために、関係者や関係機関との間を連絡・調整し、協同的に対応できるようにするための役割を持つ者。

【な行】

◎日常生活自立支援事業【54ページ】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

【は行】

◎発達障害【4・19～25・28・30～42・44・45・66・67・75ページ】

自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、限局性学習障害、注意欠如・多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

◎パブリックコメント【10ページ】

行政の政策立案過程で住民の意見を募る制度。行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめホームページ等を通じて意見を募る。住民は、電子メール、郵便等の方法で意見を提出する。

◎福祉教育【42・53・56・58・59・68ページ】

学校の児童・生徒に限らず、地域の住民等の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

◎法定雇用率【4ページ】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障害者雇用の割合。

【ま行】

◎民生委員児童委員【57・58・65ページ】

民生委員法に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は3年で、職務は、①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等である。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

【ら行】

◎レスパイト【101ページ】

本来の休息、息抜きという意味から、福祉では介護からの一時的な解放という意味で使われる。レスパイトケアとは、障害のある人等を介護する家族等を、一時的に、一定期間、介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、介護負担を軽減する援助である。

**藤井寺市障害者計画
藤井寺市障害福祉計画（第4期）**

平成27年3月

発行：藤井寺市 健康福祉部 福祉総務課

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号

TEL：072-939-1111（代表）

FAX：072-952-9503